

令和2年度

事業報告書

令和3年6月

一般社団法人日本私立大学連盟

令和2年度事業報告書

目次

I. 一般報告

1. 令和3年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

1-1	私立大学側の要求方針等の決定経過	(1)
1-2	令和2年度補正予算等の内容	(7)
1-2-1	第1次補正予算(補正予算第1号)の内容	(7)
1-2-2	令和2年度予備費の内容	(8)
1-2-3	第2次補正予算(補正予算第2号)の内容	(8)
1-2-4	第3次補正予算(補正予算第3号)の内容	(9)
1-3	令和3年度文部科学省概算要求の決定経過及び文部科学省概算要求・要望の内容	(10)
1-3-1	令和3年度文部科学省概算要求の決定経過	(10)
1-3-2	文部科学省概算要求・要望の内容	(18)
1-4	令和3年度政府予算等の内容と対策活動	(25)
1-4-1	令和3年度政府予算の決定経過と対策活動	(25)
1-4-2	令和3年度政府予算の内容	(27)

2. 令和3年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

2-1	私立大学側要望等の決定過程	(32)
2-2	文部科学省税制改正要望の内容	(33)
2-3	令和3年度私立学校関係税制改正の概要	(33)

3. 審議会等への対応について

3-1	文部科学省「高大接続改革」への対応について	(35)
3-1-1	「大学入試のあり方に関する検討会議」への対応	(35)
3-1-2	大学入試センターへの対応	(36)
3-2	中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」への意見提出について	(36)
3-3	文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」への意見提出について	(37)
3-4	文化庁「授業目的公衆送信補償金制度」への対応について	(39)
3-5	内閣府「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」への対応について	(42)
3-6	内閣府「規制改革推進会議」への対応について	(43)
3-7	全国知事会「これからの高等学校教育のあり方研究委員会」への対応(9月入学に関する意見)について	(46)

4. 就職問題等について

4-1	就職問題等について	(48)
-----	-----------	-------

5. その他

5-1	日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への	
-----	----------------------------------	--

対応について	(53)
5-1-1 産学連携推進分科会	(56)
5-1-2 採用・インターンシップ分科会	(57)
5-2 中国高等教育協会「高等教育国際フォーラム」への対応について	(59)
5-3 新型コロナウイルスの感染拡大に関する対応について	(60)
5-3-1 9月入学の対応について	(62)

II. 事業報告

1. 当法人の機能強化に関する事業

1-1 政策提言機能の強化	
1-1-1 総合政策センター 企画会議	(63)
1-1-1-1 事業の企画立案・調整	
1-1-2 総合政策センター 政策研究部門会議	(64)
1-1-2-1 政策課題への取り組み	
1-1-3 総合政策センター プロジェクト	(64)
1-1-3-1 シンクタンク機能の強化	
1-2 情報収集・発信の強化	
1-2-1 広報・情報委員会	(65)
1-2-1-1 広報・情報に対する課題への対応	
1-2-1-2 社会に向けた情報発信の強化	
1-2-2 広報・情報委員会 大学時報分科会	(67)
1-2-2-1 『大学時報』の発行	
1-2-3 広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会	(69)
1-2-3-1 コンシェルジュ事業の強化	
1-2-4 広報・情報委員会 情報分科会	(70)
1-2-4-1 調査の実施、情報収集	
1-2-5 その他	(72)
1-2-5-1 インターネットを活用した情報発信	

2. 公財政活動に関する事業

2-1 税財政改革にかかる活動	
2-1-1 公財政政策委員会	(73)
2-1-1-1 私立大学関係政府予算・税制改正への対応	
2-1-1-2 国の補助金等に関する説明会の実施	

3. 教育研究に関する事業

3-1 教育研究の質の向上	
3-1-1 教育研究委員会	(75)
3-1-1-1 高大接続改革及び教学マネジメントの確立・関係機関等への対応	
3-1-2 教育研究委員会 FD推進ワークショップ運営委員会	(76)
3-1-2-1 FD推進ワークショップの実施	
3-2 学生・就職支援の充実	
3-2-1 学生委員会	(77)
3-2-1-1 学生支援研究会議の開催	
3-2-2 学生委員会 奨学金等分科会	(79)
3-2-2-1 奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議	
3-2-3 学生委員会 キャリア・就職支援分科会	(82)

3-2-3-1	就職にかかる諸問題への対応	
3-2-4	学生委員会 学生生活実態調査分科会	(83)
3-2-4-1	次回(第16回)学生生活実態調査に向けた検討	
3-3	グローバル教育の推進	
3-3-1	国際連携委員会	(85)
3-3-1-1	国際連携に関する諸課題に関する研究	
3-3-1-2	「国際教育・交流調査」の実施	

4. 大学マネジメントに関する事業

4-1	自律的大学経営の確立	
4-1-1	経営倫理委員会	(87)
4-1-1-1	倫理綱領・指針に抵触した事態への対応	
4-1-2	経営委員会	(88)
4-1-2-1	私立大学経営の充実・強化に向けた検討	
4-1-3	経営委員会 大学ガバナンス検討分科会	(89)
4-1-3-1	「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討	
4-1-4	経営委員会 情報公開検討分科会	(90)
4-1-4-1	情報公開の充実に向けた検討	
4-1-5	経営委員会 人事労務検討分科会	(91)
4-1-5-1	私立大学における人事労務政策に係る検討	
4-2	教学・経営マネジメントの確立	
4-2-1	理事長会議 幹事会	(91)
4-2-1-1	理事長会議の企画・実施	
4-2-2	学長会議 幹事会	(92)
4-2-2-1	学長会議の企画・実施	
4-2-3	財務・人事担当理事者会議 幹事会	(94)
4-2-3-1	財務・人事担当理事者会議の企画・実施	
4-2-4	教学担当理事者会議 幹事会	(97)
4-2-4-1	教学担当理事者会議の企画・実施	
4-2-5	監事会議 幹事会	(98)
4-2-5-1	監事会議の企画・実施	
4-3	大学経営人材の養成	
4-3-1	研修委員会	(100)
4-3-1-1	各研修の実施	
4-3-1-2	新任管理職研修の企画・実施	
4-3-1-3	オンデマンド研修(大学職員基礎コース)の配信、 コンテンツ開発(中級コース、中途採用者向けコンテンツ)	
4-3-1-4	地方大学、子育て世代に配慮した若手職員向け短期集中型の研修会 (「大学職員短期集中研修」)の企画・実施	
4-3-2	研修委員会 アドミニストレーター研修運営委員会	(106)
4-3-2-1	アドミニストレーター研修の企画・実施	
4-3-3	研修委員会 業務創造研修運営委員会	(108)
4-3-3-1	業務創造研修の企画・実施	
4-3-4	研修委員会 キャリア・ディベロップメント研修運営委員会	(110)
4-3-4-1	キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施	
4-3-5	研修委員会 創発思考プログラム運営委員会	(111)
4-3-5-1	創発思考プログラムの企画・実施	
4-3-6	研修委員会 PDCAサイクル修得プログラム運営委員会	(113)

5. その他目的達成に必要な事業

- 5-1 緊急・共通課題への対応
 - 5-1-1 理工系分野の教育研究推進プロジェクト…………… (115)
 - 5-1-1-1 私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応

III. 処務の概要

1. 顧問及び役員等について

- 1-1 年度当初の顧問及び役員等…………… (117)
- 1-2 役員任期満了に伴う改選…………… (118)
- 1-3 その後の異動…………… (120)

2. 会員の入会について

- 2-1 入会…………… (121)

3. 人事関係について

- 3-1 事業担当理事等…………… (122)
 - 3-1-1 年度当初の事業担当理事等…………… (122)
 - 3-1-2 その後の異動…………… (123)
 - 3-1-3 役員改選に伴う新事業担当理事等…………… (123)
- 3-2 対外派遣等人事…………… (124)
 - 3-2-1 日本私立大学団体連合会…………… (124)
 - 3-2-2 公益財団法人私立大学退職金財団…………… (127)
 - 3-2-3 一般財団法人私学研修福祉会…………… (129)
 - 3-2-4 文部科学省…………… (129)
 - 3-2-5 日本私立学校振興・共済事業団…………… (130)
 - 3-2-6 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構…………… (130)
 - 3-2-7 独立行政法人大学入試センター…………… (131)
 - 3-2-8 独立行政法人日本学生支援機構…………… (131)
 - 3-2-9 東京都…………… (131)
 - 3-2-10 UMA P (アジア太平洋大学交流機構)…………… (132)
 - 3-2-11 著作権の教育利用に関する関係者フォーラム…………… (132)
 - 3-2-12 一般社団法人日本経済団体連合会…………… (132)
- 3-3 私大連事務局への職員派遣協力…………… (133)
- 3-4 私大連事務局職員…………… (134)

4. 令和2年度役員会・総会

- 4-1 常務理事会…………… (135)
- 4-2 理事会…………… (139)
- 4-3 総会…………… (144)

5. 日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿…………… (146)

6. 令和2年度各種委員会委員一覧…………… (147)

7. 令和2年度事業計画	(156)
--------------	--------

IV. 社員の異動状況

<資料編> この資料編は、本文中、「資料編 資料 (番号)」と記載してあるものです。

1. 令和3年度私立大学関係政府予算要求関係
2. 令和3年度私立学校関係税制改正等要望関係
3. 審議会等関係
4. 就職問題等関係
5. その他

<令和2年度事業報告の附属明細書>

I. 一 般 報 告

1. 令和3年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

私大連では、これまで常務理事会、理事会並びに総会において、私立大学関係政府予算に対する私立大学側要求について種々の検討を重ねるとともに、当法人と日本私立大学協会（以下、「私大協」という。）とで構成する日本私立大学団体連合会（以下、「連合会」という。）をはじめ、日本私立短期大学協会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立小学校連合会並びに全日本私立幼稚園連合会で構成する全私学連合、文部科学省及び関係諸機関とも連携・協力し、要求に当たっての基本方針並びに要求内容のとりまとめをはじめ、文部科学省概算要求に向けた私立大学側の要求、さらに政府予算獲得の実現に向けて積極的な対策活動を展開してきた。

令和3年度に向けた私立大学関係政府予算要求に関する私立大学側の基本的考え方、それに基づく具体的要求方針等のとりまとめ及びその実現・実行活動については、令和2年度事業計画における「I. 対外的活動に関する事業」の「税財政改革にかかる活動」にかかる事業の一環として、公財政政策委員会を設置し、その任務に当たった。

1-1 私立大学側の要求方針等の決定経過

令和元年12月頃から中国湖北省武漢市を中心として発生したとされる新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が引き起こす新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せ、令和2年1月30日には世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されるに至った。令和2年2月下旬には世界7大陸のうち南極大陸を除く全ての大陸で感染者が確認され、3月11日には世界保健機関が「新型コロナウイルス感染症の拡大がパンデミックと形容される」と評価した。新型コロナウイルス感染症の流行は、その中心地を、中国から米国・欧州、中南米・アフリカへと移しながら世界規模に拡大し、感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際政治経済秩序、さらには人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及した。

日本では、令和2年1月15日に感染症の最初の感染者が確認された後、3月下旬以降、感染が急速に拡大し、4月6日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認され、4月4日現在の4月1日までの状況として、感染経路が特定できていない感染者が40.6%を占める事態となり、4月10日には新規感染者数が708人にまで達した。

この間、政府では、政府としての新型コロナウイルス感染症に係る対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣を本部長として「新型コロナウイルス感染症対策本部」を1月30日に設置し、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定、滞在歴による外国人等の上陸拒否などの措置を講じた。2月25日には、『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』において、今後の感染拡大防止策として、「学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等

に要請する」ことを決定し、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、文部科学省では、翌28日に文部事務次官名による「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」により、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に、3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む）に基づく臨時休業を行うことを要請した。

4月7日には、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）から、緊急事態措置を実施すべき期間として4月7日から5月6日までの29日間、緊急事態措置を実施すべき区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日には、全都道府県が緊急事態措置の対象とされた。

その後、1日の新規感染者数は減少し、5月25日には宣言を解除するに至ったが、令和2年10月現在においても、人々の日常生活のあり方や教育・医療・交通などの公共サービスの在り方、産業分野におけるサプライチェーンのあり方など、日常及び経済社会活動に多大な影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、私大連では、令和3年度政府予算に関する私立大学関係の要望のとりまとめに当たって、公財政政策委員会、常務理事会及び理事会において、私立大学関係政府予算要求に関する基本方針並びに要望内容等について検討するとともに、連合会、全私学連合並びに文部科学省等との連携を図りつつ、文部科学省高等教育局（私学部等担当部局）等との情報交換やその後の政府等の動向を注視しながら、積極的な要望活動を展開した。

私大連の公財政政策委員会では、「令和3年度私立大学関係政府予算に関する要望のポイント」として、1）新型コロナウイルス感染症への対応に係る要望、2）「新しい生活様式」をはじめとする新たな時代における社会変革の実現に係る要望、3）高等教育修学支援新制度、令和2年度補正予算による学生支援を踏まえての授業料減免補助事業の取り扱いに係る要望を掲げることとし、その内容は第2回常務理事会並びに第625回理事会（令和2年6月9日開催）に報告され、その内容について協議し、了承された。

第1回公財政政策委員会（6月23日開催）では、常務理事会並びに理事会において協議された「令和3年度私立大学関係政府予算に関する要望のポイント」について協議し、1）令和2年度予算において、高等教育修学支援新制度の発足に伴って、それまで私立大学等経常費補助金において措置されてきた授業料減免補助が廃止されたこと、2）コロナウイルス禍を受けての対応や“ウイズコロナ”という「新たな日常」におけるオンライン授業をはじめとする「新たな大学づくり」について、政府による支援の必要性が生じていること、3）昨年度、私大連の理工系分野の教育研究推進プロジェクトがとりまとめた提言をはじめ、関係機関から様々な大学教育予算に係る提言がなされていること、を受け、それらの内容を加味したとりまとめを進めることとした。

第2回公財政政策委員会（7月15日開催）では、文部科学省私学部私学助成課長と、令和2年度第1次並びに第2次補正予算の内容、経済財政諮問会議で検討が進められているいわゆる『骨太の方

針2020』に係る検討の動向も踏まえ、協議し、1) 新型コロナウイルス感染症に関連しての要望を「最重点要望項目」とする、2) 昨年度の「最重点要望項目」と「要望項目」を統合し、「要望項目」とする、3) 令和2年度第1次並びに第2次補正予算の概要について、とくに国私間格差の観点から踏まえた内容を盛り込む、4) 補正予算において措置された内容は、いずれも今後の教育研究活動の推進に際して必要不可欠なものであり、その政策目的の浸透、充実のための支援は一過性のものとするべきではなく、継続性をもってなされるべきである旨を強く要望することとした。

要望書の構成は「基本的考え方」「最重点要望項目」「要望項目」とし、「基本的考え方」では、「世界は、いま、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応という、未知の課題に直面している。人々の行動様式の変容とともに大学のICT化を進めるなど、私立大学は、新たな学びの方法論を獲得するために、さらなる大学改革を進めなくてはならない」としたうえで、「『最重点要望項目』として、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな財政的負担を強いられている私立大学への国の柔軟な支援及び経済的に困窮する学生が学びを断念することのないよう国立大学と同様の国による継続的な支援を要望する」こととした。

「最重点要望項目」では、はじめに「新型コロナウイルス感染症を契機とした基本的考え」として、新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援については、令和2年度政府予算において、第1次補正予算が組まれるとともに、第1次補正予算を強化するための第2次補正予算が編成され、学生の学修機会の確保のための経済支援、遠隔授業の環境構築等の観点から様々な予算が措置されているものの、その内訳を学生一人当たりで換算すると、第1次補正については3.8倍（国立大学生：1.9万円、私立大学生：0.5万円）、第2次補正については1.4倍（国立大学生：1.0万円、私立大学生：0.7万円）の格差が生じていること、これらの補正予算における支援は、令和2年度限りの一時的な緊急措置とすべきではなく、政策目的の浸透や充実のみならず、いずれも今後の教育研究活動の維持・発展に必要な不可欠なものであるため、継続性をもってなされること、を要望した。

「最重点要望項目」は、「要望1. 新型コロナウイルス感染症を契機とした私立大学学生への経済支援」、「要望2. 新型コロナウイルス感染症を契機としたICT化に係る支援」、「要望3. 新型コロナウイルス感染症を契機とした『安全衛生』と『大学病院』に係る支援」並びに「要望4. オンライン授業の活用等によるリカレント教育の充実・推進のための支援」の四本の柱からなる。

「要望1. 新型コロナウイルス感染症を契機とした私立大学学生への経済支援」では、1) 「学生支援緊急給付金」並びに「緊急特別無利子貸与型奨学金」の継続的な措置と国私間の学生支援格差の是正、2) 学生の通信環境に関する支援、3) 国私を設置形態に依拠しない学生修学支援（授業料減免制度）を要望した。「1)」では、特に家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの減・解雇等突然の収入減による「学びの継続」の危機を抱える状況を受け、令和2年度の予備費による措置されることとなった「学生支援緊急給付金」に関わって、対象学生等の要件の一つである「家庭から多額の仕送り（年額150万円以上）を受けていない」の「仕送り」に学納金も含まれていることから、学納金の高い私立大学生にとって極めて不利な条件となっていることから、同制度の実効性を検証するなどしたうえで、私立大学学生の経済的困窮を救うための要件の見直しを要望した。また、「2)」では、総務省からの要請に基づき、各電気通信事業者において講じられている利用料並びに利用期間に係る特別措置の継続を、「3)」では、経済的困窮に陥った学生を対象とする令和2年度補正予算による授業料減免等支援事業（補助率3分の2）の対象となる学生の今後さらに拡大することが懸念されることを踏まえた継続支援を要望するとともに、令和2年度から導入された「高等教育の修学支援新制度」の創設に伴い廃止された中間所得層の家庭の学

生を対象とする学びの支援に関わって、恒久的な支援制度の創設と国私間の比較において2分の1補助を上限とする制約を受けることがないよう、学生への経済的支援を個人補助として明確に位置付けることを、さらに経済的困窮学生への支援に係る業務が専門的かつ複雑化していることを受けての業務負担軽減のためのシステム導入・改修、委託費、人件費（臨時雇用含む）や学生支援（振込手数料、送料等含む）をはじめとする大学運営に係る新たな経常的経費を補助するための私立大学等経常費補助金の一般補助の増額などを要望した。

「要望2. 新型コロナウイルス感染症を契機としたICT化に係る支援」では、ウィズコロナ、アフターコロナの時代では少人数の面接授業とネット授業の併用が不可欠となり、このためには膨大な設備投資が必要となることを踏まえ、ICT化に対する手厚い財政支援を講ずるべきであるとしたうえで、世界レベルで加速しているICT教育の流れに乗り遅れることのないよう、わが国の私立大学が、国内はもとより世界の大学を見据え、質の高い多彩なオンライン授業のプログラムを組めるよう、その実装化のための機器備品等の購入や貸与をはじめとする環境や体制の整備・拡充、運用に係る支援（人件費や委託費等）や、キャリア支援や図書の貸し出しをはじめとする学生を対象とした各種サービス等、教職員のテレワークに係る環境整備を含めた継続的かつ手厚い支援などを要望した。

「要望3. 新型コロナウイルス感染症を契機とした『安全衛生』と『大学病院』に係る支援」では、1) 感染拡大防止に向けた支援と2) 大学病院の財政及び医療・福祉系人材育成のための支援を要望し、「1)」では、第1次補正予算において、国立大学には、新型コロナ感染予防・衛生確保を目的としたトイレの洋式化・乾式化のための補助など、設備整備のための約47億円が措置される一方で、私立大学には設備整備のための予算措置がまったくとられていないことを受け、感染リスクが特に高いとされているトイレのほか、図書館や教室、食堂などでの飛沫対策、3密対策のための施設整備（学生寮をはじめとする施設等の直接的整備や借り上げ、スクールバスの増便）、空調・換気設備の整備をはじめ、保健センターの機能整備などに対する十分な支援、入学者選抜の実施に係る試験会場の増設、臨時要員の確保、入試振替・追試の実施、感染症対策のための機器備品・消耗品等の購入、システム改修に係る費用や事務負担の増加にいかに対応するための緊急的支援や学内感染者の早期発見・二次感染の防止及び実習等の目的のためにPCR等検査の受検を要する場合の検査費負担軽減に係る支援等を要望した。

「要望4. オンライン授業の活用等によるリカレント教育の充実・推進のための支援」では、ICT化とリカレント教育に係る経費に係る十分な支援、社会人（現役のIT技術者等）を対象としたリカレント教育などに対する重点的な支援の一環としての学び直しに係る経済的負担の軽減のための教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化、職業実践力育成プログラムのさらなる充実と学生の多様なニーズへのより柔軟な対応を目的とした同プログラムに係る認定要件の緩和を要望するとともに、採用と大学教育の未来に関する産学協議会が令和2年3月にとりまとめた『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』を踏まえ、多様な教育研究を支える高度専門職同様、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数を補助金配分基準の授業時間数に含むための基準の見直しなどを要望した。

昨年度の「最重点要望項目」と「要望項目」を統合した「要望項目」では、「要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化」「要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化」「要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化」「要望4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化」「要望5. 地方創生のための支援の拡充・強化」「要望6. 科学技術イノベーション

ションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」「要望7. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化」並びに「要望8. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等」からなる。

とくに「要望5. 地方創生のための支援の拡充・強化」では、「(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援 ①地方の活性化に貢献する人材の育成、地方創生に携わる専門人材の確保への支援」において、「新型コロナウイルス禍の最中、またその後における『新しい生活様式』の確立をはじめとする社会変革は、東京一極集中から多極連携型社会へと変わり、「都市」と「地方」の関係性を変えていくことが想定されることから、「地方圏」では、食料ばかりでなく、自然エネルギー、対人ケア人材(医療・看護、福祉・介護、教育・保育等)の地産地消による「地域循環型社会」の実現を見据えた「地域循環型教育」の推進が必要である」旨を新たに記載した。

また、「要望6. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」では、令和2年3月に私大連の理工系分野の教育研究推進プロジェクトがとりまとめた『提言』を踏まえ、「電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援」「研究者の安定的な研究環境を整備するための支援」並びに「公的研究費の審査における新たな評価指標の導入」に係る要望を新たに追加した。

また、政府関係者、国会関係者への今後の要望活動をはじめとする様々な場面での活用、さらには、社会一般からの理解の深化、私立大学に対する公財政支出の必要性にかかる世論の喚起を目指し、「要望(案)」に記した内容を中心に、私立大学としての“思い”や国私間格差の実態が明確となる論拠と事例について図表を中心に視覚的に訴える「データ編」については、最新のデータへの更新を適宜、図っていくこととした。

上記の経過を経てとりまとめられた「基本的考え方」「最重点要望項目」「重点要望項目」からなる『令和3年度私立大学関係政府予算に関する要望(案)』は、私大連の7月21日開催の第626回理事会において報告された。

一方、連合会では、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めた。その過程では、連合会の公財政改革委員会委員、文部科学省高等教育局の私学助成課、高等教育企画課、学生・留学生課、総合教育政策局の地域学習推進課、研究振興局の学術企画室等との調整を行い、最重点要望項目の「要望2. 新型コロナウイルス感染症に関するICT化に係る支援」に関わって、全学生がオンライン授業や対面ウェブ授業に対応できるよう高速通信網や大容量通信の設備インフラが必要となり、これらを活用した新しい教材の開発は教育の質の維持向上を図るために不可欠であること、ウィズコロナ、アフターコロナの時代では少人数の面接授業とネット授業の併用が不可欠となり、このためには膨大な設備投資が必要となる旨を強調すべく記述を盛り込んだ。また、文部科学省からの指摘を踏まえ、重点要望項目の「要望6. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」に関わって、「科研費若手支援プラン」等の実行による研究成果の切れ目ない創出に向けた研究者の多様かつ継続的な挑戦への支援についての記述を盛り込むなどした。

その後、幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私学連合では、連合会をはじめとする各構成団体の要望内容を受け、私立大学関係の要望をはじめ私立高等専門学校、私立高等学校等、私立小学校及び私立幼稚園関係の政府予算に関する要望、並びに日本私立学校振興・共済事業団(以下、「事業団」という。)及び私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望を含む『令和3年度私立学校

関係政府予算に関する要望』としてとりまとめ、拡大会長会議（8月26日開催）における報告、了承を経て、要望の趣旨や項目を踏まえた『データ編』とともに文部科学大臣及び文部科学省政務三役をはじめ政府・与党関係者に提出（9月4日）された（資料編 資料1-1、1-2）。

私大連並びに連合会では、上記『要望』のとりまとめと相まって、全私学連合による私学振興協議会（8月7日開催）等を通じ、私立大学振興政策の実現活動を長谷山会長を中心に文部科学大臣経験者、自由民主党文部科学部会関係者をはじめとする国会議員を対象に展開した。

私大連では、3月31日に『新型コロナウイルス感染症対応に係る要望』をとりまとめ、経済的困窮に陥った学生への支援、遠隔授業を実施するための体制整備への支援、新型コロナウイルス感染症防止に関する研究、医療体制への支援等を文部科学省に、4月27日には『新型コロナウイルス感染症拡大による大学への影響に係る緊急要望』をとりまとめ、経済的困窮に陥った学生への支援、遠隔授業を実施するための情報システム強化に係る支援を文部科学省高等教育局長に要望した。また、5月11日には、国立大学協会並びに公立大学協会とともに、経済的に苦境に陥っている学生へのさらなる経済的支援やオンライン授業の実施にかかる学生の負担への支援を要望する『新型コロナウイルス感染症に対応した学生への経済的支援に関する緊急要望』をとりまとめ、5月18日に長谷山会長をはじめとする国公私立大学各団体の会長や役員が文部科学大臣に手交した。さらに、6月には令和2年度政府予算における予備費において措置された「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」の継続的措置等、国立・私立の学生間において格差が生じない支援、中間層の経済支援措置、学生の通信環境に関する支援措置、学生の学びのための感染予防・衛生管理に対する支援、感染拡大防止に向けた支援、大学病院の持続的な経営のための全面的支援、大学のICT化の推進、リカレント教育への支援、リカレント教育に係る私立大学の経常費補助金の補助金算定の見直しや寄附税制の優遇措置等を要望する『社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言—新型コロナウイルス感染症の拡大による学生の学びの保障と変化する国際社会を見据えて—』を新型コロナウイルスに関する政策パッケージとしてとりまとめ、6月8日には同政策パッケージに基づく記者懇談会を開催し、多くのマスコミ関係者と活発な意見交換を行った。

8月7日開催の全私学連合私学振興協議会では、全私学連合としての共通する当面の諸課題として、1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応一国の柔軟な支援を一、2) 各私立学校（幼稚園～大学）の基盤経費である私学助成のさらなる拡充、3) 私立学校施設の耐震事業促進に対する支援のさらなる拡充、4) 私立学校に対する寄附税制等の一層の改善並びに5) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び適用期限の延長を掲げたいうで、大学関係の課題については連合会から、「アフターコロナ、新時代における社会変革実現のために」として、1) 新型コロナウイルス感染症への対応、2) 基盤的経費の確実な措置・拡充と中間層への支援、3) 地域の振興・活性化の促進、地方の知の拠点形成並びに4) 学術研究（科学技術イノベーション含む）の強化を掲げた。具体の要望内容としては、コロナ後の新しい時代に向けた高等教育を国の最優先政策として、私立大学等経常費補助の拡充とともに、1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生への継続的経済支援、2) 私立大学のICT教育への支援並びに3) 私立大学の「安全衛生」と「大学病院」への支援を要望し、「1)」では、秋以降、さらに深刻化すると思われる経済の悪化を見据え、国・私の区別なく、学生の学びを中断させないための継続的経済支援を、「2)」では、世界の大学におけるオンライン化の流れに日本が乗り遅れることのように、高度なICT教育に取り組む私立大学に手厚い財政支援を、「3)」では、私立大学に対する3密対策ための施設整備、空調・換気設備に対する支援と医療機関であるとともに医療・福祉系の学生たちの研修現場でもある大学病院に対する政府の全面的支援を要

望した（資料編 資料1-3）。

私大連並びに連合会では、9月29日の文部科学省概算要求の財務省への提出後も、『要望』の内容が令和3年度政府予算（案）に反映されるよう、その実現活動を展開した。

1-2 令和2年度補正予算等の内容

1-2-1 第1次補正予算（補正予算第1号）の内容

政府としての新型コロナウイルス感染症に係る対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣を本部長として設置された新型コロナウイルス感染症対策本部では、2月13日に『新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第1弾）』を決定し、今年度予算の着実な執行に加え、政府チャーター機による帰国者の生活支援やワクチン等の研究開発の加速などを盛り込んだ、予備費103億円を含む総額153億円の対応策をとりまとめるとともに、資金繰り支援として、日本政策金融公庫等での緊急貸付・保証枠の確保に5,000億円の金融措置を講じ、「今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく」こととした。

3月10日には、新型コロナウイルス感染症対策本部が同日に決定した『新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—』を踏まえ、令和元年度一般会計の予備費の使用を閣議決定し、新たな助成金など学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応や、雇用調整助成金の特例措置の拡大などを盛り込んだ、予備費2,715億円を含む総額4,308億円の対応策をとりまとめるとともに、資金繰り支援として、特別貸付制度創設など1兆6,000億円の金融措置を講じ、「さらに、国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく」こととした。

また、3月18日には、『生活不安に対応するための緊急措置』を決定し、「緊急小口資金等に対し、速やかに予備費（104億円）を措置する」ことなどを決定した。

その後、政府では、いわゆる『15か月予算』の考え方の下、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算と令和2年度当初予算の臨時・特別の措置等を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講ずることを主な内容とする平成元年12月5日に閣議決定された『安心と成長の未来を拓く総合経済対策』に加えて、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することより、財政支出48兆円、事業規模117兆円の『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～』をとりまとめ、4月7日に閣議決定し、同月20日にその内容を変更した。

『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の雇用と事業と生活を守り抜く「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革を推進し、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢を講ずる「V字回復フェーズ」の二つのフェーズを意識しながら、1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、2）雇用の維持と事業の継続のための支援のさらなる強化、3）次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、4）将来

を見据えた強靱な経済構造の構築、5) 今後への備えの五つを柱として、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の施策を展開するとされている。

上記の『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とする第1次補正予算案は、4月7日の閣議決定、4月20日の概算の変更の閣議決定を経て、4月27日に国会に提出され、4月30日に政府案通り成立した。

第1次補正予算の一般会計における歳出の追加事項は、1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として25兆5,655億円が計上され、その内訳は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発として1兆8,097億円、②雇用の維持と事業の継続として1兆9,490億円、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復として1兆8,482億円、④強靱な経済構造の構築として9,172億円、⑤今後への備え（新型コロナウイルス感染症対策予備費）として1兆5,000億円が計上された。

私立学校関係では、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生に対して、授業料減免等を実施した大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率1/2）する「私立大学等授業料減免等支援」として3億円、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」として27億円が計上された（資料編 資料1-4）。

1-2-2 令和2年度予備費の内容

政府では、5月19日に『令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について』を閣議決定し、4月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金で家計急変対応を措置してきた一方で、多くの学生等がアルバイト収入の激減・途絶など、学生生活にも経済的な影響が顕著になってきている現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で10万円（うち非課税世帯の場合20万円）を現金給付による支援する「学生支援緊急給付金」を創設するとともに、有利子奨学金の貸与を希望する場合、国が利子を補填することで実質無利子化を図る「緊急特別無利子貸与型奨学金」を創設することとし、令和2年度の予備費から531億円が計上された。

1-2-3 第2次補正予算（補正予算第2号）の内容

困難状況にある国民・事業者をしっかりと支え、雇用と事業と生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれにも万全の備えを固めていくとの考えに基づき、令和2年度第1次補正予算を強化するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とする第2次補正予算案は、5月27日の閣議決定を経て、6月8日に国会に提出され、6月12日に政府案通り成立した。

第2次補正予算の一般会計における歳出の追加事項は、1) 新型コロナウイルス感染症対策関係経費として31兆8,171億円が計上され、その内訳は、①雇用調整助成金の拡充等として4,519億円、②資金繰り対応の強化として116億円、③家賃支援給付金の創設として2兆242億万円、④医療提供体制等の強化として2兆9,892億円、⑤その他の支援として4兆7,127億円（イ. 新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金の拡充 2 兆円、ロ. 低所得のひとり親世帯への追加的な給付1,365億円、ハ. 持続化給付金の対応強化 1 兆9,400億円、ニ. その他6,363億円)、⑥新型コロナウイルス感染症対策予備費10兆円が計上された。

私立学校関係では、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生に対して、授業料減免等を実施した大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率2/3）する「私立大学等における困窮学生に対する授業料減免等への緊急支援」として94億円、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」として56億円が計上された（資料編 資料1-5）。

1-2-4 第3次補正予算（補正予算第3号）の内容

第3次補正予算は、令和2年12月8日に閣議決定された『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うことを内容とし、12月15日の閣議決定を経て、令和3年1月18日に国会に提出され、1月28日に政府案通り成立した。

『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』では、「国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開くべく、予算・規制・税制、さらには財政投融资を含むあらゆる政策手段を総動員した力強い経済対策を講じることで、来年度中にはコロナ前の経済水準に回帰させ、民需主導の成長軌道に戻していく」としたうえで、「医療提供体制の確保をはじめとする感染拡大防止に全力を挙げるとともに、内外の感染状況による経済への影響に対し、雇用と事業を支え、生活を守る」とする守りの視点と、「行政デジタル化の遅れ、東京一極集中など感染症を契機に浮き彫りとなった課題に対処」「グリーンやデジタルをはじめ成長分野に民間投資を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、所得の継続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投下」とする攻めの視点を掲げ、1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、2) ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、3) 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保、4) 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行、の四つの柱からなり、「2)」では「2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」の「(2) イノベーションの促進」において、「10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する」とされた。

第3次補正予算における一般会計における歳出の追加事項は、1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として4兆3,581億円、2) ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現として11兆6,766億円、3) 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保として3兆1,414億円が計上され、追加額は合計19兆1,761億円に上る。また、その他の経費を25億円、所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の減少見込額を計上することに伴う地方交付税交付金の減少額を補填するために地方交付税交付金を2兆6,339億円、それぞれ増額することとしており、これらを合わせた追加額の合計は21兆8,353億円が計上される一方で、既定経費の減額並びに地方交付税交付金の減額による

6兆4,082億円の修正減少がなされ、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は15兆4,271億円となった。

大学関係では、大学・高等専門学校においてデジタルを活用した取り組みを進めるに当たり、基盤設備等の整備を行うことで、ポストコロナ時代の高等教育における教育手法の具体化を図る「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」として60億円、大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学等の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を推進することで、わが国のイノベーション・エコシステムを構築する「世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設」として5,000億円、家計の急変等、修学が困難となった学生等に対する無利子奨学金の充実を図る「家計が急変した学生等への無利子奨学金の充実」が90億円計上された。また、私立学校関係では、学生等の生命を守り、自然災害発生時には地域の避難所となるほか教育研究活動を支える重要な知的インフラでもある学校施設や災害支援機能を有する船舶等に対し、衛生環境改善や耐震対策、老朽化対策、防災機能強化等の整備を推進する「学校施設等の整備（衛生環境改善等含む）」として95億円、令和2年7月豪雨等の大規模災害により被害を受けた学校施設等の災害復旧を迅速に進める「学校施設等の災害復旧」として5億円が計上された（資料編 資料1-6）。

1-3 令和3年度文部科学省概算要求の決定経過及び文部科学省概算要求・要望の内容

1-3-1 令和3年度文部科学省概算要求の決定経過

経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である経済財政諮問会議では、1月17日の同会議に有識者議員4名の連名により提出された資料をベースにとりまとめられた『経済財政諮問会議における2020年前半の主な検討課題～成長と安心の未来に向けて～』について、3月10日開催の同会議において協議し、同資料では「Society5.0の実現を通じた生産性向上と賃金所得の引上げ、人材育成・高度人材獲得、少子化対策、地域活力の再生等の取組は、日本が中長期的に継続・強化していくべき課題でもある。今年の骨太方針に向けては、引き続き、経済最優先で取り組むとともに、こうした中長期的課題に対する処方箋の実行を確実に進め、その道筋を揺るぎのないものとし、成長と安心を車の両輪として実現する」としたうえで、「Ⅱ. 重点課題」として「1. GDPと同時にQOLを高める質の高い経済成長」と「2. 国民生活の安心」を掲げ、「1.」では「（1）デジタル・ニューディールを通じたSociety5.0の実現」の一環として「デジタル時代の産業構造を念頭に置いた人材育成・活用や人材投資等に係る戦略の策定」を、「（2）人材投資・人材育成」の一環として「STEAM人材投資、リカレント教育への社会人の参加、大学改革」が掲げられた。

3月31日開催の経済財政諮問会議では、臨時議員である文部科学大臣から「ICTを活用した学びの保障について」として、新型コロナウイルスを踏まえ、大学・高等専門学校における遠隔授業の活用を促進するため、これまで必ずしも法令上明確ではなかった遠隔授業に係るルールについて、1）学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを軽減する視点から、面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること、2）同時双方向型の遠隔授業を自宅において受講することが可能とすること、3）60単位を上限とする遠隔授業の単位数について、主として対面授業により修得した単位

と認める場合には、授業の一部を遠隔授業としても60単位への算入は不要であること、を内容とする通知により明確化したとの報告がなされるとともに、初等中等教育段階における臨時休業中の子供たちの学びの保障にかかわって、「ハード面の整備（一人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク）」「ICT活用のための人材の充実（指導力向上及び外部人材の活用）」等が今後検討すべき課題である旨の報告がなされた。

4月15日開催の経済財政諮問会議では、有識者議員4名の連名により提出された『デジタル・ニューディールの全国展開に向けて～スマートシティの推進と地方大学のSTEAM人材育成～』について協議し、同資料では「1. 課題認識と基本的な方向性」として、新型コロナウイルスの危機を受けての「国民の行動変容を危機克服後も活かし、東京一極集中の流れを大きく変え、地域を活性化させる社会刷新につなげていくべき」であり、地方創生に関して、「この20年で高校から大学進学の際の地元優先の傾向が顕著になったが、就職を機に、多くの若年層が（東京へ）流入している現状は変わっていない」としたうえで、「地域に活力ある雇用、魅力ある居住環境、特徴ある教育環境を創出し、若年の流出を止めるとともに、交流人口を含めた人の流入を拡大することが不可欠である」として、1）政令指定都市及び中核市等を中心に、スマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備すること、2）国公立をはじめとした地方大学におけるオンライン教育・STEAM人材育成を強化し、地域ごとに特徴ある教育、人材集積を進め、企業進出の誘因とすること、が「早急に求められる」とした。また、「2. 具体化に向けて」の「（2）地方大学におけるオンライン教育・STEAM人材育成の拡充」では、「特色ある人材育成とそうした人材を活用した地元集積を目指し、やる気のある地方国公立大学を中心に世界とオンラインで結ぶなどの取組を徹底してバックアップし、地域経済の担い手を育成すべき」「やる気のある国立・公立の地方大学を中心にまずは新規に10校程度絞り込んで選定し、継続的に、STEAM人材定員の抜本拡充や若手を含めた民間教員の別枠定員での登用、理工系に加え経済学部・経営学部の場も活用したSTEAM人材育成、施設整備や研究開発等の支援を強化すべき」としたうえで、これらの大学においては、1）オンライン教育を大前提に、国内の他大学の優れた講義を受けられるよう単位互換制度の活用や協力する大学への支援を強化するとともに、世界の優れた教育プログラムとの連携を構築すべき、2）地域連携プラットフォームや数理・データサイエンス・AI教育の新たな認定プログラム等の活用による産学官連携を進めるべきとした。また、「地方大学・地域産業創生交付金について、大学・企業による事業構想に対する伴走型支援を強化するなど、同交付金の活用を促すべき」であり、「こうした取組を継続的に支えるため、大学運営の裁量性拡大と事務局を含めた経営体制への民間人の活用とあわせて、文部科学省が中心となって基準を明確化し、国立大学への運営費交付金や公立大学への地方財政措置等について大胆にメリハリをつけて配分すべき」とした。

これに対し、臨時議員である文部科学大臣からは、人口減少による地域の活力の低下、都市部から地方への優秀な人材の還流が課題であるとしたうえで、地方大学の目指す方向性として、1）地方大学は、地方公共団体、地域の産業界等と密に連携し、文理の枠にとらわれないSTEAM人材の育成や地元企業へのインターンシップ・リカレント教育を拡充する、2）Society5.0社会の実現にとって不可欠な数理・データサイエンス・AI教育の推進やオンライン教育の積極的な活用により、地域において新たな産業や雇用を創出し、地方創生の中核となることを目指すことが報告された。

4月27日開催の経済財政諮問会議では、有識者議員4名の連名による『緊急提言～感染症の長期化・再発と経済変動に備えるために～』について協議し、同資料では、オンライン教育・講習の推進に向けて、出し手の準備不足でオンラインが受講できないとの現状を踏まえ、1）多くの大学で遠隔

授業が進められつつあるが、公立、私立の取組が総じて遅れている。教育が停滞しないよう、取組を早急に促すべき、2) 今後の遠隔教育に向けた検討に当たっては、自前主義ではなく、国公立の枠を超えた大学等連携推進法人の共同教育や世界とのオンライン連結の取組を進めるべきとされた。

5月15日開催の経済財政諮問会議では、有識者議員4名の連名により提出された『教育・科学技術政策について～デジタル化・リモート化を活用した学びの継続、教育・科学技術の変革～』について協議し、同資料では、「デジタル化・リモート化を活用し、学びを止めないこと、教育格差を広げないことが最優先課題」であり、「こうした変革を教育や科学技術に取り込み、未来への強固な礎を築くべき」としたうえで、「1. 感染症対策下での教育推進、教育格差の防止」として、高校・大学にかかわって、1) 進学・就職を控えた高3を中心に、夏休み等における授業の補充・補習、相談支援の強化とともに、入試の延期、9月入学の検討、就職活動の弾力化を進めるべき、2) 大学では、デジタル容量の不足から、十分な双方向のリモート教育が困難な状況も生じている。実態を早急に把握し、十分なリモート教育環境を整備すべき、3) アルバイトができなくて困窮している学生に対して、学費・生活費を支援すべき、4) 企業の意欲的な新卒採用や通年採用の拡大の情報提供等による後押し、国・地方の公務員の臨時的な別枠採用等を通じ、第二の就職氷河期が生まれるのを防ぐべきとされた。また、「2. 教育分野でのデジタル化・リモート化の推進に向けて」として、大学・地域のデジタル化にかかわって、1) 理系・STEAM人材の地元定着に向けて、やる気のある地方大学において、地元枠（一定期間の地元就業を前提とした定員枠）を設定する、地元での起業を支援する等の工夫を検討すべき、2) 世界的な高等教育機関のオンライン化の潮流を、大学間交流協定による単位互換や共同研究の拡大で取り込み、大学のネットワーク化、グローバル化を加速すべき。これにより、各地域でいくつになっても再チャレンジできるリカレント教育を拡充すべき、3) 学校ICT化を支援するICT技術者（GIGAスクールサポーター）等をネットワーク化し、学校を核とした全国各地のICT化・デジタル化を加速すべきとされた。さらに、「3. 研究開発投資の推進」として、1) 創発的研究支援事業は、若手研究者の意欲・能力を引き出す評価の仕組みを設定し、その手法を競争的資金の一体的見直しにも活用すべき、2) 国立大学運営費交付金の配分は、若手の常勤職や資金などの研究環境によるウェイト付けを拡充すべきとされた。

これに対し、臨時議員である文部科学大臣からは、1) 新型コロナウイルス感染症に係る教育・科学技術分野での喫緊の対応として、「児童生徒・学生の学びの保障」のための「アルバイトができないなどにより家計が急変した学生等への支援」「感染症対策を徹底したうえでの児童生徒の学びの確実な保障」「ICT等を活用した学びの保障、教育体制の緊急整備」、2) 新型コロナウイルス感染症に関する診療・研究開発の強化のための「大学病院の医療提供体制の強化」「新型コロナウイルス感染症に係る研究開発、影響を受けた研究現場への支援」に係る報告があるとともに、研究力向上の源泉となる若手研究者の支援にかかわって、1) 博士課程学生の処遇の向上（経済的支援の充実）、2) アカデミアでの安定的なポスト確保、3) 産業界等へのキャリアパス・流動の拡大に関わっての現在検討中の今後の方向性の報告があるとともに、若手研究者支援と並行し、競争的資金の一体的見直しを実施するとともに、第4期に向けた運営費交付金の在り方を検討する旨の報告があり、とくに競争的資金の一体的見直しに係る検討の方向性として、「若手への重点支援と実力研究者（中堅・シニア）への切れ目ない支援」「基礎から応用・実用化までの橋渡し／切れ目ない支援」「大学改革とも連動した研究拠点の形成」「競争的研究費を通じた制度改革（研究費の柔軟な執行）」の報告がなされた。

5月29日開催の経済財政諮問会議では、有識者議員4名の連名により提出された『骨太方針に向け

て～感染症克服と経済活性化の両立～』について協議し、同資料では、今年の骨太方針では「内外の環境変化を踏まえて、日本としての社会・経済の新しい大きな方向性をしっかりと打ち出すべきである。当面の雇用・事業・生活の緊急支援への注力に加え、感染症克服への対応と経済活性化の両立のための施策、さらには新たな日常の構築による「質」の高い経済社会を見据え、新しい国民生活及び日本経済に向けた政策方針を示す必要がある」としたうえで、「1. 新たな日常の定着・加速に向けて～日本社会の進化を元に戻さない～」に関わって「東京一極集中の流れを変え、感染リスクが低い地方での就労・居住を促進するため、スマートシティ形成、地方大学改革に関するこれまでの提言を実行すべき」とした。また「3. 新たな社会課題に応える科学技術・イノベーション」に関わって、「創薬研究に加え、デジタル化・リモート化、AI・ロボット等の社会的課題に対応するため、次期科学技術基本計画において優先順位をつけた上で、研究開発投資の拡大に取り組むべき」とした。

「5. 新型感染症に対応した経済社会の変革とそれを支える経済財政運営」では、「④来年度予算」に関わって「新型感染症の影響と動向が見通せない中、経済・国民生活への影響を見極めつつ、簡素な概算要求基準の下、年末に向け予算編成の準備を進め、令和3年度予算編成の基本方針で方向性を示し、予算案に反映すべき」とされた。

6月22日開催の経済財政諮問会議では、有識者議員4名の連名により提出された『強靱かつ柔軟、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて』について協議し、同資料では、「6. 包摂的な社会の構築に向けた取組の強化」として、「失業者や新たな活躍の場を求める労働者のエンプロイアビリティを向上させるため、デジタル教育をはじめとしたリカレント教育を抜本的に強化すべき」ことが改めて強調された。

7月8日開催の経済財政諮問会議では、同会議議員の内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣から、平成26年1月に経済財政諮問会議の下に専門調査会として設置され、同年11月に『報告「未来への選択」』をとりまとめた「選択する未来」委員会が、令和2年7月1日にとりまとめた『選択する未来2.0 中間報告』について報告を受けるとともに、『経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）（原案）』について協議した。『選択する未来2.0 中間報告』では、「IV 選択すべき未来の実現に向けた主な方策」の「3. デジタル化をフル活用し、AI×ものづくり、人材等の無形資産への投資拡大を柱に世界をリードする創造力を発揮する経済に向けて」において、1）大学はSTEM分野をはじめ博士号取得者の育成を抜本的に強化する、2）企業はジョブ型正社員など博士号取得者の活躍の場を大きく拡大する、3）地域は大学や企業と連携し、スマートシティの形成を推進する、4）こうした三位一体の取組を通じて、イノベーションを生み出す高度人材が育ち、活躍するエコシステムを形成していくことが求められるとした。また、5）博士号取得者の育成強化に向けて、大学における若手研究員の研究力・教育力を高めていくことが求められる、6）運営費交付金が削減される中で若手研究員の雇用が任期付きや非常勤に移行している現状を改革していく必要がある、7）OECD諸国の中で最低水準にある大学入学者に占めるSTEM分野の割合を引き上げていく必要がある、8）大学の経営力や実績等に基づき選択と集中を進めていき、意欲ある地方の国公立大学を中心に理工系女子をはじめSTEM人材の育成をさらに強化すべきである、9）大学間での単位互換の拡充や大学へのインセンティブ付与を通じ、大都市圏の有力な大学の授業を全国で受けられる環境を整備していくことも必要である、10）急速なAI×データ社会への変革の下、大学や高等専門学校（高専）といった高等教育に加え、農業高校、工業高校、商業高校においても、学際的な教育内容の提供、データサイエンス教育、アントレプレナー教育等の充実により学生の未来の開拓を後押しすることが求められるとした。

7月17日には、経済財政諮問会議と未来投資会議が合同会議として開催され、内閣総理大臣から経済財政諮問会議議長（内閣総理大臣）に対し、「当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。」とする諮問がなされるとともに、経済財政諮問会議がとりまとめた『経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～』、未来投資会議が令和元年9月以降、議論を進めきたSociety5.0をはじめとする成長戦略に関するテーマについて、令和元年12月にとりまとめた『中間報告』に、年明け以降の未来投資会議における検討成果を追加記述するとともに、雇用の維持や資金繰り等の事業継続のための支援策を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた記述を行った『成長戦略実行計画案』並びに『成長戦略フォローアップ案』について協議した。

『経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～』では、「第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて」において、「感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」へと移行するとの見方が強い。世界的なデジタル化の動きや自国中心主義の高まりとあいまって、国際政治経済の構図は大きく変容し、自由貿易体制をはじめとする今後の世界秩序に大きな影響を与えかねない。また、世界は、感染症拡大に伴う混乱や不安が広がる中で、各社会レベル（コミュニティ、地域、国家、国際社会）で分断が見られている。我々は、時代の大きな転換点に直面しており、この数年で思い切った変革が実行できるかどうか、日本の未来を左右する」としたうえで、「デジタル化は、生産性を引き上げ、今後の経済成長を主導するとともに、より便利で豊かな生活を実現する上で重要な役割を担うものである」との前提のもと、「今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず社会変革の契機と捉え、少子高齢化や付加価値生産性の低さ、東京一極集中などの積年の課題を解決するとともに、通常であれば10年掛かる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、『新たな日常』を実現し、『新たな日常』を支える基盤として、『人』・イノベーションへの投資や包摂的な社会づくり、新たな世界秩序の下での活力に富んだ経済の構築を推進する」として、「『新たな日常』の実現に向けた社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、1）教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する、2）科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する、3）デジタル化・人的資本形成・イノベーションの3分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる、とした。そしてそのうえで、「5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革」の「（1）当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方」として、1）当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う、2）「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するため、令和2年度第一次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度第二次補正予算を速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用を含め、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する、3）令和3年度予算については、概算要求期限を1か月遅らせるとともに、概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする、4）感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行う、とした。そして、「（2）感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進」では、1）感染症拡大により東京一極集中のリスクが認識され首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、スマートシティの社会実装、地方大学のSTEAM人材育成や二地域居住・就業の促進など地方への新たな人の流れの創出により、多核連携型の国づくりを行う、2）教育の質の向上に

向けて、予測不可能な未来を主体的に切り拓くことができるよう、アクティブ・ラーニングや学びのデジタル化、外部人材の活用等を通じ、個別最適化された深い学びを実現し、課題設定・解決力や創造力のある人材を育成するため、教育研究の定量的成果等に応じた財政支援のメリハリ付けの強化を進める、とした。

「第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く」では、「1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ—『ウィズコロナ』の経済戦略」の「(2)雇用の維持と生活の下支え」において、「テレワーク促進と合わせ、在宅等で学べるオンラインコンテンツの開発など「新たな日常」に対応したリカレント教育の充実を進める」とした。

「第3章 『新たな日常』の実現」では、「1. 『新たな日常』構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）」の「(3)新しい働き方・暮らし方」の「③教育・医療等のオンライン化」において、「高校・大学の遠隔教育について、単位上限ルール等の見直しを検討する」とした。また、「2. 『新たな日常』が実現される地方創生」では、「(1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ」の「②二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出」において、1)魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、理工系の女性を含むSTEAM人材の育成等に必要な、地方国立大学を含めた定員増や地域雇用向けの地元枠の設定、若手・実務家教員の別枠定員での登用、大学間のオンライン教育での連携等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定する、2)首都圏の大学の地方サテライトキャンパスの設置を促進する、とした。さらに、「3. 『人』・イノベーションへの投資の強化—『新たな日常』を支える生産性向上」では、「(1)課題設定・解決力や創造力のある人材の育成」の「②大学改革等」において、1)STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、研究施設の整備、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育を推進するとともに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する、2)医工連携をはじめとする分野融合人材の育成、高等専門学校の高制度化・国際化、専門職大学、専門学校、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する、3)優秀な人材を日本に惹きつける国際的な頭脳循環、トビタテ！留学JAPAN、大学間交流協定による単位互換や共同研究、教育プログラムの国際連携などを拡大する、4)大学の連携・統合の推進、地域に貢献する公立大学への地方財政措置を含めた支援の実施、私学助成のメリハリある配分の強化を図る、5)感染症による影響を含め、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等について検討する、とした。また、国立大学法人改革に関わって、1)戦略的な大学経営を可能とする新たな法的枠組みを検討し、年内に結論を得る、2)国と新たな自律的契約関係を結ぶ国立大学法人は、グローバルな評価・処遇制度の下、人事の独立性を確保し、学生定員を自律的に管理、デジタル化を活かした質の高い教育を実践、リモート留学生・教員も含めたグローバルキャンパスを実現する、3)戦略的経営を促す財務・会計の在り方等について具体的な検討を行う、4)国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討する、とした。さらに、「③リカレント教育」では、1)遠隔・オンライン学習、働く個人向けの教育訓練給付や事業主向けの人材開発支援助成金の活用、大学等によるプログラムの拡充も進めながら、例えば40歳を視野にキャリアの棚卸しを行うことにも資するよう、いくつになっても再チャレンジできるリカレント教育を全国的に推進する、2)産業界との連携・接続を強化した幅広い分野の実践的プログラ

ムやデジタル・デバイドを防止する生涯を通じたe-ラーニングを強化する、3) 機械やAIでは代替できない価値創造人材を育成するため、最新のIT・テクノロジーや教育手法を駆使した教育プログラムの開発を支援する、4) STEAM・デジタル人材の育成に向けた人材投資を促進するインセンティブ措置を強化した制度の検討を進める、とした。

『成長戦略フォローアップ』では、「1. 新しい働き方の定義」における「(2) 新たに講ずべき具体的施策」の「vii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成」において、1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な経済的支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染の第二波、第三波への備えや今後の社会全体でのデジタルライゼーションの展開も見据え、大学等における遠隔授業の環境構築を加速する、2) 高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、国際的な動向を見据えながら、今後の高等教育のグローバル戦略の再構築を行う、3) 数理・データサイエンス・AIのリテラシーレベルのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AIを応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルのモデルカリキュラムを2020年度中に開発する、4) データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する、5) カリキュラムへの数理・データサイエンス・AI教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う、6) 博士人材等に対し、高度なデータサイエンスなどのスキル等を習得させる研修プログラムを産業界や海外の大学等と連携し開発・実施し、展開するとともに、高等学校等と連携し、博士人材を授業に派遣するなどにより次代の人材の育成を図る、7) 大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、リテラシーレベルについて2020年度中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める、8) 学部・研究科などの枠を超えて教育課程を設定できる学位プログラム制度について積極的な活用を促す、9) 大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図るため、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（「レイトスペシャライゼーションプログラム」等）の複数構築に向けた具体的な取組に着手する、10) 世界をけん引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から個別最適な学びを実現する「出る杭」を引き出す教育プログラムの構築に向けた具体的な取組に着手する、11) 令和2年1月にとりまとめられた「教学マネジメント指針」の周知・普及や好事例の収集・公表等により学修成果の可視化等を進めることで、予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成することができる大学教育への転換を促進する、12) Society 5.0 時代に必要な思考力・判断力・表現力などの学力を評価する大学入学共通テストを着実に実施していくとともに、当該テストにおいて「情報I」を令和6年度から出題することについてCBT活用を含めた検討を行う、とした。

また、政府では、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が司令塔となって毎年策定する『科学技術イノベーション総合戦略』に基づき、施策の重点化等を着実に実行してきたが、令和元年度からは、平成28年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画の策定以降、1) 世界で想像を超えたイノベーションが進展し、ゲーム構造が一変し、過去の延長線上の政策では世界に勝てないとの問題意識のもと、第5期科学技術基本計画(Plan)・科学技術イノベーション総合戦略2017(Do)の取組の評価(Check)、今後とるべき取組(Action)の提示、2) 硬直的な経済社会構造から脱却、

我が国の強みを活かしつつ、Society5.0の実現に向けて「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会の創造、3)「世界水準の目標」「論理的道筋」「時間軸」を示し、基礎研究から社会実装・国際展開までを「一気通貫」で実行するための「政策の統合」、4)イノベーション関連の司令塔機能強化を図る観点から「統合イノベーション戦略推進会議」の設置による横断的かつ実質的な調整・推進機能の構築が必要であるとの認識のもと、政策の統合により、知・制度・財政の基盤三本柱を改革・強化しつつ、我が国の制度・慣習を柔軟に「全体最適化」すること、「世界で最もイノベーションに適した国」を実現し、各国が直面する課題の解決モデルをわが国が世界に先駆けて提示することを基本的な考え方とする『統合イノベーション戦略』を策定してきた。

その一方で、科学技術基本法が制定された平成7年以降、AIやIoT、生命科学など、近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分なものとなっており、人間や社会への深い洞察に基づく科学技術・イノベーションの総合的な振興が必要となっているとの情勢変化に鑑み、第201回国会（令和2年1月20日～令和2年6月17日）にて、科学技術基本法を25年ぶりに本格的に改正するための法律が成立、公布され、改正科学技術基本法（科学技術・イノベーション基本法）では、現代の複雑化する諸課題に対峙していくためには、人文・社会科学（科学技術・イノベーション基本法では「人文科学」とされているが同じ意味である）が積極的に役割を果たすことが重要になってくること等から、人文・社会科学のみに係る科学技術を振興対象に追加するとともに、「イノベーションの創出」について、イノベーション創出に至る具体的な手段として、従来の新商品又は新役務の開発などの企業活動を念頭に置いたものに加え、科学的な発見または発明といった創造的活動についても規定し、「イノベーションの創出」が多様な主体が関与し得る幅広い概念であることを明確化するなど、これまで「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に規定されていた定義を見直したうえで、科学技術・イノベーション基本法に新たな概念として導入するなどしてきたことを踏まえ、『統合イノベーション戦略2020』をとりまとめた。

『統合イノベーション戦略2020』では、「第I部 総論」の「4. 重点的に取り組むべき課題」として、「(3) 科学技術・イノベーションの源泉である研究力の強化（知の創造）」を掲げ、その「①価値創造の源泉となる研究力の強化（若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等）」において、「科学技術・イノベーションの振興と人間や社会の在り方が密接不可分となっていることに鑑み、人文・社会科学の更なる振興や、自然科学との知も融合した総合知によって、社会の具体的課題を解決するための取組を推進する」とするとともに、「②大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出」において、1) 国立大学法人の第四期中期目標期間を見据え、大学の経営改革を支援するため規制緩和等の提案を検討し、必要な政策につなげるとともに、国立大学法人ガバナンス・コードの運用や国立大学法人運営費交付金改革を推進する、2) 大学・国研と民間企業等による組織間での大型の産学共創を推進するとともに、知と資金の好循環の実現に向けて、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の補強等を行う、とした。

上記の『経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～』『成長戦略実行計画』『成長戦略フォローアップ』や『統合イノベーション戦略2020』は、地方大学の産学連携強化と体制充実、地方への移住・定着の推進に向けた魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等をまとめた『まち・ひと・しごと創生基本方針2020』や、経済社会の構造改革を進めるうえで必要な規制のあり方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関として、令和元年10月24日に常設の機関として設置された総合規制改革会議が、令和2年に7月2日にとりまとめた『規制改革

推進に関する答申』を受け、同答申において対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくためにとりまとめられ、文部科学省において「大学等における多様なカリキュラム講座の開発促進を令和2年度に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置する」とした『規制改革実施計画』とともに7月17日に閣議決定された。

7月21日開催の閣議では、財務大臣から「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」が示され、政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題である一方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実であるとして、「令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、政令を改正し、要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとする」とし、「令和3年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令」が閣議決定された。

具体的には、1) 要求額は、基本的に、対前年度同額とする、2) そのうえで、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとする、3) その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する、4) 年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討する、5) 財政投融资については、中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰り支援など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をすることとし、その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図る、6) 令和3年度税制改正要望についても、9月30日までの提出とする、7) 租税特別措置については、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることとされた。

1-3-2 文部科学省概算要求・要望の内容

前項「1-2-1」による経過等を踏まえ、文部科学省概算要求については、自由民主党の文部科学部会等を経て決定され、9月29日に財務省に提出された。

文部科学省の要求・要望額は、総額5兆9,118億円（対前年度予算比6,085億円、11.4%増〔前年度予算額は「臨時・特別の措置」〈防災・減災、国土強靱化関係〉1,092億円を除く〕）となっている。このうち文教関係予算は4兆3,011億円（同2,708億円、6.7%増）、スポーツ関係予算は444億円（同93億円、26.5%増）、文化芸術関係予算は1,588億円（同521億円、48.8%増）、科学技術予算は1兆2,427億円（同2,665億円、27.3%増）となっている。

財務大臣からの「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」において、「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとされたことを受けてのコロナ対応関係では、ウィズコロナ期間を乗り切り、ポストコロナ時代の「新たな日常」に向けて、「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」として、事項要求を除き、学校・教育関係は2,801億円、スポーツ・文化芸術関係は624億円、科学技術関係は2,577億

円が要求された（資料編 資料1-7）。

「1. 教育政策推進のための基盤の整備」の一環として位置づけられた私学助成関係予算の要求総額（私立大学等の改革の推進等～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～）は、対前年度予算比284億円増の4,378億円＋事項要求であり、そのうち「私立大学等経常費補助」は対前年度予算比27億円増の3,004億円が要求された（資料編 資料1-8、1-9）。

このうち「一般補助」は2,777億円（対前年度予算比34億円増）、「特別補助」は227億円（同7億円減）が要求され、一般補助において、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標の本格導入等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進するとともに、対面授業と遠隔授業の組み合わせなどコロナを踏まえた大学教育の取組を支援するとともに、特別補助において、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援することが目指されている。

「私立大学等改革総合支援事業」は、「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援するための115億円（同1億円増）が一般補助及び特別補助の内数として要求された。

また、AI戦略等を踏まえ、文理を問わずすべての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムを踏まえた教材等の開発や全国への普及展開に資する私立大学等を支援するための「私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実」が特別補助の内数として新規に10億円（同皆増）が要求された。

私学助成関係予算のうちの私立大学等経常費補助以外では、「私立学校施設・設備の整備の推進」として、学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化をさらに促進するための非構造部材の落下防止対策等の設備を重点的に支援するため、令和2年度までとなっている耐震改築への補助制度を延長し、「耐震化等の促進」として47億円（同同額）が要求され、そのほか国土強靱化関係予算は事項要求とされた。また、感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的施設等の環境改善整備を支援する「私立大学等の施設環境改善整備費」として184億円（同179億円増）、私立学校の個性・特色を生かした教育研究の実践のため、教育研究基盤となる設備・装置の整備を支援する「私立大学等の装置・設備費」として83億円（同49億円増）が要求され、「私立高等学校等ICT教育設備整備費」の30億円（同20億円増）とあわせた「教育・研究環境の整備」は302億円（同249億円増）が要求された。なお、少人数によるきめ細かな指導体制への支援は事項要求とされた。

このほか、文教関係予算では、「2. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の養成」において、大学入学共通テストの感染症対策を含む円滑な実施や、新学習指導要領に対応した試験問題の調査研究（CBT方式による試験実施の検討を含む）を目的とする「大学入学共通テストの着実な実施」として19億円（同5億円増〔別途事項要求〕）が要求された。

「3. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」では、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（内閣府計上）するとともに、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者

全員に対する貸与を確実に実施する「高等教育の修学支援の確実な実施」が内閣府計上予算も含め事項要求（前年度予算額5,832億円）とされた。

「4. 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成」では、「（1）グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進」として、わが国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援するとともに、大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、わが国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、オンラインも活用した質保証を伴った国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援する「大学教育のグローバル展開力の強化」が45億円（同同額）要求され、その内訳として、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援する「スーパーグローバル大学創成支援事業」が33億円（同同額）、地域ごとの高等教育制度の相違を越え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援し、これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進する「大学の世界展開力強化事業」が12億円（同同額）要求された。また、日本人学生が海外留学を継続できるよう必要な支援等を行うとともに、「留学生30万人計画」の趣旨・目的を踏まえ、引き続き外国人留学生の受入れに取り組む「大学等の留学生交流の充実」が344億円（同3億円増）要求された。

「（2）大学教育再生の戦略的推進」では、社会をけん引するトップレベルの博士人材養成に必要な予算を確保しつつ、ポストコロナ時代に対応する人材養成についてさらに修士レベルの教育プログラム支援を創設することで、大学院の人材養成能力を総合的に強化する「大学院教育改革の推進」において、ポストコロナ社会を担う高度人材の育成を行う大学院教育プログラムを構築する「ポストコロナ社会を担う人材育成プログラム」が新規に15億円（同皆増）要求されたほか、各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築する「卓越大学院プログラム」が60億円（同17億円減）要求された。大学等における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る「革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進」では、Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する「知識集約型社会を支える人材育成事業」が6億円（同2億円増）、産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、Society5.0の実現に向けて人材不足が深刻化している情報技術人材やデータサイエンティストといった、大学等における産業界のニーズに応じた人材を育成する取組を支援する「Society5.0に対応した高度技術人材育成事業」が5億円（同4億円減）、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築し、指標に基づき、出口（就職先）が一体となった教育プログラムを実施する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」が3億円（同同額）、実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な実務家教員の質・量の充実を図るため、大学等において実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行う「持続的な産学共同人材育成システム構築事業～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～」が3億円（同同額）、

「先導的大学改革推進委託事業」が0.6億円（同同額）、観光産業の現状と、今後の人材の需要・分析・予測（人材像の整理）、観光人材育成の現状把握と課題整理（特に学部レベルの教育課程）、外国における先進事例調査（米国・コーネル大学など）、高等教育機関（大学等）と地方自治体や観光地域づくり法人との連携事例調査や求められる人材像の育成の在り方の提示（モデルカリキュラムの検討）を行う「観光産業の持続的な成長を支える人材育成・教育に関する調査研究」が新規で0.3億円（同皆増）、先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図る「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」が0.5億円（同0.2億円増）要求された。

「（3）先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」では、わが国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成する「先進的医療イノベーション人材育成事業」が10億円（同1億円減）、社会から求められる多様な医療ニーズに対応するため、大学・大学病院において高度な専門性を有する医療人材を養成するための教育プログラムを構築し、国内への普及を図る「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業」が4億円（同同額）、新型コロナウイルス感染症対応による影響について、関係省とも連携し、大学病院の基盤の安定化を図るとともに、シミュレーション設備を用いた教育プログラムを構築・実施し、今後未知の感染症発生時にも対応できる医師等の高度医療人材を大学病院において養成する「大学病院における感染症に対応できる高度医療人材養成等」が新規に50億円（同皆増〔別途事項要求〕）要求された。

「（4）Society5.0の実現及びウイズコロナ・ポストコロナに向けた人材育成の強化」では、上記「（2）」の「大学院教育改革の推進」「知識集約型社会を支える人材育成事業」「Society5.0に対応した高度技術人材育成」のほか、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成や教育に活用可能な実際の課題・データの収集・整備等を実施するとともに、ワークショップやFD活動等を通じた教える側の体制強化など全国への普及・展開を一層加速する「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進」が10億円（同同額）、DXが進展する社会をけん引する人材を育成するため、デジタル環境を大胆に取り入れることにより、デジタル（オンライン）とフィジカル（対面・実地）を組み合わせたポストコロナ時代の高等教育における教育手法の具体化を図り、その成果の普及を図る「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン（Plus-DX）」が新規に90億円（同皆増）、高い学修成果を生み出すなど大学の授業の価値を最大化するため、産学が協働してデジタル技術を高度に活用する教育の取組を奨励する「スキームD」を実施する「大学教育のデジタルイニシアティブの実施」が新規に0.5億円（同皆増）、博士課程学生が社会で活躍する場を拡大するため、「ジョブ型研究インターンシップ」の先行的・試行的な実施に必要なマッチング支援の仕組みを構築する「ジョブ型研究インターンシップ推進事業」が新規に1億円（同皆増）要求された。

科学技術予算においては、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るための様々な取組を重点的に推進し、特に、将来の我が国の科学技術イノベーションを支える若手研究者における、新型コロナウイルス感染症の影響による研究環境等の悪化に対応するための取組を推進する「科学技術イノベーション人材の育成・確保」に286億円（同52億円増）が要求された。

その内訳は、「若手研究者等の育成・活躍促進」に関連して、優れた若手研究者と産学官の研究機関のポストをマッチングし、安定かつ自立した研究環境を得られるよう研究者・研究機関を支援する「卓越研究員事業」が13億円（同3億円減）、若手研究者に対し、産学官を通じて研究者として必要となる能力を育成するシステムを組織的に構築する「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」が4億

円（同1億円増）、「研究人材キャリア情報活用支援事業」が1億円（同同額）、優れた若手研究者に研究奨励金を給付して研究に専念する機会を提供し、支援する「特別研究員事業」が178億円（同22億円増）、博士後期課程学生に対し、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」が新規に29億円（同皆増）、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、ベンチャー創出力を強化する「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」が20億円（同16億円増）要求された。

「次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成」では、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をSSHに指定し、支援する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業」が23億円（同1億円増）、理数分野で卓越した才能を持つ児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援する「グローバルサイエンスキャンパス（高校生対象）」が4億円（同同額）、「ジュニアドクター育成塾（小中学生対象）」が3億円（同1億円増）要求された。

「各学校段階における切磋琢磨の場」では、大学学部生が相互に切磋琢磨し、研究意欲・能力を向上させる機会として、研究成果発表の場を提供する「サイエンス・インカレ」が0.7億円（同同額）、主に理数系の意欲・能力が高い中高生が科学技術に係る能力を競い、相互に研鑽する場の構築を支援する「国際科学技術コンテスト」が8億円（同同額）要求された。

「女性研究者の活躍促進」では、研究と出産・育児等の両立や女性研究者のリーダー育成を一体的に推進する大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」が11億円（同1億円増）、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究環境に復帰できるよう、研究奨励金を給付、支援する「特別研究員（PRD）事業」が9億円（同同額）要求された。

学術研究・基礎研究に取り組む若手をはじめとする優秀な研究者が自ら研究に打ち込めるよう切れ目ない研究費の支援を充実させるとともに、社会経済の変革を先導する非連続なイノベーションを積極的に生み出す研究開発を強力かつ継続的に推進するとともに、世界水準の優れた研究拠点や基盤の創出を支援する「基礎研究力強化を中心とした研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」では、3,238億円（同137億円増）+事項要求とされた。その内訳は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、多様で独創的な「学術研究」を幅広く支援し、令和3年度は、コロナ禍においても、優れた若手研究者が切れ目なく研究費の支援を受け、実力ある中堅・シニア研究者にステップアップするための支援の充実等を図る「科学研究費助成事業」が2,414億円（同40億円増）、国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進し、令和3年度は、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、基礎研究の強化に向けた拡充や研究成果の切れ目ない支援の充実等を進めるとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究に取り組む「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が458億円（同40億円増）、若手を中心とした多様な研究者による既存の枠組みにとらわれない自由に挑戦的・融合的な研究を、研究に専念できる研究環境を確保しつつ、最長10年間にわたり長期的に支援し、基金の利点を活かした機動的な支出に加え、属所機関からの支援を促す仕組み等により、不測の事態やライフイベント等で生じる研究時間の減少等に柔軟に対応する「創発的研究支援事業」が0.6億円（同同額）、社会・産業ニーズを踏まえ、ウィズコロナ/ポストコロナ時代における社会経済の変革等に向けて、経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定したうえで、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業 や科学研究費助成事業等から創出された多様な研

研究成果を活用し、実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発を実施する「未来社会創造事業」が114億円（同37億円増）、大学等への集中的な支援を通じてシステム改革等の自主的な取組を促すことにより、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る「目に見える国際頭脳循環拠点」を充実・強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新規1拠点を形成する「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」が66億円（7億円増）、世界水準の優れた研究大学群を増強するため、研究マネジメント人材（URA等）の確保・活用と大学改革・集中的な研究環境改革の一体的な推進を支援・促進することにより、わが国全体の研究力強化を図るとともに、ポストコロナ社会を見据え、URAを中核とした研究のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することにより、大学の研究力を加速する「研究大学教か促進事業」が45億円（同4億円増）要求され、世界に伍する規模のファンドを創設・運用し、その運用益を世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学等の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等の推進に重点支援等する「世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現」は内閣府とともに要求される事項要求とされた。

経済・社会的な課題への対応を図るため、様々なステークホルダーによる対話・協働など、科学技術と社会との関係を深化させる取組を行うとともに、客観的根拠に基づいた実効性ある科学技術イノベーション政策や公正な研究活動を推進する「社会とともに創り進める科学技術イノベーション政策の推進」では83億円（同11億円増）が要求された。その内訳は、EBPMの実現に向け、基盤的研究・人材育成拠点の整備等を通して、「政策のための科学」を推進するとともに、研究者と行政官の協働による研究プロジェクトを実施し、新型コロナウイルス感染症への対応等の政策課題に密に結びついた人文・社会科学領域における研究を推進する「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』の推進」が7億円（同1億円増）、自然科学に加え、人文・社会科学の知見を活用し、広く社会のステークホルダーの参画を得た研究開発（フューチャー・アース構想を含む）を推進することにより、新型コロナウイルス感染症により生じた問題をはじめとした社会の具体的問題を解決する「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」が18億円（同3億円増）、科学技術振興とイノベーション創出の先導役となるシンクタンクとして、最新動向の調査・分析に基づく提言を行うだけでなく、災害の脅威や先端技術のリスクのほか、研究開発戦略に経済的、社会的価値の創出等の視座を付与するため、安全・安心及び人文社会ユニットを創設する「研究開発戦略センター事業（安全・安心、人社ユニット創設）」が8億円（同2億円増）、新型コロナウイルス感染症を前提とする新たな社会における、科学技術イノベーションと社会との問題について、多様なステークホルダーが双方向で対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へと結びつける「共創」を推進するとともに、日本科学未来館等において、非接触型の展示やICT、IoT技術等による館内外での科学コミュニケーション活動に資するDXを推進する「未来競争推進事業」が34億円（同4億円増）、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』を踏まえ、資金配分機関（日本学術振興会、科学技術振興機構、日本医療研究開発機構）との連携により、研究倫理教育に関する標準的な教材等の作成や研究倫理教育の高度化等を推進する研究公正推進事業の実施等により、公正な研究活動を推進する「研究活動の不正行為への対応」が1億円（同同額）要求された。

新型コロナウイルス感染症を契機とし、新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、コロナショック後の未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠であることから、社会や経済の変革をけん引する大学発ベンチャー創出やアントレプレナーシップ人材の育成を推進し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを強化するとともに、「組織」対「組織」の本格的産

学官連携を通じたオープンイノベーションの推進により、企業だけでは実現できない飛躍的なイノベーションの創出を実現するとともに、大学等の研究シーズを基に、地域内外の人材・技術を取り込みながら、地域から世界で戦える新産業の創出や地域共創の場の形成を推進する「科学技術イノベーション・システムの構築」では、386億円（同80億円増）が要求された。その内訳は、強い大学発ベンチャー創出の加速のため、起業に挑戦しイノベーション起をこす人材を育成するとともに、創業前段階からの経営人材との連携等を通じて、大企業、大学、ベンチャーキャピタルとベンチャー企業との間での知、人材、資金の好循環を起し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの創出を促進する「大学を中心としたスタートアップ・エコシステム形成の推進」として、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）のほかに、大学発新産業創出プログラム（START）が46億円（同27億円増）要求された。企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的マネジメント体制の構築、政策的重要性が高い領域や地方大学等の独自性や新規性のある産学官共創拠点の形成、全国の優れた技術シーズの発展段階に合わせた支援などにより、本格的産学官連携によるオープンイノベーションを推進する「本格的産学官連携によるオープンイノベーションの推進」として、「オープンイノベーション機構の整備」が18億円（同1億円減）、「共創の場形成支援」が166億円（同28億円増）、「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」が85億円（同17億円増）要求された。地域の競争力の源泉（コア技術等）を核に、社会的インパクトが大きく地域の成長にも資する事業化プロジェクト等を推進するとともに、地域における産学官の地域共創の場を構築し、地域課題解決・地域経済の発展に向けたビジョンに基づき研究開発を行う拠点の形成を支援することで、イノベーション・エコシステムの形成を推進する「地方創生に資するイノベーション・エコシステム形成の推進」として、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」が30億円（同6億円減）、「共創の場形成支援（うち地域共創分野）」が新規に10億円（同皆増）要求された。

さらに、内閣府における地方創生関連概算要求において、地方大学・産業創生法に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、産学官連携により、先端的な研究開発や人材育成等を行う優れた取組を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を進め地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金事業」が73億円（地方大学・地域産業創生交付金23億円、地方創生推進交付金活用分50億円）（同同額）、地方大学・地域産業創生交付金における地域の取組について、専門的観点からエビデンスに基づき調査・評価・伴走支援を実施し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取組を支援する「地方大学・産業創生のための調査・支援事業」が1億円（同同額）、マッチングサイトの運用等により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する地方公共団体への伴走支援を実施することにより、東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進する「地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業」が0.2億円（同0.1億円増）、地方公共団体が高等学校等と連携し、全国から高校生が集まるような高等学校の魅力化を進めることにより、高校生の地域留学を推進するための取組を支援する「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」が1.6億円（同0.1億円減）、地方公共団体と連携した情報発信や関係者向けの研修会等の開催を通じて地方でのインターンシップを推進する「地方創生インターンシップ推進事業」が0.2億円（同同額）要求されたほか、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）に基づき、過度な東京一極集中を是正し、地方移住の推進、関係人口の創出・拡大を図るため、東京圏への転入超過の大部分を占める若年層の地方暮らしへの興味・関心を高める効果的な広報事業を実施する「総合戦略に基づく重点施策広報事業」が3億円（同2.8億円増）要求された。

また、地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度にわたり取り組む東京圏からのU I J ターンの促進や地方の担い手不足対策などの先導的な事業を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する「地方創生の充実・強化を図るための地方創生推進交付金」が1,000億円（同同額）要求された。

1-4 令和3年度政府予算等の内容と対策活動

1-4-1 令和3年度政府予算の決定経過と対策活動

令和3年度政府予算等にかかる対策活動は、連合会が私立大学関係政府概算要求の満額実現並びに税制改正要望の実現や、私立学校施設の耐震化機能強化及び安全・安心な教育環境の構築に対する支援の拡充を目指して、私立大学が抱える諸課題と今後の私立大学振興方策等について文教関係国会議員と協議・懇談する場として、連合会が例年開催してきた私立大学の振興に関する協議会の開催を見送るなど、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年とは異なる様相のもとに展開されたものの、10月には自由民主党学校耐震化・施設整備等促進議連からのヒアリングに対応し、その内容は自由民主党学校耐震化・施設整備等促進議員連盟がとりまとめた『学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望』に反映され、同緊急要望に基づき、10月下旬から11月上旬にかけて、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官や自由民主党幹事長等へ学校施設整備のための予算確保に関する要望がなされた（資料編 資料1-10）。

11月6日には自由民主党の予算・税制等に関する政策懇談会において、私学助成関係概算要求の満額実現を要望するとともに、政府予算要望並びに税制改正要望の実現を目指した国会議員への要望活動を展開し、11月11日には財務大臣への要望活動を展開するなど、11月から12月中旬にかけて精力的な要望活動を展開した。

また、全私学連合においては、11月20日に私学振興協議会を開催し、私立大学関係政府概算要求の満額実現並びに税制改正要望の実現を目指した要望活動を展開した。

政府では、11月25日の財務省財政制度等審議会において『令和3年度予算の編成等に関する建議』をとりまとめた。同建議では、新型コロナ対応について引き続き万全を期す必要があるとしたうえで、感染状況や経済の動向も十分に踏まえつつ、社会経済活動のレベルが上がる中で、単なる給付金や一律のつなぎ的措置から、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた経済の構造変化への対応や生産性の向上に前向きに取り組む主体の支援へと軸足を移していき、未来に向けた日本経済の成長力の強化につなげていくべきとの基本認識のもと、「令和3年度予算では、生産性の向上、人口減少・少子高齢化への対応、行政のデジタル化・DXや省庁等の垣根を超えた連携という三つの観点に立ち、新経済・財政再生計画の歳出改革の「目安」等に沿った予算編成を行うべき」とした。とくに「文教・科学技術関係」については、「国家や社会の基礎は「人材」であり、その育成や活用の重要性は論をまたない。特に、急激な少子化や激しい国際競争の中、生産性や潜在成長力の向上に向け、教育改革や科学技術の更なる発展は喫緊の課題である」とする一方で、「『子供のため』『将来の成長力強化のため』という名目により歳出拡大を求める声が強くなり、これまで厳しい財政事情下でも歳出の増加が図られてきたが、その効果について十分な検証がなされてきたとは言いがたい」「政策効果を把握するためのデータ整備、研究者が活用可能な形でのデータ提供を進め、エビデンスに基づく政策立案を実施していく要請が他の分野にも増して強いことをあらためて認識することが重要である」としたうえで、1)

文教・科学技術分野における課題は、予算の「量」の多寡ではなく「質」の向上とエビデンスに基づく政策立案、2) 義務教育については、「端末1人1台」を前提とした教育コンテンツや校務の効率化、必要な教員と外部人材の人数・配置や質の確保、学校施設の在り方を含む「新しい教育の在り方や学校の在り方」を総合的に検討すべき、3) 国立大学については、引き続き「相対評価」の仕組みの充実・強化を図るとともに、オンライン授業の有意義な部分を伸ばすための規制改革を含む「ポストコロナ時代の大学教育のあり方」について検討すべき、4) 科学技術については、わが国の研究力向上に向け、研究の硬直性、閉鎖性、若手研究者の活躍の機会の不足、産学連携の弱さを改善し、研究開発の生産性を向上させていくことが急務、とされ、とくに「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学教育について」として、「対面授業の利点は活かしつつも、オンライン授業の有意義な部分を伸ばしていくことが必要である」「オンライン授業について修得単位数の上限を撤廃すること等を通じ、大学間のみならず、授業単位で競争原理を働かせていくことが重要である」「対面授業を前提とした現在の大学設置基準（学生数、教員数、校地面積）を根本から見直すとともに、国立大学の再編の検討の契機としていくべきである」とされた。

財政制度等審議会による『令和3年度予算の編成等に関する建議』を受け、政府は『令和3年度予算編成の基本方針』をとりまとめ、12月8日に閣議決定した。『令和3年度予算編成の基本方針』では、その「基本的考え方」において、1) 内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う、2) 厳しい状況にある中で、「経済あつての財政」との考え方の下、経済財政運営に万全を期するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する、とした。そのうえで、「医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す」とともに、「感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とし策定された『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、いわゆる『15か月予算』の考え方で、新たに令和2年度第3次補正予算を、令和3年度当初予算と一体として、編成する」などとした。

一方、政府与党である自由民主党並びに公明党では、12月10日に『令和3年度予算編成大綱』をとりまとめた。同『大綱』は、1) 新型コロナウイルス禍の中で国民の命と健康を守る、2) 新たな社会を創造し、経済の回復と次なる成長を実現する、3) 災害からの復興と防災・減災、国土強靱化を進める、4) 誰もが安心、活躍できる人生100年時代を実現する、5) 活力ある地方を創造する、6) 夢と希望の持てる農林水産新時代を切り拓く、7) 国力につながる教育・文化芸術・スポーツを推進する、8) 安心して暮らせる社会を実現する、9) 国民と国益を守る力強い外交・安全保障を確立する、の九つの柱によって構成され、新型コロナウイルス対策について「感染拡大防止」と「経済社会活動」の両立が基本戦略であるとの認識を重ねて示した上で、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を

見据えて社会経済の構造転換を進めるため、デジタル社会の推進や2050年カーボンニュートラル・グリーン社会の実現に資する施策を盛り込むとともに、防災・減災、国土強靱化に向けては、近年の激甚化する自然災害を踏まえ、令和3年度からの「5か年緊急対策」を閣議決定し、追加的に必要となる事業規模として15兆円程度を確保することを明記するほか、地方創生や農林水産業、東京五輪・パラリンピック、全世代社会保障など各種施策についても記載されている。

その後、政府では、令和3年度政府予算案をとりまとめ、同案は12月21日に令和2年度税制改正の大綱とともに閣議決定された後、令和3年度政府予算は令和3年3月26日に政府案通り成立した。

1-4-2 令和3年度政府予算の内容

令和2年度第3次補正予算とあわせ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、将来を切り拓くため、中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていく予算として編成された令和3年度政府予算は、1) 感染拡大防止、2) デジタル社会・グリーン社会の実現、3) 活力ある地方創り、4) 少子化対策など全世代型社会保障制度の構築、5) 歳出改革の取組の継続の5点を柱として編成された。

文教・科学技術予算のポイントでは、「義務教育」に関連しての1) 小学校の35人以下学級の令和3年度から5年かけての実現（令和3年度は、小学校2年生の35人以下学級を実現するための教職員定数の措置）、2) 部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置の促進、3) 児童生徒の学びの充実に資するよう、小・中学校等を対象としてデジタル教科書の提供と普及促進、4) タブレット等を用いて学校・家庭において学習等ができるオンライン学習システムの小・中・高校等における活用の4点、「教育の経済的負担軽減」に関連しての令和2年度からの「高等教育の無償化」及び「私立高校授業料の実質無償化」の引き続いての着実な実施、「国立大学法人運営費交付金」に関連しての1) 教育・研究の質を高めるため、「共通の成果指標に基づく相対評価」の引き続いての強化・拡充、2) 具体的には、成果指標による配分基礎額の増額、各大学の配分基礎額に対する再配分率の拡大、「イノベーション創出のための研究力の強化」に関連しての1) 博士課程学生向けの大学フェローシップの創設と若手人材の育成の推進、2) 科研費や戦略的創造推進事業など、競争的研究費の充実、「宇宙・航空分野の研究開発の推進」に関連しての1) アルテミス計画に向けた研究開発等、2) H3ロケットや次世代人工衛星の開発のための措置が目指されている。

令和3年度一般会計予算の規模は、令和2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して5兆7,306億円（5.7%）増の106兆6,097億円となっている。うち一般会計歳出から国債費並びに地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は、令和2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して5兆1,837億円（8.4%）増の66兆9,020億円となっている。

文部科学関係予算については、一般会計においては、5兆2,980億円（対前年度予算比80億円〔0.2%〕減）が計上された（子ども・子育て支援新制度への移行及びデジタル庁への移管については別途内閣府等に計上。令和2年度第3次補正予算として別途1兆1,830億円を計上）。復興特別会計においては、122億円（同150億円〔55.2%〕減）が、エネルギー対策特別会計については1,088億円（同1億円〔0.1%〕減）が計上された。

また、財政投融资計画においては、日本学生支援機構関連において対前年度予算比376億円減の7,409億円（うち財投機関債1,200億円）、日本私立学校振興・共済事業団関連において前年度予算同額の291億円、大学改革支援・学位授与機構関連において対前年度予算比85億円増の591億円（うち財

投機関債50億円)、科学技術振興機構関連において4兆円(同皆増)が計上された。

5兆2,980億円が計上された文部科学省予算(一般会計)の構成は、義務教育費国庫負担金が1兆5,164億円(構成比28.6%)と最も大きく、次いで国立大学法人運営費交付金が1兆790億円(同20.4%)、科学技術振興費が8,853億円(同16.7%)、高校生等への修学支援が4,335億円(同8.2%)のほか、その他の文教関係費が9,927億円(同18.7%)計上され、その他の文教関係費の一部と科学技術振興費の一部で構成される私学助成は4,085億円(同7.7%)となった。

文部科学関係予算は、文教関係予算(4兆216億円〔対前年度予算比87億円減〕)、スポーツ関係予算(354億円〔同3億円増〕)、文化芸術関係予算(1,075億円〔同8億円増〕)並びに科学技術予算(9,768億円〔同6億円増〕)によって構成される。

文教関係予算は、1)教育政策推進のための基盤の整備、2)夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成、3)社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の養成、4)障害学び、活躍できる環境の整備、5)誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築の5点によって、科学技術予算は1)わが国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成、2)Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化、3)重点分野の戦略的推進と感染症対策等のための研究開発の推進、4)大規模自然災害対策等の国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進の4点によって構成されている(資料編資料1-11、1-12)。

そのうち、文教関係予算の「1)教育政策推進のための基盤の整備」において、「大学からの社会変革を目指し、『新たな日常』に向けた教育研究の推進、基盤的経費の確保、評価や客観的指標に基づくメリハリある配分による改革の徹底や、高専の高度化・国際化の推進」の一環として位置づけられた「私立大学等の改革の推進等」として3,944億円(同同額)、「児童生徒等の安全と健康を守り、計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策を中心とする『新たな日常』を支える学校施設等の整備の推進」の一環として位置づけられた「私立学校施設整備」として100億円(同同額)が計上され、「私立大学等の改革の推進等」の内訳は、私立大学等経常費補助が2,975億円(同2億円減)、私立高等学校等経常費助成費等補助が1,019億円(同2億円増)となった。

私立大学等経常費補助(2,975億円)は、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を強化し、メリハリある資金配分による教育の質の向上をさらに促進するための一般補助が2,756億円(同13億円増)、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するための特別補助が219億円(同15億円減)となり、一般補助の割合は92.6%(同5.0%増)となった。

一般補助と特別補助の内数として、「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」は、110億円(同4億円減)が計上された。また、特別補助では、AI戦略等を踏まえ、全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、教材等の開発や全国への普及展開に資する大学等を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実」として7億円(同皆増)計上されるとともに、コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた教育研究・大学運営に取り組む大学等を支援する「新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組支援」として11億円(同皆増)がいずれも新規で計上された。

「私立学校施設・設備の整備の推進」にかかわっては、全体で100億円（対前年度予算比同額〔令和2年度「臨時・特別の措置」〔防災・減災、国土強靱化関係〕43億円並びに令和3年度補正予算210億円を除く〕が計上された。そのうち、学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化をさらに促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援する「耐震化等の促進」については、令和2年度までとなっている耐震改築への補助制度を2年延長したうえで、48億円（同1億円増）が計上され、安全・安心な生活空間の確保等に必要な基盤的施設等の施設整備に対する支援、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤となる設備・装置や、対面授業（分散授業）や遠隔授業実施の基盤となる構内LANの整備に対する支援や全ての子供たちの学びを保障するための私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する支援のための「教育・研究環境の整備」については、52億円（同1億円減）が計上された。

なお、授業料減免の支援に関わって、例年は各大学が行う授業料減免の実績に応じて当該年度末に交付されていたが、令和3年度における私立大学等のコロナに係る各大学が行う授業料減免の支援については、令和2年度の補正予算の余剰分（約70億円）を令和2年度の一般補助に上乗せして交付することとし、結果として、令和3年度に必要な支援を前倒して各大学に交付するのと同等の効果を生み出すこととし、最終的な交付総額については、令和3年度における授業料減免の実績を踏まえた配分を実施することとされた（資料編 資料1-13）。

文教関係予算の「5）誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」では、概算要求において事項要求とされていた「高等教育の修学支援の確実な実施」について、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（内閣府計上）するとともに、同事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施すべく、5,840億円（対前年度予算比17億円増）が計上された。その内訳は、消費税による財源を活用し、少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上され、文部科学省において執行する高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）が4,804億円、無利子奨学金のための一般会計分として1,036億円となっている。

「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」に関わっては、文教関係予算の「3）社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成」において、「大学院教育改革の推進」の一環としての「卓越大学院プログラム」が60億円（同17億円減）、「革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進」の一環としての「知識集約型社会を支える人材育成事業」が5億円（同1億円増）、「Society5.0に対応した高度技術人材育成事業」は、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT-Pro）」が1億円（同2億円減）、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」が2億円（同同額）となり、計3億円（同6億円減）が計上された。「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」は3億円（同同額）、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」は2億円（同1億円減）、「先導的・大学改革推進委託事業」は0.6億円（同同額）が計上された。

「グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進」における「大学教育のグローバル展開力の強化」の一環としての「スーパーグローバル大学創成支援事業」は33億円（同同額）、「大学の世界展開力強化事業」は10億円（同2億円減）が計上された。

「先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」における「先進的医療イノベーション人材育成事

業」は、「保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト」が2億円（同同額）、「医療データ人材育成拠点形成事業」が2億円（同同額）、「多様な新ニーズに対応する『がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）』養成プラン」が5億円（同2億円減）となり、計8億円（同3億円減）が計上された。また、「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業」は、「課題解決型高度医療人材養成プログラム」が3億円（同同額）、「基礎研究医養成活性化プログラム」が0.7億円（同0.1億円増）、計3億円（同1億円減）が計上された。

文教関係予算の「2）夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」に関わっては、「大学入学共通テストの着実な実施」が9億円（同5億円減）計上された（資料編 資料1-14）。

文部科学関係予算の第四の柱である「科学技術予算」では、「基礎研究力強化を中心とした研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」に関わって、全体で3,115億円（同19億円増）が計上された。その内訳は、「科学研究費助成事業」が2,377億円（同3億円増）、「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が428億円（同10億円増）、「創発的研究支援事業」が0.6億円（同同額）、「未来社会創造事業」が87億円（同10億円増）、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」が61億円（同2億円増）、「研究大学強化促進事業」が37億円（同4億円減）、「世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進」が331億円（同10億円）計上されたほか、10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、わが国のイノベーション・エコシステムを構築することを目的とする「世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設」として、財政投融资当初計画額として新規に4兆円（同皆増）が計上された。

「科学技術イノベーション人材の育成・確保」に関わっては、全体で259億円（同22億円増）が計上された。その内訳は、研究者やポスドクを念頭に置いたわが国をけん引する若手研究者の育成・活躍促進を目的とする「卓越研究員事業」が11億円（同5億円減）、「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」が3億円（同0.3億円減）、「研究人材キャリア情報活用支援事業」が1億円（同同額）計上された。大学院を念頭に置いた優秀な若手研究者に対する主体的な研究機会の提供を目的とする「特別研究員事業」が159億円（同2億円増）、博士後期課程学生に対し、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」として、新たに23億円（同皆増）が計上された。また、学部を念頭に置いたイノベーションの担い手となる多様な人材の育成・確保を目的とした「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」として、4億円（同0.6億円減）が計上されたほか、女性研究者の活躍促進を目的とする「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」が10億円（同0.1億円減）、特別研究員（RPD）事業が9億円（同同額）計上された。

また、「科学技術イノベーション・システムの構築」に関わっては、全体で291億円（同15億円減）が計上された。その内訳は、「大学を中心としたスタートアップ・エコシステム形成の推進」が24億円（0.1億円減）、「本格的産学官連携によるオープンイノベーションの推進」が237億円（同8億円減）、「地方創生に資するイノベーション・エコシステム形成の推進」が37億円（同0.04億円増）計上された。

さらに、内閣府における地方創生関連予算については、「地方創生推進のための交付金」が1,000億円（同同額）、「地方大学・地域産業創生交付金」が23億円（同同額）計上された。なお、地方大学・地域産業創生交付金（23億円）、地方創生推進交付金活用分（50億円）及び文部科学省計上分

(25億円)による「地方大学・地域産業創生交付金事業」では、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、先端的な研究開発や人材育成等を行う優れた取組を重点的に支援すべく、令和2年度は、これまでの事業実績を踏まえた制度改善を図るとともに、新たな自治体の産学官一体となった意欲的な取組の掘り起こしや採択を実施することとしている。

2. 令和3年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

私大連では、これまでの税制改正要望内容や政府・与党の税制に関する審議過程において、税務当局から出された意見等を踏まえ、この数年にわたり実現に至っていない要望項目を中心に、その内容、現状及び問題点などを整理するとともに、既存の仕組みを有効に活用しながら新規要望内容を組み立て、連合会並びに全私学連合等の関係団体と連携を図りつつ、その要望実現に向け活動を展開した。

令和3年度に向けた私立学校関係税制改正要望に関する基本方針並びに要望内容等のとりまとめに当たっては、公財政政策委員会のもとで協議のうえ、常務理事会及び理事会において協議を重ね、その任務に当たった。

2-1 私立大学側要望等の決定過程

令和元年12月20日に閣議決定された「令和2度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した13項目のうち、1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大(内閣府との共同要望)【所得税】、2) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充【ゴルフ場利用税】、3) オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充【所得税等】、4) 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設【所得税等】、5) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長【固定資産税等】、6) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置【所得税等】、7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長(厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望)【法人税等】、8) 認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外(内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望)【所得税等】、9) 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置【所得税】の9項目について、要望の一部または全部が認められた。とくに全私学連合からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ」については実現しなかった。

私大連では、第2回常務理事会並びに第625回理事会(令和2年6月9日開催)、2回の公財政政策委員会(6月23日、7月15日開催)における協議を経て、「要望の趣旨」では、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望することとし、特に寄附文化醸成、リカレント教育の充実、私立学校の学生等の経済的負担軽減、教育研究推進に向けた環境整備、消費税率の引き上げに関する優遇措置等を要望するとの方向性を確認した。

具体的には、要望の柱には、第一に「学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充(学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等、若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設)」を掲げ、第二に「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」、第三に「学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充」、第四に「大規模災害により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充」を据え、1) 「学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」に関わって、入学後の4月1日以降、新入生またはその保護者から受ける学校法人に対する任意(入学前に予約が行われていないもの)の寄附金(新入生のみを対象にしたもの)についても寄附金控除の対象とすることを要望する「新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大」を、2) 「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」に関わっては、平成25年度税制改正において創設

された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和元年度税制改正において、教育資金管理契約の終了年齢の引き上げ（30歳→40歳）や適用期限の延長（2年間：2021〔令和3〕年3月31日まで）等の措置がとられたが、教育機会の充実、博士課程をはじめとする人材育成の重要性及びリカレント教育の推進の観点から、当該年齢制限を撤廃すること、直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税措置の対象とすることなどの条件の見直しとともに、学生等の教育資金を確保し、現役世代の教育負担の軽減を一層図ることを目的に、同特例措置の適用期限を廃止し、恒久化を要望する「教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化」に力点を置いた要望活動を展開していくこととした。

一方、連合会においては、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めるとともに、文部科学省との協議内容をもとに協議し、その方向性を確認し、令和2年度私立学校関係税制改正要望の方向性を確認した。

上記の経過を経てとりまとめられた「要望の趣旨」「要望項目」からなる「令和3年度私立大学関係税制改正に関する要望（案）」は、私大連の第626回理事会（7月21日開催）において報告された後、連合会としての要望（案）としてとりまとめられた。

その後、幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私学連合では、連合会でとりまとめた内容に基づき「令和3年度私立学校関係税制改正に関する要望」としてとりまとめ、拡大会長会議（8月26日開催）における報告、了承を経て、私立大学関係政府予算に関する要望とともに文部科学大臣及び文部科学省の政務三役をはじめ政府・与党関係者に提出（9月4日）された（資料編 資料2-1）。

2-2 文部科学省税制改正要望の内容

文部科学省では、関係団体等による要望を受け、同省の所管事項に関する税制改正要望について、「令和3年度文部科学省税制改正要望事項」としてとりまとめ、9月29日に財務省に提出した（資料編 資料2-2）。

要望事項は「1. 教育、科学技術イノベーション関係」「2. スポーツ関係」「3. 文化関係」の3分野、9項目で構成されている。このうち、私立大学関連では、「1. 教育、科学技術イノベーション関係」において、教育資金に充てるために直系尊属が直系卑属を受贈者として金融機関と信託契約を結んだ場合、受贈者一人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については500万円）までについては、贈与税を課さない（平成25年度～）こととなっているが、令和3年3月31日までの時限措置であることを受け、「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長」に取り組むとともに、連合会が全私学連合を通じて要望した「東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長」を金融庁との共同要望として掲げた。

また、「新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大」については、文部科学省としての要望事項としては掲げない一方で、税制改正要望に先んじて国税庁との調整を開始し、寄附金控除の対象となる要件の明確化を検討していくこととした。

2-3 令和3年度私立学校関係税制改正の概要

政府与党である自由民主党並びに公明党では、1) ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生、2)

デジタル社会の実現、3) グリーン社会の実現、4) 中小企業の支援、地方創生、5) 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、6) 経済のデジタル化への国際課税上の対応、7) 円滑・適正な納税のための環境整備、8) その他の8点を基本的な考え方に据えた『令和3年度税制改正大綱』を12月10日にとりまとめた。

政府では、政府与党における『令和3年度税制改正大綱』のとりまとめを受け、1) ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける、2) 中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する、3) 家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う、ことを主な内容とする「令和3年度税制改正の大綱」をとりまとめ、12月21日に閣議決定した。

「令和3年度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した9項目のうち、1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】、2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】、3) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】、4) 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（経済産業省等との共同要望）【法人税】、5) 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】6) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】の6項目について認められた。

とくに全私学連合からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長」については、祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算の上、2割加算を適用する（在学中の場合を除く）とする措置が講じられたうえで、適用期限が2年延長（令和5年3月31日まで）された。また、「東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長」については、適用期限を5年延長（令和8年3月31日まで）するとされた（資料編 資料2-3）。

3. 審議会等への対応について

3-1 文部科学省「高大接続改革」への対応について

3-1-1 「大学入試のあり方に関する検討会議」への対応

文部科学省では、「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式出題見送りに係る一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行うことを目的として、「大学入試のあり方に関する検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置している。私大連として令和2年2月に意見開陳を行ったが、令和2年度の検討会議において、当初想定していた課題（英語4技能の評価、記述式出題のあり方等）に加え、新型コロナウイルスへの対応という新たな課題や、共通テストの実施教科・科目の精選などの各論的事項についても議論を行う必要が出てきたため、関係団体に再度の意見照会があった。

私大連では教育研究委員会において意見書を取りまとめ、これを提出した（資料編 資料3-1）。

意見書では、各論の前提となる重要な点として、入学者選抜は各大学が自律的に行うべきものであり、多様な人材を育成するという高等教育の目的を実現するためには、その方法も多様であるべきという、これまでと同様の意見を述べている。あわせて、ポストコロナ時代を踏まえた大学教育および高等教育が直面する社会的・経済的な問題を意識して、多様性を確保しつつ社会的公正・公平性も担保しうるような改革案を実証的に検討することが必要であるという点を指摘した。

また大学入試をめぐる課題として、私立大学として「大学入学共通テスト」に期待するもの、定員管理と入学者選抜との連動をめぐる課題、コロナ禍での経済苦境や留学生の入国問題を契機とした留年・退学への対応を挙げた。

各論事項としては、1) 多面的・総合的評価については選抜制度の画一化が進まぬよう、十分な準備と学術的な研究成果を踏まえた上での慎重な検討が必要であること、2) 記述式出題の導入について、特に「一般選抜」の場合に、2月1日を「個別試験」の開始日とされているための日程上の限界や、採点方法および採点体制の整備といった制度設計について慎重な準備が必要となること、3) 大学入学者選抜における英語4技能資格・検定試験の活用について、「大学入学共通テスト」という枠組みにそのまま取り入れることについては慎重な検討がなされるべきこと、4) 入学者選抜における「主体性・協働性・多様性」の評価については、高校と大学の共通理解を明確にした上で測定方法が検討されることが、教育学的にもっとも重要であり、拙速な導入要請がなされないよう慎重な議論を求めること、5) 「大学入学共通テスト」の実施教科・科目について、原則として削減の方向で精選すべきこと、また、中期的な大学入試制度全体の効率化のため、安価で安全なオンライン面接の工夫やC B T試験の導入について検討する価値があること、6) 検討会議では、入試の効率化のためにも大学間連携（コンソーシアム）を設置して作間の負担を減らし個別選抜を改善すべきという意見もみられるが、私立大学の使命や歴史の違いを踏まえると、小手先の改善に留まる連携よりも、①入学者選抜における「公平」をめぐる社会的認識が変化すること、②入学者選抜は柔軟に行い（定員の考え方を柔軟にして）、学位授与（卒業認定）を従来以上に厳格に行うという価値観が広がり、それに伴って制度が変化すること、および③卒業認定の厳格化の前提として、留年者数や退学者数が補助金に影響するという制度が変化することのほうが、個別大学のアドミッション・ポリシーに基づいた選抜を実施しつつ、入学者選抜プロセス全体での効率化にもつながっていくと考えられること、7) 私立

大学の理解と協力がなければ「大学入学共通テスト」の円滑な実施はあり得ず、利用ではなく運用という観点から私立大学の貢献を可視化すべきこと、および試験実施マニュアル改定、試験監督業務の外部委託の必要性を指摘している。

10月20日開催の第6回理事会を経て、10月27日開催の検討会議において、同会議委員でもある芝井敬司私大連常務理事（学校法人関西大学理事長）から意見開陳を行った。

3-1-2 大学入試センターへの対応

大学入試センターより、10月下旬にとりまとめた「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストの出題教科・科目等の検討状況について」に関して私大連あてに意見提出依頼があった。

本とりまとめは、令和7年度大学入学選抜からの、新学習指導要領に対応した大学入学共通テストの出題教科・科目についての検討状況を示したもので、私大連としての意見書作成を教育研究委員会において行い、11月24日開催の第7回理事会を経て、11月27日付で大学入試センターへ書面提出した。

3-2 中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」への意見提出について

第10期中央教育審議会大学分科会において、設置基準、設置認可審査及び認証評価制度等を一体とした質保証システムの在り方について専門的な調査審議を行うことを目的に、質保証システム部会が設置された。

第1回質保証システム部会（7月3日）では、平成30年11月に答申された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下、「グランドデザイン答申」という。）に示された大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した現行の質保証の仕組みの検証を行うことが確認された。また、四つの検討の視点（①Society5.0、ニューノーマルなど将来を見据えた新しい大学像、②大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証、③グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性の確保、④実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方）から、時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなどについて審議を行うことが確認された。

同部会では、審議を進めるに当たり、これからの時代の大学の在り方について検討したうえで、新たなシステムを考えるべく、関係各団体に対して現行の質保証システムに対する問題意識等についての意見提出依頼をおこなった。

この依頼を受け、私大連では、総合政策センター政策研究部門会議、教育研究委員会、経営委員会情報公開検討分科会の各委員から意見聴取し、私大連として意見書を取りまとめ、第3回質保証システム部会（8月31日）において田中優子常務理事・総合政策センター政策研究部門会議部門長（法政大学総長）が意見開陳を行った（資料編 資料3-2）。

意見書では、その前段において世界的な新型コロナウイルスの拡大が、国内外の高等教育に大きな影響を及ぼし、日本の教育の課題が顕在化した今、グランドデザイン答申は、少なからぬ部分で見直しが必要であることを指摘した。また、質保証システム部会においては、今般のコロナ禍によって顕在化した課題を分析した上で、将来の高等教育に必要な具体的施策の検討を期待したいとした。

質保証システムに関する各論については、主に、①質保証の仕組み、②定員管理、③オンライン教育・遠隔授業、④情報公表の4項目について意見を述べた。

①質保証の仕組みでは、大学設置基準について、大学のオンライン化普及・拡大の実情にそぐわない、遠隔授業の修得単位数の上限（60単位）や校地・校舎面積の物理的空間としての規制の緩和・撤廃を求めるとともに、「専門的職員」や「実務家教員」の増加により曖昧となっている教員、職員の定義と役割の明確化等を求めた。また、認証評価について、大学にとって多大な事務負担がかかっている実情を訴え、各種認証評価の受審時期を統一し、関連業務を統合できる仕組みづくりを求めるとともに、国による過度な介入によって、独自の建学精神を掲げる私立大学の個性ある教育活動を阻害することがない制度設計とすることを強く求めた。

②定員管理では、多様で柔軟な教育プログラムを可能とし、更なる教育研究の大胆な改革・改編等ができるよう合理的な定員管理の基準の見直しを求め、具体策として「入学定員」から「収容定員」へ、「学部」から「大学」へ、「単年度」から「複数年度」へ転換することを提案した。また、定員の単年度充足率を各種補助事業の申請条件や評価項目とすることの撤廃を求めた。

③オンライン教育・遠隔授業では、大学のグローバル化、リカレント教育、地方創生や地方の大学の活性化、の各観点からも積極的にオンライン教育を推進し、またそのインフラ整備のための基盤的な財政的支援を国に求めた。

④情報公表では、情報公表は質保証システムの要件であり、大学は積極的に行う必要があるとしつつも、その主体はあくまで大学自身であり、国等の関わりは、支援・後押しであるべきとした。また、公表された数字がひとり歩きすることで、大学の序列化を促し教育の画一化させる危険性があると指摘した。

その後、質保証システム部会では、実質的な議論に入っていくための前提作りとして「質保証システム全体を通じた考え方」や「質が保証されている大学」について、どのような視点で見ていくべきかという共通認識を図るべく、引き続き多角的な観点から有識者ヒアリングが実施された。具体的な質保証システムの見直しについては、令和3年度以降検討に入り、年度内を目途にとりまとめられる予定である。

3-3 文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」への意見提出について

令和元年6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～』において、「公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンスが発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う」とされたことを受け、文部科学省では、学校法人のガバナンスに関する有識者会議を私学部長決定により設置し、令和2年1月から検討を進めた。

学校法人のガバナンスに関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）では、10月までの間に、理事会に対するけん制機能の強化、評議員会の機能強化に伴う制度設計、理事会における執行のコントロール等に係る検討を重ね、今後の検討の参考にしたいとして、私大連をはじめとする大学団体に、1) 学校法人における攻めと守りのガバナンス向上の取組、2) 大学版ガバナンス・コードの概要・特長、加盟校の対応、3) 設置審報告、国会附帯決議、自民党提言への意見、4) ガバナンス改革を生かす環境整備の要望事項の4点についての意見開陳依頼があった。

有識者会議からの意見開陳依頼を受け、11月19日開催の第8回有識者会議において、福原紀彦常務

理事（中央大学、大学長）から「学校法人のガバナンスに関する有識者会議への意見」とする意見書（資料編 資料3-3）に基づき、「1. 学校法人における攻めと守りのガバナンス向上の取組」については、1) 私立大学法人において「攻めのガバナンス」を実効あるものとするためには、当事者意識に基づいた自律的な取り組みが不可欠である。私立大学法人における「攻めのガバナンス」を検討する際には、それが何を目的としたものなのかの明確化、さらには私立大学法人関係者間での内容や必要性を含めた理解の浸透が図られることが必要である、2) 私立大学法人におけるガバナンスのあり方の検討に際しては、「個々の私立大学法人の自律的な運営に基づく、私立大学教育の多様性の担保」の視点が不可欠である。「2. 大学版ガバナンス・コードの概要・特長、加盟校の対応」については、私大連では、会員法人の“自主性”“多様性”を担保するため、会員法人における“自律性”に基づいたガバナンス・マネジメント体制の構築に向けた検討を様々な事業組織（委員会等）において重ねてきており、そうした検討の蓄積を経て、これまで会員法人が実践してきたガバナンスの強化と幅広いステークホルダーに対する説明責任をより一層果たすことの一助となることを目的とした『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』を令和元年6月に策定した。「3. 設置審報告、国会附帯決議、自民党提言への意見」については、1) 私立大学法人は、教育、研究、そして医学部を設置する法人においては医療を担う公器である。そして、教育、研究と医療を直接的に担っているのが「余人をもって代えがたい専門家」である教員であり、教育、研究、医療事業を支え、行政を担っている職員である、2) 私立大学法人における経営は、その永続性を担保しつつ、既存の学問分野をベースとした教育、研究、医療とともに、常に新たな学問分野の開拓に勤しむことが求められており、それが学部・学科、研究科等の再編へとつながり、こうした特異性こそが上場企業や社会福祉法人をはじめとする他の公益法人にない特徴である、3) 私立大学法人の質的向上と持続的発展は、自律的な運営による多様な教育研究活動等の推進によってこそ実現されるものである。私立大学法人におけるガバナンスやマネジメントのあり方は、個々の法人の歴史・沿革、組織風土、設置大学の学部・学科や研究科の構成等によっても異なり、画一的な方策を導き出すことは困難である、4) 大学ガバナンスを実効あるものにするためには、私立大学法人が自らの「自律性」向上について、すべての構成員が「自分事化」し、「実質化」の方策を考え、実践することが重要である。そしてそのためには教職員からの継続的な理解と納得、そして教職員からの“現場の声”の反映が不可欠である、5) 「理事の選任方法」や「評議員会の機能」のあり方の検討に際しては、「理事や評議員等の私立大学法人の経営の任に関わる者たちが、当事者意識を持つことのできる環境をいかにして構築するか」にある。事業会社や社会福祉法人等の他の公益法人との目的や使命の違い、前述した私立大学法人が有する特異性を十分に踏まえた検討がなされるべきであり、単に他の法人との横並びを理由とするガバナンス論が展開されるべきではない、6) 私立大学法人のガバナンスのあり方は、私立大学法人に元来期待されている“多様性”を担保するための“自律性”の向上の観点から検討されるべきである。個々の私立大学法人においては、解決すべき問題、取り組むべき課題が異なる中、法令等によって一律の取組方策を課すことは角を矯めて牛を殺すことになりかねない、7) 各私立大学法人にあっては、他の私立大学法人の取組方策にかかる情報共有を通じて、各々に最も適した方策の決定と自律的な取り組みを通じて、社会通念に沿いつつも、それぞれにカスタマイズされたガバナンス体制を構築していくことが望ましい。「4. ガバナンス改革を生かす環境整備の要望事項」については、監事、会計監査人及び内部監査組織による三様監査の充実、とくに監事や内部監査組織に係る態勢整備のための公的支援が求められる、との内容を中心に意見開陳を行うとともに、経営委員会における検討成果に基づきとりまとめられた『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第1版】』、理事長会

議での平成24年度以降のガバナンスやマネジメント体制にかかる協議内容並びに監事会議による『私立大学の明日の発展のために—監事監査ガイドライン—〔平成30年度版〕【抜粋】』を参考資料として提供し、その内容を紹介した。

有識者会議ではその後、11回にわたる協議内容に基づき、令和3年3月19日に『学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について』をとりまとめ、公表した。

3-4 文化庁「授業目的公衆送信補償金制度」への対応について

平成30年5月の著作権法の改正により、改正以前にも可能であった学校等の教育機関における授業の過程における必要かつ適切な範囲での著作物等のコピー（複製）や遠隔合同授業における送信（公衆送信）に加え、営利を目的としない教育機関においては、その設置者が、文化庁長官が唯一指定する団体に一定の額の補償金を支払うことで、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物の公衆送信（学校等の教育機関の授業における予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材の生徒の端末への送信やサーバーへのアップロード）が可能となり、いわゆるスタジオ型の同時一方向の遠隔授業や異時で行われる遠隔授業、予習・復習のための著作物等の送信等が可能となった。

著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者のために、授業目的公衆送信補償金（以下、「補償金」という。）を受ける権利または複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施するため、著作権法に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使を行うための機関として、平成31年2月15日に文化庁長官による「指定管理団体」としての指定を受けた一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、「SARTRAS」という。）では、改正された著作権法の趣旨に基づき、教育において、より円滑に著作物を利用できる環境を速やかに実現することを目的として、権利者団体と教育関係者が共同して設置した著作物の教育利用に関する関係者フォーラムにおいて、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んできた。SARTRASでは、同フォーラムにおける協議の成果も踏まえ、令和3年度からの授業目的公衆送信補償金制度の施行に向け準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンラインでの遠隔授業等で著作物が教材として円滑に利用できるよう、令和2年度に限った特例として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金を「無償」として文化庁長官に認可申請することを決定した。

授業目的公衆送信補償金額は、著作権法によって文化庁長官による認可事項とされており、文化庁における「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に当たっては、1）新法第35条第2項の規定により補償金請求権の対象となる行為を対象としたものであること（新法第104条の13第1項関係）、2）教育機関関係団体からの意見聴取が適切に行われていること（新法第104条の13第3項関係）、3）補償金の額が「適正な額」とであると認められること（法第104条の13第4項関係）の3点が審査基準として定められていることから、令和2年4月にSARTRASから連合会をはじめとする教育機関の設置者を代表する団体宛に、令和2年度に限った特例として「授業目的公衆送信補償金制度の額」を無償とする認可に係る意見聴取依頼があった。

連合会では、SARTRASからの意見提出依頼を受け、1）学校や家庭におけるコンピュータやインターネットの普及の進展に伴い、教員によるデジタル教材の作成やそれらのインターネット上での配信

等が容易になることで、教育内容や学修手段の選択肢が増し、学修者の学びをより豊かに、多様な学修機会を提供することが可能となっている、2) 学修者の能動的な学修への参加を推進し、学生の学びへの意欲を喚起するためには、大学教育の現場においても、また、事前学習や事後学習の場面においても、ICTを活用したさまざまなメディアやコンテンツによる多彩な生きた教材を介した学修が必要である、3) 著作権法の一部を改正する法律の施行を予定より一年早く実施することにより令和2年度を無償に、さらには令和3年度以降から有償となるが、今後著作物の教育利用に関する関係者フォーラムにおける建設的な意見交換に基づく「運用指針」の策定等により、教育現場に混乱を来さない形での円滑な著作物利用が促進されることを強く望む、旨を主な内容とする意見書を取りまとめ、SARTRASに提出し、文化庁長官は令和2年度の補償金額を特例的に無償とする旨を認可し、授業目的公衆送信補償金制度が施行された。

SARTRASではその後、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムにおける「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）（案）」に係る協議と並行して、「大学については学生一人当たり800円」とする内容を含む令和3年度以降の「授業目的公衆送信補償金規程案及び説明書」並びに「審査基準への対応」を取りまとめ、8月に連合会宛に授業目的公衆送信補償金規程に定める「令和3年度の補償金の額」に係る意見聴取依頼があった。

SARTRASからの意見提出依頼を受け、連合会では、1) 令和3年度からの有償化に当たり、補償金制度が十全に機能していくためには、その具体的な運用（集金、運営、補償金の配分方法等に係る透明性の確保。特に著作権者でもある大学教員に対する配分体制の整備）やライセンスをはじめとする周辺環境の整備がなお必要となっている、2) 今後も「著作物の教育利用に関するフォーラム」における建設的な意見交換に基づく「運用指針」の策定等により、教育現場に混乱を来さない形で、円滑な著作物利用が促進されることを改めて強く望む、3) アルバイトの解雇や家計急変等による経済状況も急速な悪化により、修学の継続が危ぶまれている学生が生じているとともに、わが国の高等教育費にかかる家計負担割合がOECD加盟国の中でも極めて高いことに鑑みると、授業料等の値上げにより補償金の負担を学生に求めていくことは困難である、4) 高等教育費にかかる公財政負担割合が低い現状に加え、教育研究経費の充実（学生一人当たり経費は過去30年間で2.6倍〔学生一人当たり公財政支出は1.0倍〕）に努めつつ、可能な限りの経営努力を続けてきた私立大学においては、消費税率の引き上げに伴う控除対象外消費税等に係る負担の増大、ジャーナルの購読価格の上昇や「論文処理費用」にかかる負担の増大など、様々な財政的課題が山積するとともに、ウィズコロナ時代にあっては、コロナウイルス禍前の面接（対面）教育を大前提とした教育への後戻りはできず、遠隔教育の推進、充実にかかる経費はこれまでの教育研究経費に純増される形で重くのしかかっている、5) 著作物の教育機関における利用や授業過程におけるインターネット送信が推進されているとはいいいがたい現状においては、著作物利用の円滑化、さらには教育のICT化推進のためにも、上述の環境変化と学生や私立大学の現状を踏まえた補償金の負担軽減について再度の検討がなされることを切に期待する、6) Society5.0時代に向けた人材養成を更に力強く推進するためには、初等中等教育と同様に、高等教育機関に対しても政府による支援の必要性が強く求められるところであり、貴法人及び文化庁におかれては、その実現への支援と補償金額の再検討を期待する、7) 「補償金算定対象者」について、「授業目的公衆送信補償金規程案」では「補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者」と定義されていることから、補償金の対象者は大学の全学生ではなく、授業目的公衆送信を行う学部や学科単位での活用など、多様な利用を可能とする制度設計とされたが、その着実な運用を望む、旨を主な内容とする意見書を取りまとめ、SARTRASに提出した。

SARTRASでは、関係団体からの要望を総合的に踏まえ、補償金の申請額については、意見聴取時の提示金額に対して、学校種ごとに一律80円減額し、「大学については学生一人当たり720円」とすることを決定し、文化庁長官に申請した。

SARTRASからの文化庁長官に対する令和3年度以降の授業目的公衆送信補償金の額の認可申請を受け、文化庁から連合会に対し、今後、文化審議会において審議され、令和2年12月末までを目途に補償金額の認可の可否を決定することとなることを踏まえ、認可に係る審査基準の一つに「意見聴取の結果を指定管理団体がどのように考慮したか」という観点があることから、意見聴取の際に意見を提出した団体のうち、異議のない場合を除いて、SARTRASから申請された補償金の額について、SARTRASからの意見聴取の際に回答した内容からさらに意見がある場合の意見内容の提出依頼と、文化審議会著作権分科会使用料部会においてヒアリングを求めた場合のヒアリングに応じる意向の有無の照会があった。

連合会では、意見書の提出と11月16日開催予定の文化審議会著作権分科会使用料部会において意見書に基づく意見開陳を行うこととし、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員の吉田素文氏（国際医療福祉大学、副医学部長・医学科長・教授）から意見書に基づき意見を開陳した。

意見書では、私大連の常務理事会における協議内容等に基づき、補償金制度全般にかかわって、1) 補償金制度が十全に機能していくためには、その具体的な運用（集金、運営、補償金の配分方法等に係る透明性の確保。特に著作権者でもある大学教員に対する配分体制の整備）やライセンスをはじめとする周辺環境の整備や、「適切な制度の設計、実施」のためには、3年後に予定されている補償金額の見直しの際にも「補償金」制度の趣旨がICTを活用した“教育”における著作権利用の円滑化にあることを十分に踏まえた慎重な検討がなされることが必要であること、2) 補償金の対象者を学部や学科単位とするなどの多様な利用方法を可能とする制度設計の着実な運用について、私立大学への十分な周知を通じた着実な実施が強く望まれることを述べた。

連合会では、文部科学省、文化庁、自由民主党文部科学部会・文化立国調査会合同会議、SARTRAS並びに著作物の教育利用に関する関係者フォーラムに対しても、指定管理団体であるSARTRASの運営等に関わって、1) 授業目的公衆送信補償金制度の着実な施行に当たっては、SARTRASによる集金、運営、補償金の配分方法、収支等に係る見通しの明確化及び透明性の確保など周辺環境を整備した上で、本制度を施行していただきたいこと、2) 教育現場を混乱させることのないよう「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の議論に基づき、円滑な著作物利用促進が図られるべきであることを、また、補償金額に関わって、私立大学においては、新型コロナウイルスの影響をはじめ消費税率の引き上げやジャーナルの購読価格の上昇など財政的課題が山積しており、現況下においては、授業料の値上げにより補償金の負担を学生に求めることは困難であることから、著作物利用の活性化及びICT化教育の推進に向け、可能な限り低額な補償金額に設定していただくとともに国からの補助もお願いしたい旨を文書にて要望した。

文化庁では、文化審議会からの1) 授業目的公衆送信補償金の額の水準については、審査基準において、通常の使用料の額や諸外国の補償金額の例などが判断要素の一つとなっているところ、著作物等の使用料は基本的に市場原理で定まるものであるため、補償金の適正額を一律に決められるものではないが、学生等一人当たりの単価等の根拠について一定の説明をした上で、教育機関の設置者団体からのできるだけ低廉にとの要望に応え、権利者団体が合意できる範囲内で更に減額をし、低廉な額としているものと考えられる、2) 料金体系については、包括料金はオンライン授業の頻度に関わらず学生数等に応じて定めるものであり、併せて都度支払いの料金も設定していることから、教育機関

の利用の現状と今後のニーズの見通しに定めるものと考えられる、3) コロナ禍における経過措置が必要との意見については、コロナ禍の経済的影響は文化芸術関係者にも深刻であるところ、既に令和2年度に特例的に無償としており、これ以上の配慮が困難であることは理解できる、とする答申の内容を踏まえ、適正な額と認められるとして、著作権法の規定により文化庁長官により認可する一方で、実施の日から3年を経過する毎に行う実施後の状況を勘案した検討及びその結果に基づく必要な措置については、SARTRASに対し適切に指導監督を行うこと、補償金の分配については、著作権法に基づき指定管理団体が文化庁長官に届け出なければならない補償金関係業務の執行に関する規程において、著作権法施行規則に基づきSARTRASが補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む。）を明らかにするとともに、利用者を含め広く社会に対し、より丁寧に説明すべきとされた。

3-5 内閣府「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」への対応について

令和2年7月17日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」において、地方創生の実現のために地方大学の機能強化を図ることが示されたことを踏まえ、内閣府において「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」（以下、「検討会議」と言う。）が設置された。検討会議は、令和元年12月20日に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂に向け、地域「ならでは」の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められている地方大学のあるべき姿を追求し、地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向けて取り組むべき事項等について検討することを開催の趣旨とした。

検討の開始に当たり、検討会議では地方における大学の現状や、大学の意見等を把握した上で検討を進めるべく、関係各団体に対してヒアリングへの対応の依頼を行った。これを受け、私大連では、地方大学の振興と地方創生に関するプロジェクトがまとめた「地域と私立大学が共働する地方創生に向けて」（平成31年3月）等を踏まえて意見書を取りまとめ、第2回検討会議（9月25日）において、廣瀬克哉教学担当理事者会議委員長（法政大学常務理事）が意見開陳を行った（資料編 資料3-4）。

意見書では、前段において、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな社会的変容を踏まえ、「地方」と「都市」という対立軸ではなく長期的かつ広い視野により、大学連携等のあり方や地方に貢献する人材等について、これまでの施策の効果の検証とエビデンスに基づく議論を求め、①ウィズコロナを想定した大学連携、②STEAM人材と地方に貢献する人材、③内閣府の地方創生予算、④地方大学の活性化と東京23区における大学規制の4項目について意見を述べた。

①ウィズコロナを想定した大学連携では、新型コロナウイルス感染症の拡大により一気に浸透した大学のオンライン化によって、地域連携に留まらず、地方と都市圏の大学間による新たな連携が可能となることを指摘し、地方だけに留まらない連携を推進すべきであるとした。また、都市圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの推進に関わり、各大学の教育体系や教育の質の担保、それぞれの地域に必要な学問分野は何かなど、より教育観点に立った慎重な議論が不可欠であるとした。

②STEAM人材と地方に貢献する人材では、STEAM人材育成を目的に地方国立大学を定員増するという施策が示された事に対し、地方（地域）におけるSTEAM人材の需要、STEAM人材の雇用（高処遇の働き口）、国立大学である必要性など、データに基づいた多角的な議論を求めた。また、地方に貢献しイノベーションを起こす人材には、異なる価値観や意見を持つ人たちをまとめ、独創的な解決策を見

出す能力が必要であることから、都市の大学と地方との「人的好循環」を創り出し、イノベーション人材を地方に根付かせることの重要性を述べた。

③内閣府の地方創生予算については、内閣府の「地方大学・地域産業創生事業」の支援対象となる取組が大型装置の整備を必要するような大規模の事業に限られていることを指摘し、地域産業の振興には、大規模な事業が生み出した成果を普及・拡大するための人材を育成することが必要であり、小規模であっても効果が期待できる多様な取組への柔軟な支援を求めた。

④地方大学の活性化と東京23区における大学規制では、東京一極集中の是正策として行われている東京23区の大学の定員規制に対し、地方創生という目的に適した政策であるか否かについて明確なKPIにより検証すべきであること、政府の政策目標である「年間25万人のAI人材育成」を達成するためにも見直し、私立大学の新しい学問分野へのチャレンジを認めるべきであることを主張した。

その後、検討会議は8回にわたる開催を経て、「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」（令和2年12月22日）をまとめた。同取りまとめは「地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性」、「地方公共団体や産業界等への期待」、「国における今後の対応」から成り、「国における今後の対応」として、「国は、地方創生に資するものとして一定の要件に基づき審査などを行った上で、極めて限定的で、特例的に行う必要性が認められる場合に、地方国立大学の定員増を認め、大学改革を促す」とされた。

3-6 内閣府「規制改革推進会議」への対応について

内閣府設置法第37条第2項に基づき設置され、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関する基本的事項を総合的に調査・審議することを主要な任務とする規制改革推進会議では、令和2年10月5日開催の同審議会において、1)令和3年6月までをサイクルとし、規制改革の審議を進める、2)「成長戦略」、「雇用・人づくり」、「投資等」、「医療・介護」、「農林水産」、「デジタルガバメント」の六つのワーキング・グループを引き続き設置する、3)当面の審議事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）に沿って審議を行うことを決定し、10月7日には同会議議長並びに議長代理名による「当面の審議事項について」をとりまとめた。

「当面の審議事項について」は、1)新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革、2)デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション、3)地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革、の三つの柱の下で規制改革に取り組むが、これら以外についても、民間活力を引き出し、国民生活の向上に資する規制・制度改革の審議を大胆に進めていく、とし、「新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革」に関わっては、オンライン診療・服薬指導、オンライン教育等の時限的措置の恒久化を、「デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション」に関わっては、多様な働き方に対応した雇用制度・リカレント教育等の規制・制度改革に取り組むこととされた。

また、「今般のコロナ禍やその後の時代を見据えた働き方等への対応」及び「未来を支える人材の育成」という視点の下、雇用・人づくりに関するテーマについて効果の高い規制改革に取り組むことを運営の基本方針とする雇用・人づくりワーキング・グループでは、「審議項目」の「重点的に取り組む課題」の一つとして「オンライン教育の充実」を掲げ、コロナ禍において特例的に認められているオンライン教育の実施要件について、今後、運用実態や状況を確認し、メリット、デメリットを整

理した上で、その拡充及び恒久化に向けての議論を行うこととするとともに、規制改革実施計画（令和2年7月）など過去の成果のフォローアップの一環として、「大学等における多様なリカレント講座の開発促進」等を掲げた。

10月23日開催の第2回雇用・人づくりワーキング・グループでは、文部科学省から、初等中等教育段階と高等教育段階のそれぞれにおける、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として行ったオンライン授業にかかる特例措置についての実施状況とオンライン教育に関する現在の検討・計画状況について報告とともに、大学等における遠隔授業等の充実に向けた今後の取組みとして、1) 遠隔授業の単位数上限の在り方については、教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループや中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、質保証の在り方とセットで議論し、見直しを検討する、2) 令和3年度概算要求において、「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」として約90億円の予算を新規に要求している旨の報告を受けた。

そうした中、私大連では、7月にとりまとめた「新型コロナウイルス感染症の影響に伴うグローバル化対応への要望」において、留学生等に関する入国等の緩和とともに、大学のオンライン化を推進するための規制緩和を文部科学大臣に要望していたこと、8月31日開催の中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、田中優子常務理事（法政大学、総長）が、質保証の仕組み、定員管理、オンライン教育・遠隔授業並びに情報公表の4点についての意見を開陳した際に、質保証の仕組みにかかわって、大学設置基準に関する問題点を指摘するとともに、情報技術の進展を踏まえた授業方法（オンライン教育・遠隔授業）に対する考えを開陳してきたことなどを踏まえ、雇用・人づくりワーキング・グループから私大連に対し、「コロナ禍におけるオンライン教育の実態や今後の取組み」についてのヒアリング依頼があった。

上記のヒアリング依頼を受け私大連では、「規制改革推進会議『雇用・人づくりワーキング・グループ』への意見ーオンライン授業に関する規制緩和等ー」とする意見書を取りまとめた（資料編 資料3-5）。

11月13日開催の第3回雇用・人づくりワーキング・グループでは、曄道佳明副会長（上智学院、大学長）から同意見書に基づき、1) ポストコロナを見据えた新たな大学教育に転換していくためにも、現在、大学設置基準で規制されている遠隔授業の方法により修得する「単位数の上限60単位の緩和」と授業の主たる実施場所は大学の校舎等であると定められている「校地・校舎」の規制の撤廃、学部単位で管理している「学生定員の管理方法」を見直す必要がある、2) オンライン授業は、とくにレクチャー型の大人数授業に効用があると認識されており、実際、これまで一方通行になりがちだった授業の質疑が活発になり、オンデマンドの配信であれば、学生は好きな時間に何度も繰り返し学習することができるとともに、大人数授業だけでなく、ゼミ形式のような少人数授業であっても、教員が海外のフィールドに行って自分の研究を題材にして、ゼミの学生に配信するというような授業法を取り入れることが可能になる、3) 世界の主要大学は、交換留学や共同研究、大学間連携教育などをこれまで以上に強化し、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでおり、世界のオンライン授業のプラットフォームの流れに乗ることができなければ、日本の大学は国際化の戦略性を見失ってしまう、4) 学外の施設が認められるのは授業の一部のみとされている「校舎等の施設」の基準の撤廃や、学部単位で管理している「学生の定員」は、大学全体、複数年で管理するという柔軟性のある見直しが必要である、5) いずれの大学においても、半年くらい先を見て、授業のカリキュラムを編成し、そのための人や教室等を準備することから、国は、早期に大学設置基準を見直し、ポストコロナの新たな教育のデザインを示すことが望まれる、といった5点を中心にした意見を開陳した。

雇用・人づくりワーキング・グループではその後、労働関係の対面規制等、テレワーク促進等への対応、高齢者の就業環境整備に係る審議を進めるとともに、デジタル時代の人材育成に向けた大学・高校の設置、運営等にかかる規制・制度の見直しについても審議することとし、「ウイズコロナ・アフターコロナにおけるデジタル時代の人材育成に向けた大学の設置、運営等にかかる規制・制度の見直し」に関わって、大学の設置・運営基準や認可プロセスなど全般を対象に、大学教育の質保証の維持・促進を求める上で、人的・経済資源の充実や多様化に向けた環境整備という観点からの具体的基準等にかかる意見を聴取したいとして、私大連に対し再度のヒアリング依頼があった。

再度のヒアリング依頼を受け私大連では、「規制改革推進会議『雇用・人づくりワーキング・グループ』への意見ーデジタル時代の人材育成に向けた大学の設置、運営等にかかる規制・制度の見直しー」とする意見書を取りまとめた（資料編 資料3-6）。

令和3年2月17日開催の第6回雇用・人づくりワーキング・グループでは、曄道佳明副会長（上智学院、大学長）から同意見書に基づき、1）大学設置基準の見直しに関しては、デジタル化を推進するならば、「遠隔授業の上限単位（60単位）」や「大学の施設」の基準は、実情にそぐわなくなっており、遠隔授業に関わっては、文部科学省には、今後の方針をなるべく早く出していただきたいこと、多くの大学は対面と遠隔を組み合わせた「ハイブリッド方式」を取り入れている中で、この方式が対面授業とカウントされるのか遠隔授業とカウントされるのが定まっていないこと、質の高い授業を提供するのであれば、遠隔授業か対面授業かを単位数で区分する必要はないこと、教育の自由度を大学に与え、また学生の学びの自由度を高める意味でも、より多様で個性的な学びを推進すべく単位数の上限を緩和すべきであることを、施設に係る規制に関わっては、感染予防やデジタル化を進める上で、自学自習のスペースなどがこれまで以上に必要になるが、現行の基準では自学自習のスペースは教室面積に含まれていないこと、複数キャンパスを持つ大学では、キャンパスそれぞれに図書館や体育館、教員を配置することが大きな負担になっており、必要性の低い空間を効率化しコストを下げ、その分を新たな教育環境の整備に当てたいと考えていること、リカレント教育における社会人の利便性を考えても、施設要件などの外形的基準の一律的規制が阻害要因となっていることは明らかであり、校舎や教室の概念を変えて規制を見直すべきであること、2）卒業要件単位に関連して、単位制度そのものの根本的見直しが必要であること、デジタル化によるハイブリッドな授業が主流になって行く中で、今後、科目数、授業回数などの柔軟な設定ができるよう単位制度そのものを見直さなければ、多様な学びを実現することは難しいこと、大学設置基準第23条（各授業科目の授業期間）には、「各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」と規定され、留学や教室外での学びを推進するために柔軟な授業週の設定が可能となる改正が行われたものの、第21条（単位）第2項で「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成する」と定めているため、依然として制約が大きいのが現状であること、「卒業の要件」（「大学設置基準」第32条）に「大学に四年以上在学し、124単位以上を修得する」とありますが、「四年以上」と規定されますと、例えば、9月中旬に入学した学生が4年後に海外の大学院に進もうとした場合、8月下旬や9月初旬を入学時期とする大学院に入学できなくなり、こうした厳格な卒業要件が、国際的活躍を目指す学生のキャリア形成を阻む要因となっていること、3）学生の定員管理に関連して、現在の学部・学科単位で厳格に管理している方法から、大学全体あるいは複数年で管理することや、留学生や社会人は別枠として設定するなど、柔軟性のある定員管理に移行すべきであること、教員数に関わっての大学設置基準に定める「大学全体の収容定員に応じた専任教員数」につい

て、学部の種類に応じた専任教員数にかなりの違いがあることから、収容定員枠の刻み幅を縮小するなど、収容定員に対する専任教員数を緩和して、各大学が強化していく部門に人材の有効活用を図ることができるようにすべきであること、4) 「地方創生」や「地方の大学」の活性化の観点においても、オンライン授業を活用することによって、地域間の連携だけでなく、複数大学をつなぐ大学連携教育プログラム、地方大学と首都圏の大学との新たな連携の可能性が生まれ、学生のクロスアポイントメントのような新たな制度を模索することは、地元に住ながらにして学びの選択肢を広げ、地方を活性化することに繋がるはずであり、そのような連携を推進すべきであること、連携を進めるためには、各大学の定める学位授与や教育課程編成・実施に係る方針との整合性に留意した上で、「他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等」（「大学設置基準」第38条）による単位互換に関する単位の上限数（60単位）の見直しが検討されるべきであること、大学の学びに対する考えや地方や都市など、社会の概念も変化していく可能性がある中で、「東京23区の大学に対する定員規制」は意味を持たず、大学の規制よりデジタルを活用した都市と地方の連携による新たな地方創生のための学びを検討し、Society5.0人材の育成を進めるべきであること、5) 規制を緩和し教育の自由度を上げるためには、「教育の質の保証」をセットで考えることは言うまでもないことから、今後、それぞれの大学が教育成果を可視化し内部質保証システムを早期に確立することと、認証評価機関においては、より自律的な評価制度を高め、大学の教育の質の保証を担保し、国内外にその情報を発信していくべきであること、6) 規制の緩和とともに質の高いデジタル化事業への戦略的な国の財政支援が必要であり、とくに今回のような非常事態の場合は、予算執行のあり方を柔軟にさせていただきたいこと、の6点を中心に意見を開陳した。

雇用・人づくりワーキング・グループでは、その後も教員人事の多様化、質の確保・向上に向けた規制・制度の見直し、多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備等に係る審議を進めており、できるものから順次速やかに成案を得られるよう、意見をとりまとめることとしている。

3-7 全国知事会「これからの高等学校教育のあり方研究委員会」への対応（9月入学に関する意見）について

全国知事会の「これからの高等学校教育のあり方研究委員会」では、9月入学の問題を課題の一つとして検討しておりヒアリングの依頼があった。そこで、連合会として対応することとして、12月18日、曄道佳明副会長（上智学院、大学長）が意見開陳した（資料編 資料3-7）。

私立大学の考えは、5月に自由民主党の秋入学制度検討ワーキングチームに提出した日本私立大学連盟の意見書を基にしているが、今般のヒアリングは、新型コロナウイルスの影響に関わることなく、今後グローバル化等を見据えた教育制度の変更をいかに考えるかが論点である。

9月入学への移行については、学生、大学への経済的支援、法令の改正や制度改革、企業の採用制度の変更など根本的な社会構造の変革と初等中等教育と高等教育を含む教育改革を一体として行うことが重要である。実行に先立っては、社会全体の合意を得るべく十分議論を尽くす必要があるとして、「グローバル化に関する課題」「高大接続改革及び入試に関する課題」「就職（企業）に関する課題」「私立大学の経営に関する課題」の4点について申し述べた。とりわけ「グローバル化に関する課題」に関し、すでに各大学は、春・秋入学併用の複線経路の入学・卒業形態、国際化に重点を置いた学部・大学院やコースの設置、 Semester制、4学期制の導入などによる留学や留学生受け入れ拡大など国際化に向けた多様な改革を進めている。入学時期の変更によって、グローバル化が進み、留学生

が増加するという根拠は充分でなく混乱を招くだけであるとし、学事歴の柔軟化を推進すべきであるとした。

2020年度(令和2年度) 就職・採用活動をめぐる動き

2020年

・3月25日 連合会 就職問題委員会

新型コロナウイルスの感染拡大により、学生の就活にもさまざまな影響が出始めていることから、企業等に配慮を求め、経済団体等にあてて要請文を出すべく、協議を行った。

・3月27日 就問懇「申合せ」発出

2021年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、3月広報活動解禁、6月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮のため、採用選考活動については、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用すること、遠隔地の学生に対しては、多様な通信手段などを活用すること、などを要請した。

・3月31日 経団連 採用と大学教育の未来に関する産学協議会(第4回)開催

新型コロナウイルス禍の中、第4回協議会をオンライン会議で開催し、報告書案『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』を審議・承認し、同日これを公表した。同時に、コロナ禍での採用選考について、産学が連携して特段の配慮を行うことを表明。

・3月31日 連合会「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた2020年度卒業・修了予定者の就職活動に関する要望」を経済団体、全国求人情報協会あてに発出

【政府が緊急事態宣言を発出】

4月7日、7都府県に発出

4月16日、対象を全国に拡大

5月25日、解除される

4. 就職問題等について

4-1. 就職問題等について

(1) コロナ禍での就活動向と対応

3月25日に開催した連合会の就職問題委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月に健康診断が実施できない大学が多く、学生の就活で求められた際に健康診断書が提出できないなど、学生の就活にさまざまな影響が出始めていることから、企業等に配慮を求め、経済団体等にあてて要請文を出すべく、協議を行った。その後、土屋委員長のもとで文案作成、調整を行った結果、3月31日付で「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた2020年度卒業・修了予定者の就職活動に関する要望」を経済団体、全国求人情報協会あてに発出した。

同要望文では、まず「1. 採用選考活動について」として、①学生の不安の解消と学修経験時間を確保できるよう、令和2年6月1日からの開始を徹底すること、②採用選考日程の後倒しにすることや、令和2年6月1日以降、複数回の選考機会を設けるなど柔軟な対応をすること、③インターネットの活用など、多様な通信手段による面接や試験の実施を検討することを求めた。

また、「2. エントリーシート及び健康診断書の提出について」として、①エントリーシート及び健康診断書の提出期限を延長するなど、柔軟な対応をすること、②健康診断書については、厚生労働省から「採用選考時に配慮すべき事項」として、その提出については必要性を慎重に検討し、合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないことが示されており、この点を踏まえ、限定的な対応をすることを求めた。

小中高校だけでなく、多くの大学が卒業式の中止、入学式の中止・延期などの方針を決定するなか、新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるため、政府は4月7日に東京、大阪をはじめとする大都市圏7都府県に「緊急事態宣言」を発出。その後4月16日には、その対象を全国に拡大した。

このような状況のなか、就職情報大手のディスコの

・5月29日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第1回)開催

・5月29日 経団連 産学協議会が「現在、就職活動をしている学生の皆さんへ」を公表

コロナ禍で就職活動を行っている学生の不安を払拭するため、産学協議会として、(1)弾力的な採用選考活動の実施と情報開示、(2)入学・卒業時期の複線化(3)産学協議会による「産学共同ジョブ・フェア」の開催、に取り組むことを表明した。

・6月1日 文部科学省、厚生労働省連名で経済5団体に宛てて「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業予定者等の就職・採用活動への配慮について」を发出

・6月25日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第2回)開催

・7月3日 文科省 就問懇(第1回)開催

・7月31日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第3回)開催

・8月1日～2日 経団連 産学協議会主催で「産学共同ジョブ・フェア」をオンライン開催

企業・団体63社、学生約2,500名が参加。

・9月25日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第4回)開催

・10月22日 文科省 就問懇(第2回)開催

・10月29日 就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議開催

2021年度卒業者について、3月広報活動解禁、6月採用選考活動解禁の現行スケジュールの維持を決定。

調べによると、令和3年春に卒業予定の学生の内定(内々定含む)率は、令和2年2月10%(1.9ポイント増)、3月15.9%(2.0ポイント増)、4月34.7%(8.3ポイント増)と、3か月連続で前年同月を上回り、学生優位の売り手市場のもとで、採用活動の前倒しが一段と進んでいた。

しかし、4月7日の「緊急事態宣言」発出後、企業で選考を停止する動きが広がったことにより、5月50.2%(0.9ポイント減)、6月64%(7.1ポイント減)、7月77.7%(6.3ポイント減)、8月83.7%(4.5ポイント減)と連続で前年を下回った。

長く続いた外出自粛要請、テレワーク推進の機運、デパートや商業施設、飲食店への休業要請などの影響により、航空各社、鉄道、旅行観光業をはじめとし、日本経済が大きなダメージを被った結果、内定取り消しの懸念が出てくるとともに、次年度以降の企業の採用の停止・縮減が大変心配される状況となっている。

6月1日にはコロナ禍での採用・選考活動解禁となったが、これに合わせ文部科学省と厚生労働省が連名で経済5団体に宛てて「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業予定者等の就職・採用活動への配慮について」を发出し、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、学校や学生の個別の事情に配慮した日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど、最大限柔軟な対応を行うよう要請を行った。

7月3日にオンラインで開催された第1回就職問題懇談会(以下、「就問懇」という。)では、山口宏樹前座長(前埼玉大学長)、土屋恵一郎前副座長(前明治大学長)の退任に伴い、新たに座長に大野英男委員(東北大学総長)を、副座長に田中愛治委員(早稲田大学総長)を選出するとともに、2020年度就職・採用活動に関する新型コロナウイルス感染拡大の影響について委員校の状況を報告しあい、情報共有と意見交換を行った。また、毎年就問懇で実施している「就職・採用活動に関する調査」(大学等向けと企業向け)の設問について検討を行い、新型コロナウイルス感染症の影響に関する設問も加えて実施に移すことを確認した。

10月22日に開催された第2回就問懇(オンライン開催)では、「学生の就職・採用活動開始時期等に関す

・11月16日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第5回)開催

・12月11日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第6回)開催

・12月15日 連合会 就職問題委員会開催

2021年

・1月19日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第7回)開催

『大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方ー 文系修士大学院生への適用との方策ー』を連合会から提案。

・3月3日 文科省 就問懇(第3回)開催

・3月4日 経団連 採用・インターンシップ分科会(第8回)開催

・3月17日 就問懇「申合せ」発出

2022年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、3月広報活動解禁、6月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮、オンライン面接等を行う際に通信環境が整わない学生への配慮、海外留学経験者や外国人留学生を念頭においた多様な選考機会の提供、インターンシップの適切な実施、卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱いへの配慮などを求めた。

・3月30日 4府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

・4月19日 経団連 採用と大学教育の未来に関する産学協議会(第5回)開催

2020年度報告書案『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』を審議。同日、これを公表。

る調査結果」、「2020年度就職・採用活動に関する調査結果(大学等)」、「2020年度就職・採用活動に関する調査結果(企業等)」(いずれも速報版)について文部科学省事務局から概略説明があり、新型コロナウイルスの影響等について確認を行うとともに、意見交換を行った。その結果、2022年卒業予定者にかかる就職・採用活動に関し、10月末に開催予定である「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」に対して、採用・選考活動に関する現行の日程の枠組みの維持、学生の多様性に配慮した多様な選考機会を積極的に検討することなどを求める意見書を就問懇として提出することとした。

これを受けて10月29日に開催された就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議では、2022年度(2023年3月)卒業・修了予定者の就職・採用活動の日程については、現行ルール(広報活動開始:3月1日以降、採用選考活動開始:6月1日以降)を維持することを決定した。同時に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を見極めつつ、オンライン等多様な通信手段を活用した企業説明会・面接等の実施、秋採用・通年採用等による一層の募集機会の提供に加え、第二の就職氷河期世代を生まないために、中長期的視点に立った採用を進めるよう、企業等に要請を行っていくことを確認した。

令和3年の3月3日に開催された第3回就問懇では、「2022年度(令和4年度)大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」に盛り込む内容について協議を行った。コロナ禍での就活対応として、オンラインによる選考、面接などについて、学生の経済状況によっては通信環境が整備できず対応できないことも考えられ、そうした学生が不利にならないような配慮などを求めることとした。また、今一度、「ワンデーインターンシップ」はインターンシップではないことを明記することとした。「申合せ」については、最終的な調整・確認を経たのち、令和3年3月17日付で、大学、短期大学、高等専門学校に向けて発出された。また、3月30日には、経済団体等に対し、4府省連名で「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」が発出された(資料編 資料4-1)。

(2) 経済団体との議論

令和2年3月31日、一般社団法人日本経済団体連合会（以下、「経団連」という。）は採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第4回）をオンライン会議で開催し、同日『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』を公表した。

経団連では、同報告書において示した「産学協議会10のアクションプラン」の産学による実践をフォローアップするため、令和2年度は産学協議会の組織の再編を行った。少人数の幹事会を設置するとともに、既存の三つの分科会を再編し①産学連携推進分科会、②採用・インターンシップ分科会の二つに組み込んだ。

採用・インターンシップ分科会においては、「産学協議会10のアクションプラン」のうち、Society 5.0の採用とインターンシップの実現に向けたアクションプランを実現するため、

- ・採用選考に関する企業情報、企業の考え方の開示状況の調査
- ・学生の就職活動に対する大学側の支援活動の強化
- ・上記以外で、アクションプランで求めた取組みの実施状況をフォローアップ
- ・新たな理解に基づくインターンシップの推進（文部科学省および私立大学団体連合会から提案のあった大学院生を対象としたジョブ型採用につながるインターンシップを試行）
- ・インターンシップの目的、意義、内容等について産学、および政府間で共通理解の確立（⇒「インターンシップに関する3省合意」見直しに向けた働きかけ）
- ・企業の採用選考活動の実態や今後の方向性を踏まえた政府の「就職・採用活動日程に関する考え方」の見直しに向けた検討

を行うこととしている。

このなかでとくに「新たな理解に基づくインターンシップの推進」については、文部科学省と国立大学協会が中心となって主に理工系の大学院生を主眼においた「ジョブ型研究インターンシップ」の推進に向けた検討を加速させている。このため、私立大学としては、主に文系修士課程の大学院生を対象としたジョブ型採用インターンシップのあり方について提案を行うべく、検討を行うこととした。

具体的には、まず、当連盟キャリア・就職支援分科会において、分科会委員校と、連合会就職問題委員校（私大連側）に対して8月上旬に『「修士2年生以降を対象としたジョブ型採用インターンシップ」に関するアンケート』（記述式）を実施し、①どういった学問分野・職種がジョブ型採用インターンシップの対象になるか、②どのような内容・スケジュール（期間）がふさわしいか、③どのような形で採用とリンクさせ運用すべきか、の3点について、回答を得た。

アンケート回答については、テキストマイニングの手法を用いて分析・整理を行った。その結果については、9月25日に開催した経団連産学協議会の採用・インターンシップ分科会において、文系における『「修士2年生以降を対象としたジョブ型採用インターンシップ」の具体化に向けた検討について（中間報告）』として、同分科会の佐々木宏委員（当連盟キャリア・就職支援分科会長）から報告を行った。

11月4日に開催した第2回キャリア・就職支援分科会では、上記アンケートの結果も踏まえて分科会長が作成した「文系学生を対象にしたジョブ型採用につながるインターンシップのあり方について」（案）について検討を行った。その後はメールのやり取りにより成案とし、12月15日に開催された連合会の就職問題委員会に諮った。その際出された意見と、その後期限を切って私大協会側委員から寄せられた意見に基づき、佐々木宏分科会長と佐藤和委員と事務局の間でメールのやり取りにより修正・調整を行った。最終的には、私大連と私大協双方の会長の承認を得て連合会としての成案とした。

こうして出来上がった連合会の『大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方－文系修士大学院生への適用との方策－』は、令和3年1月19日に開催された経団連の第7回採用・インターンシップ分科会において、佐々木宏委員から報告・提案を行った。

採用・インターンシップ分科会では、また、Society5.0に求められるインターンシップのあり方を検討する前提として、インターンシップの目的、意義、内容等について産学、および政府間で共通理解の確立を行うべく、現行で「インターンシップ」と称されているものの類型化の検討を行った。

数度にわたる議論を行ったが、経団連企業側、国・公立大学、私立大学、それぞれの立場の違い、現行の「インターンシップ」と称するキャリア教育プログラムとの整合性の問題などから、100パーセントの意見の一致を見ることはできなかった。2020年度の検討の成果として、一応の類型化は行い、4タイプへの分類は行ったものの、「各タイプの境界を設定することが難しいため（特に類型2と類型3）、大学・企業における個別事例も念頭に置きつつ、今後、更に類型化の検討を進める」とこととした。

【学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み（全体像）】

下記のうち、タイプ3とタイプ4を「インターンシップ」に該当する活動と位置づける。

- タイプ1：オープンカンパニー ※オープン・キャンパスの企業・業界・仕事版を想定
- タイプ2：キャリア教育（プレ・インターンシップを含む）
- タイプ3：汎用的能力・専門活用型インターンシップ
- タイプ4（試行）：高度専門型インターンシップ ※試行結果を踏まえ、今後判断

産学協議会2020年度報告書『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』(2021年4月19日)より

令和2年度は、企業、学生ともに、コロナ禍での採用選考活動、就職活動を余儀なくされたため、採用・インターンシップ分科会においても情報交換・意見交換を行った。このなかで、インターンシップについてもオンラインを活用した企業の事例が多数紹介された。

オンラインによるインターンシップについては、学生から見た課題としては、対面でのコミュニケーションを欠くために学生の企業理解やモチベーション面での影響があること、運営（企業・大学）側から見た課題としては、現場感の再現が難しいこと、情報セキュリティの面が心配、といったことが挙げられる。そうした課題はあるものの、オンラインによるインターンシップは、時間的・空間的制約がないため、ポストコロナにおいても有効なインターンシップの実施方法の一つであるということについては、産学で意見の一致を見た。

二つの分科会（産学連携推進分科会、採用・インターンシップ分科会）の1年間の議論の成果をとりまとめた産学協議会の2020年度報告書『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』は、令和3年4月19日に開催された第5回産学協議会において審議・承認され、同日公表された。

5. その他

5-1 日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について

経団連では、平成30（2018）年12月に公表した「今後の採用と大学教育に関する提案」において、2021年度以降入社対象の「採用選考の指針」を策定しないことを決定する一方で、経済社会の課題や技術革新の状況、求める人材像やインターンシップの今後のあるべき姿などについて、大学側に継続的に発信し、大学と対話の仕組みを構築することが必要であるとして、経団連と国公立大学のトップで構成する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）の設置を提起し、平成31（2019）年1月31日開催の第1回産学協議会では、「Society5.0人材育成分科会」「今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会」並びに「地域活性化人材育成分科会」の三つの分科会を立ち上げた。

その後、産学協議会では、各分科会における3回の協議、延べ9回にわたる協議を重ね、Society 5.0時代の人材に求められる能力やそれらの人材を育成するために必要な大学教育、企業の採用や処遇のあり方などについて、現状の課題、今後の改革の方向性、産学が協働して取り組むアクションについて多くの認識を共有し、平成31（2019）年4月22日に『中間とりまとめと共同宣言』をとりまとめ、公表するとともに、その内容を令和元（2019）年5月15日開催の政府における第27回未来投資会議において、同会議議員の中西宏明経団連会長並びに日本私立大学団体連合会代議員・就職問題員会委員長として産学協議会に参画している土屋恵一郎私大連常務理事・学生委員会担当理事（明治大学、大学長）から報告・説明した。

『中間とりまとめと共同宣言』は、「Society5.0時代に求められる人材と大学教育」「今後の採用とインターンシップのあり方」「地域活性化人材の育成」「政府への要望事項」並びに「今後の具体的アクション」によって構成され、「今後の具体的アクション」では、「Society5.0に求められる人材を育成するための教育プログラムのメニューの検討、共同開発」「社会人リカレント教育を活性化させる方策の共同での検討・実施」「産学連携による課題解決型（PBL型）教育を促進する仕組みづくり」「採用形態の変化への対策検討」「『キャリア教育プログラム』及びおよび『インターンシップ・プログラム』の共同開発・実施と採用・選考への学生情報の取り扱いに関する検討」「地域に存する大学間の連携プラットフォームに関する検討」並びに「地域の視点から産業発展・新産業創出を担う人材育成のための『地域課題解決型（PBL型）教育』の実施」の7点を提示し、1）参加を希望する大学・企業からメンバーを募り、アクション・プランのとりまとめにあたる大学側、企業側代表を1名置く、2）タスクフォース（TF）でアクション・プランの内容が具体化した段階で、関連する分科会で検討し、産学協議会に報告したうえで、実施する大学・企業を広く募り実行する、こととされ、TFでは、分科会における議論をより深めるための材料を提供するため、データや事例収集、横展開に向けた要素の抽出、課題の洗い出し・整理、課題解決に向けたアイデア出しを主に行うこととされた。

令和元年度に入って新たに設置されたTFでは、分科会での議論を深めるための材料を提供するためにデータ・事例収集、横展開に向けた要素の抽出、課題の洗い出し・整理、アイデア出しを任務とすることとされ、Society5.0人材育成分科会には、Society 5.0時代のPBL型教育促進TFと社会人リカレント教育活性化TFが、今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会には、採用形態の変化への対応検討TFとキャリア教育／インターンシップ・プログラム開発TFが設置された。

Society5.0時代のPBL型教育促進TFでは、既に実施されている産学連携によるSociety5.0人材育成に資するPBL型プログラムの事例調査、プログラム実施に当たっての人材確保、プログラムの推進・横展開に向けた仕組みづくりについて検討し、抽出した課題とその解決策のメニューをSociety5.0人材育成分科会において議論することとされ、社会人リカレント教育活性化TFでは、現状の課題整理、ニーズ調査、産学協同の仕組みづくりや企業の処遇や評価のあり方のメニューを検討し、抽出した課題とその解決策のメニューをSociety5.0人材育成分科会において議論することとされた。

また、採用形態の変化への対応検討TFでは、今後の採用形態の変化に、学生、企業、大学が混乱なく移行するために必要な方策を、キャリア教育／インターンシップ・プログラム開発TFでは、大学1、2年生を対象とした「キャリア教育プログラム」の共同開発・実施、高学年対象の仕事選びに直結する「インターンシップ・プログラム」の共同開発・実施とインターンシップ・プログラムを通じて得た学生情報の取扱いを検討することとされた。

産学協議会では、採用日程のあり方だけではなく、学生・大学・企業の多様性を前提に、Society5.0において新たな領域に挑戦し社会に付加価値をもたらすことのできる人材を、産学がいかに協働して育成し、それをどう実現していくかについて、約1年をかけた四つのTF、三つの分科会における協議成果を踏まえ、未来志向で議論した成果を、令和2年3月31日に『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』としてとりまとめ、公表し、同日に内閣府特命担当大臣（一億総活躍担当）に、4月23日に文部科学大臣に手交するとともに、経団連の中西会長が経済財政諮問会議、未来投資会議において報告書の内容に言及するなどした。

同報告書では、大学教育と産学連携、採用とインターンシップのあり方並びに地域活性化人材の育成に向けた産学連携の三つの課題について、政府への要望事項を提言するとともに、産学協議会で合意した具体的なアクションを、大学、企業は実践し、次世代に相応しい大学教育と採用の実現に結びつけていくこととしていたことを受け、産学協議会では、「産学協議会の10のアクションプラン」の産学による実践をフォローアップするため、1)実務家による分科会の活動が、産学トップが構成する協議会の問題意識から乖離しないよう、協議会委員による少人数の幹事会を新たに設置し、フォローアップ活動の内容を定期的に報告するとともに、必要に応じて、産学協議会で新たに上げる事項を決定する、2)「10のアクションプラン」実施に向けて、産学協議会の下に設置されている三つの分科会（Society5.0人材育成分科会、今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会、地方活性化人材育成分科会）を、二つの分科会（産学連携推進分科会、採用・インターンシップ分科会）に再編し、地域活性化人材育成分科会で検討していた課題を新たな二つの分科会に組み込むとともに、分科会委員も適宜、見直すこととし、組織を再編して活動を継続することとした。

具体的には、産学連携推進分科会では、「アクションプラン1」で明記した大学と企業との包括連携協定による「組織対組織」の中長期的な連携の推進、大学と企業間の人材交流（共同研究、PBL型研究、リカレント教育）の拡大を通じた協働によるオープンイノベーション、価値創造、未来の人材育成の推進、「アクションプラン2」で明記した経営トップによる社員の自律的なキャリア形成を支援する方針の打ち出し、社員の大学等における学び直しを奨励するためにインセンティブとなる評価体系、人事制度等の整備の検討、「アクションプラン3」で明記した「各大学における『Society5.0に求められる能力』の育成に向けた文理横断の教育プログラムのさらなる充実、リカレント教育プログラムに関する情報発信、広報体制の強化、社会ニーズに即した教育プログラムの持続的な運営を実践すべく、大学教育のICT化、ネットワーク化の推進、9月入学への移行に関する考え方と課題整理、地域の大学を核とする産学（官）のネットワーク化の推進、政府への要望事項のフォローア

ップ、PBL型教育・リカレント教育の推進（ニーズ調査、課題への対応等）を課題として設定し、検討を進めていくこととした。

一方の採用・インターンシップ分科会では、「アクションプラン4」で明記した多様で複線的なインターンシップの目的、意義、内容等に係る産学及び社会的な共通認識の改めでの確立、新たな理解に基づくインターンシップの積極的な推進とそのための仲介機能の強化の検討、「アクションプラン5」で明記した大学における学修、学事日程を尊重した採用選考活動やインターンシップの実施、「アクションプラン6」で明記した採用選考に関する企業情報の開示を通じた企業側の考え方の説明、企業の雇用形態の多様化に係る実態の社会への発信・周知、採用選考における求めるスキル・資質・能力の明確化、大学等での学修成果に対する積極的な評価、「アクションプラン7」で明記した卒業・成績要件の厳格化など教育の質保証を通じた学生が身に付けたスキル・資質・能力の明確化、「アクションプラン8」で明記した秋卒業など、卒業時期の複線化、大学主導のオンキャンパス・ジョブフェアの開催等による就職支援の強化を実践すべく、採用選考に関する企業情報、企業の考え方の開示状況の調査（特にコロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた令和3年度入社対象者の採用選考活動に関するモニタリングの実施）、学生の就職活動に対する大学側の支援活動の強化（学生の就職活動に対する大学側の支援活動の強化（特にコロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて）、その他アクションプランで求めた取組の実施状況のフォローアップ（学時日程を尊重する採用選考活動、学時日程を尊重する採用選考活動、ワンデーインターンシップの名称は使わないインターンシップの実施時期〔特にコロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた令和2年夏のインターンシップ〕、新たな理解に基づくインターンシップの推進（文部科学省及び連合会から提案のあった大学院生を対象としたジョブ型採用につながるインターンシップの試行）、インターンシップの目的、意義、内容等について産学、及び政府間での共通理解の確立（「インターンシップに関する3省合意」見直しに向けた働きかけ）、企業の採用選考活動の実態や今後の方向性を踏まえた政府の「就職・採用選考活動日程に関する考え方」の見直しに向けた検討を課題として設定し、検討を進めていくこととした。

なお、「アクションプラン9」で明記した「産学協議会」の設置による各地域の将来ビジョンの実現に向けた産学連携の具体策やマッチング・コーディネーター育成のための協力のあり方等に係る協議については、経団連、地方別経済団体、及び大学団体事務局で、「地域別産学協議会」の設置状況や、地域の産業振興を目的とした産学連携の好事例の横展開をフォローアップすることとした。

さらに、産学協議会では、Society5.0人材の育成に資する産学協働の取り組みに関連して、新型コロナウイルスの感染拡大により新たに生じた1）対面とリモートによるハイブリッド型教育、2）共同研究・PBL型教育（「組織対組織」連携）、3）リカレント教育（「組織対組織」連携）並びに4）新たなインターンシップの四つの課題と改善策について重点的に議論し、その検討の状況と今後の方向性を令和3年4月19日に『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』とする2020年度報告書としてとりまとめ、公表した。

2020年度報告書は、「第I章 ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方」、「第II章 『組織対組織』による産学連携の推進」、「第III章 Society5.0の採用・インターンシップの実現に向けて」並びに「第IV章 『10のアクションプラン』のフォローアップ状況（2021年度アクションプランの提示）」からなり、「1）対面とリモートによるハイブリッド型教育」に関わっては、DX/ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方を展望しつつ、ハイブリッド型教育の推進に求められる対応について、「急ぎ対応を要するもの」と「中期的な対応の検討が求められるもの」に整理されている。「2）共同研究・PBL型教育（「組織対組織」連携）」に関わっては、産学双方のニー

ズ・シーズのブラックボックス化の解消のため、マッチングを直接的（産学官の対応）・間接的（学内・社内の対応）に促進する方策を検討し、「3）リカレント教育（「組織対組織」連携）」に関わっては、リカレント教育に対する産学間の意識合わせを徹底し、協議会が検討対象とするリカレント教育の範囲を特定するとともに、産学連携によるリカレント教育推進に向けた課題を整理した。また、「4）新たなインターンシップ」に関わっては、中長期的な視点に立って日本の新たなインターンシップの定義・要件を検討し、産学で共通認識を得るとともに、「目的」と「内容」に従って、学生のキャリア形成を支援する活動を四つのタイプに類型化している。

5-1-1 産学連携推進分科会

産学連携推進分科会では、大学における教育（授業）や産学連携の実施に関する現状を把握し、課題を整理しつつ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の把握に努めるとともに、産学間の「組織対組織」連携の取組状況の把握や課題整理、産学間の「組織対組織」連携の推進における課題整理・推進策の検討を進めている。

産学連携推進分科会では、DX、ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育について、時と場所に縛られない教育実施の必要性・重要性が認識されるとともに、オンライン化により、教育のみならず、社会の運営形態そのものが変容しており、オンライン／リモートとリアル（対面）のハイブリッド化を推進する方向性は不可逆的であるとの認識のもと、「リカレント教育を含めてのリモート教育の推進、常態化」にかかわって、を受けての運営・資金面、授業内容・形態、カリキュラムの見直し、評価のあり方、大学でリアルで行うべき教育・体験の抽出を、「大学教育のグローバル化の一層の推進」にかかわって、入学・卒業時期の多様化・複線化、留学形態の多様化、海外高等教育機関との多様な連携推進等を、「地域の大学を核とする産官学民のネットワークの推進・脱東京一極集中」にかかわって、産官学民連携のモデル化を今後の課題として抽出した。

また、産学間の「組織対組織」連携については、企業と大学とのニーズ・シーズのブラックボックス化の解消が不可欠であることから、マッチング機能の充実、大学と企業間で目指す未来社会のビジョン、産学連携の成功・目標の概念、工程表の共有、博士人材の活用を含めたより持続可能・長期的な連携の枠組みの構築を課題として抽出した。

産学連携推進分科会では、1）リモート教育に関わってのDX、ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育（オンライン教育と対面教育のハイブリッド型）のあり方に関する考え方の提示、2）リカレント教育にかかわっての大学・大学院におけるリカレント教育の位置づけと産学による推進の方向性、Society5.0で求められる能力としての汎用的なスキル、専門的な知識の継続的育成に資するリカレント教育のニーズ調査とプログラム開発、3）「組織対組織」連携にかかわっての大学・企業間のシーズ・ニーズのマッチング機会の提供、官の効果的介入による産学連携の推進策の検討（各地における「地域連携プラットフォーム」構築時の参考事例の抽出）を進めた。

その結果、「DX／ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方」については、オンライン教育の利点を活用する、対面授業とリモート授業の組み合わせによるハイブリッド型教育への流れは不可逆的であり、ハイブリッド型授業の常態化を目指すべきとしたうえで、ハイブリッド型教育推進における課題、求められる対応として、1）遠隔授業実施環境整備への補助の継続・拡充、卒業要件対象単位における遠隔授業による修得単位数の上限の緩和、施設等の基準の見直し、授業目的公衆送信補償金の引き下げといった「ハイブリッド型教育の実施に係る環境整備」と、「ハイブリッド型教

育の質保証の強化」を急ぎ対応が必要なもの（緊急性が高いもの）として掲げた。また、「ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築」、「国内外の大学との連携の推進・強化」や「定員管理の見直し」を新たな大学教育への転換に向けて、中長期的な対応の検討が求められる事項として掲げ、とくに「ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築」にかかわっては、対面授業を前提としている「授業」や「単位」の概念・あり方自体をゼロベースで検討することが必要であり、大学設置基準の規定に関する抜本的な見直しも視野に、単位制度の在り方を検討することは不可避との認識を産学で共有した。

「組織対組織」による産学間の共同研究・産学連携型のPBL型教育の推進に関わっては、企業・大学のニーズ・シーズのブラックボックス化の解消が不可欠であるとしたうえで、マッチング機能の充実に向け、「マッチングそのもの」、「マッチングに必要な環境整備」や「マッチング後の連携実践」のそれぞれのフェーズにおける課題を抽出し、産業界と大学の双方を理解するコーディネーター人材の育成、産学協議会としてシーズとニーズのマッチング機会の提供や産学官の人材交流の促進に向けたクロスアポイントメント制度の拡充等を課題解決に向けた方策として提言することとした。

「Society5.0人材の育成に資するリカレント教育」に関わっては、リカレント教育をデジタル・リテラシー教育や一般教養をテーマにした公開講座に代表される「リテラシー」、特定職種の実務に資するスキル向上のための教育に代表される「応用」及びオープン・イノベーション型に代表される「エキスパート」に分けたうえで、「従業員が自身のキャリアアップ・キャリアチェンジのためにスキルや専門性を高めるべく大学等で学ぶもの」と「企業が人材育成戦略や競争力強化の一環として従業員を大学等に派遣し、スキルや専門性の向上を目指すもの」に当たる「エキスパート」と「応用」に焦点を当て、その拡充を目指すこととし、「産学連携によるリカレント教育推進のために求められる施策」として、1) 制度・実務面では、国によるインセンティブの付与（補助金、税制上の優遇措置）、受講成果・評価の可視化と企業の積極的な活用やマイクロ・クレデンシャル制度の整備をはじめとする受講形態の多様化の推進を提言するとともに、2) 機運醸成のための、社会全体での学び直しに関する啓発活動の推進、産学協働による取り組みの推進（プログラムの共同開発等）、実務家教員育成・活用の拡大やイノベーション・ハブとしての大学の社会的意義・機能の向上が求められるとした。

さらに、「産学協議会の10のアクションプラン」に関わっての2021年度アクションプランとして、「アクションプラン1 オープンイノベーション、価値創造、未来の人材育成の推進」に関わっては、リカレント教育に関し、Society5.0人材の育成に資する大学院レベルのプログラムの要件の検討及び共同開発、評価・認定制度の検討、ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育の実現に向けて、中長期的に求められる対応・制度改革に係るさらなる検討を、「アクションプラン3 各大学における『Society5.0に求められる能力』の育成に向けた文理横断的教育プログラムのさらなる充実、リカレント教育プログラムに関する情報発信、広報体制の強化、社会ニーズに即した教育プログラムの持続的な運営」に関わっては、リカレント・プログラムに関する大学の現行の発信内容の点検、必要に応じての改善、マナパス等、政府による情報発信のさらなる改善・機能拡充の働きかけを行っていくこととされた。

5-1-2 採用・インターンシップ分科会

採用・インターンシップ分科会（以下、「分科会」という。）では、採用と大学教育の未来に

関する産学協議会『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』（令和2年3月）で示された「10のアクションプラン」の実現に向けて、活動が展開された。

本年度は、分科会における検討に先立ち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2021年度入社希望者を対象とした各種採用関連イベントが中止・延期となるなど、例年とは異なる状況が生じていることから、採用と大学教育の未来に関する産学協議会（以下、「産学協議会」という。）では、令和2年3月31日付で「新型コロナウイルス感染症に伴う2021年度入社対象者の採用選考への対応について」を公表した（資料編 資料5-1）。そこでは、産学が連携して学生の不安を和らげ、幅広い情報と十分な採用機会や情報を提供することを宣言した。また、大学側からの依頼により産学協議会では、別途学生向けに5月29日付で「現在、就職活動を行っている学生の皆さんへ」（資料編 資料5-2）を公表し、「1. 弾力的な採用選考活動の実施と情報開示」、「2. 入学・卒業時期の複線化」、「3. 産学協議会による『産学共同ジョブ・フェア（仮称）』の開催」を約束した。

「産学共同ジョブ・フェア」（合同企業説明会等）は、学生の就職活動の追加的な機会として8月1日・2日の2日間開催され、63社の企業・団体、2,496名の学生の参加があった。私大連では、私大連webサイトにおいて「産学共同ジョブ・フェア」について案内するとともに、6月25日付で会員法人の会員代表者及び加盟校のキャリア・就職支援ご担当部署に案内を郵送し、学生への参加を呼び掛けた。

本年度の採用・インターンシップ分科会の検討は、第1回分科会（5月29日）の開催を皮切りに始まった。第1回分科会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による本年度の企業の採用選考活動並びに大学の就職支援に関する現状把握・課題整理を行った。その結果、多くの企業が対面からオンラインでの説明会や面接に移行しているという実態が示され、大学側からは、オンラインによる就職活動は移動時間や地方学生の参加という点で非常にメリットとともに、採用スケジュールの変更に伴い学生が情報を得られなかった、会社訪問ができず企業理解が進まないといった課題も紹介された。

第2回分科会（6月25日）では、オンラインでの採用選考活動のメリットを改めて確認するとともにその改善策について検討した。また、今年度実施されたオンラインでの採用選考活動が次年度以降の活動にどのような影響を及ぼし、将来的に採用選考活動・就職活動がどのように変化する可能性があるか等について協議した。

第3回分科会（7月31日）からは、主にインターンシップについて検討が始まった。コロナ禍におけるオンライン・インターンシップの取り組み状況や課題を把握するとともに、本年度実施された好事例をもとにコロナ後においても有効なインターンシップの一つとしてオンライン・インターンシップを積極的に推進することで産学が合意した。第4回分科会（9月25日）では、新たな理解に基づくインターンシップのあり方・推進策について検討し、今後、多様で複線的なインターンシップに関する産学の共通認識の確立を目指し、日本のインターンシップが目指すべき方向性を示すべく、インターンシップをその目的や対象により類型化し整理することとした。

私大連では、連合会を通じ、「主として人文社会科学系修士2年生以降を対象としたジョブ型採用につながるインターンシップ」を提案しており、その具体化に向け、私大連の学生委員会キャリア・就職支援分科会で具体的なスキームをとりまとめ、連合会の就職問題委員会で協議のうえ、第7回分科会において、佐々木宏連合会就職問題委員会委員、私大連学生委員会キャリア・就職支援分科会長から提案を行った。

その後、分科会では、産学が考える新たなインターンシップは、「①企業の職場や現場で実際に業務に従事すること」「②採用選考を目的とするものではないが、採用選考を視野に入れた評価材料の提供を主たる目的とすること」の2点を必要条件とすることが合意された。

また、中長期的な視点に立った新たなインターンシップのあり方を検討するに当たり、現在実施されている学生のキャリア形成支援における産学協働の取組みを①企業・業界・仕事への理解促進を目的に実施する「オープン・カンパニー」（タイプ1）、②能力開発・キャリア教育を目的に実施する「キャリア教育（プレ・インターンシップを含む）」（タイプ2）、③マッチング精度向上や採用選考を視野に入れた評価材料の提供を目的にした「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」（タイプ3）、④今後拡大が見込まれるジョブ型採用を見据えた「高度専門型インターンシップ」（タイプ4）の四つに類型化し、新たなインターンシップの要件に照らし合わせ、タイプ3とタイプ4のみをインターンシップにあたる活動と定義することで合意した。（資料編 資料5-3）

今後、分科会では、上記の通り類型化した四つのタイプ別にそれぞれの課題を特定し、改善策を検討することとしている。さらに、現時点では、四つのタイプのいずれも、採用選考活動には直接、該当しないとしているが、学生のキャリア形成支援と採用選考活動との違いはなにか、さらには、現行の採用選考ルールとの関係をいかに考えるかを今後の重要課題としてあげ、次年度以降検討することとしている。

5-2 中国高等教育協会「高等教育国際フォーラム」への対応について

中国高等教育協会（CAHE：China Association of Higher Education）が、2001年以降、19回にわたって開催してきた高等教育国際フォーラムを、令和2年11月に鄭州大学（河南省鄭州市）において、「大学運営システムと能力の近代化の推進」をテーマに、1）パンデミックの影響下にある世界の大学の新しいトレンド、2）現在の大学運営（ガバナンス）システム構造における中国の経験、3）大衆化の時代における中国の高等教育の発展、4）経済的・社会的発展における大学の実践的探究（実用的探究）と理論的革新、5）世界レベルの大学、トップレベルの学問及び高等教育評価システム構築の最新状況、6）2020年の高等教育研究に係る重要課題における分析、評価、期待される研究、の6点を主なトピックとして開催される予定であるとして、中国高等教育協会から私大連に11月20日開催の同フォーラム総会における講演依頼があった。

高等教育国際フォーラムは、高等教育改革と発展に係る理論的及び実質的な重要課題に焦点を当て、中国の高等教育における理論研究の主導的役割を担い、改革と発展のための意思決定と助言を行うべく、学長フォーラム、研究者フォーラムや博士学生フォーラムといった分科会を含めると、約1,000名の中国内外のリーダー、専門家や研究者に加え、高等教育分野の政府関係者、博士学生が参加するフォーラムである。

中国高等教育協会からの依頼を受け、私大連では今回のフォーラムのテーマやトピックを踏まえ、私大連の役割、取り組みについて講演することとし、曄道佳明副会長（上智学院、大学長）がオンラインにて講演することとした。

講演では、1）パンデミックの影響下にある世界の大学の新しいトレンドに関わっては、日本においては、活力ある多様な人材を養成するための多様な教育研究活動の保障・推進とそれらを担保するための学習成果の把握・可視化と、自主性・多様性に基づくガバナンスの強化と柔軟性が課題となっ

ている旨を紹介するとともに、とくにパンデミックの影響下においては、対面授業（オフライン）と遠隔授業（オンライン）のバランスと教育の質保証（学生の成長実感の獲得）が課題となっていることを紹介する、2）現在の大学運営（ガバナンス）システム構造に関わっては、自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性をキーワードとした『私大連ガバナンス・コード』の骨格を紹介する、3）大衆化の時代における中国の高等教育の発展に関わっては、日本において、大衆化に果たしてきた私立大学の役割を総括しつつ、今後について「誰が経済負担を負うのか」という課題があることを紹介する、4）経済的・社会的発展における大学の実践的探究（実用的探査）と理論的革新に関わっては、「今の時代に役立つことのみではなく、どのように時代が変化しても、人間と社会と環境にとって何が価値あることなのかを見極め、思考し続け、変化に対応し、目標に向かって創造性を発揮する力」の涵養が必要であると考えている旨を紹介する、5）世界レベルの大学、トップレベルの学問及び高等教育評価システム構築の最新状況に関わっては、日本の認証評価機関が目指しているものを紹介する、6）2020年の高等教育研究に係る重要課題における分析、評価、期待される研究に関わっては、日本が直面する課題、中央教育審議会における議論、産学協議会における求められる人材像等に係る議論等を踏まえ、大学教育が目指す方向性、それを支援する私大連の活動を紹介することとし、「日本の私立大学の変遷と私立大学の特性」「私立大学の財政コスト」「私立大学を取り巻く課題」「私立大学の役割と日本私立大学連盟」「上智大学における大学運営（ガバナンス・システム）」の5点を柱とする講演を行った。

同フォーラムには27か国の政府関係者を含む1,200名超が出席、350万人がオンライン視聴し、浬道副会長の講演視聴者は60万人であった。

5-3 新型コロナウイルスの感染拡大に関する対応について

令和2年度に入り、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は世界的なものとなった。4月16日、政府は特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大し、人の移動を最小限に抑制した。これに先立ち、文部科学省では、令和2年度の大学の授業に関し「1単位の学修時間45時間の基準」の緩和措置を取る旨を通知した（資料編 資料5-4）。ほとんどの大学は、前期10週又は15週の授業についてオンラインを取り入れることとなったが、一方、一部の学生から授業料返還を求める運動が起こった。この流れを危惧した私大連では、正・副会長による協議を行い、施設設備を含む授業料の意味をそれぞれの私立大学が丁寧に学生に説明することが重要であり、私大連が私立大学を代表し、その考えを明確に社会や国に表明することが急務であると確認した。そこで、4月27日、直面する大学における課題を整理した上で、再度、学生への経済支援及びオンライン授業への支援、国家試験の受験資格取得のために必要な実習等の規制緩和、そして、授業料を含む学生納付金の考え方について明示し、緊急要望を文部科学省高等教育局の伯井局長及び白間私学部長に提出した。同要望書ではオンライン授業に関しは大学の環境整備の支援だけでなく、学生が所持する通信環境によっては、料金プランによる通信容量制限等により学習を行うことが困難になってしまう場合が想定されるため、現在、総務省からの要請により各電気通信事業者において講じられている特別措置についての継続的な支援等も求めた（資料編 資料5-5）。追って、5月11日、私大連においても繰り返し主張している政府の学生への経済的支援に関し、国公私立大学共同で緊急要望をとりまとめ、国公私立大学各団体の会長が萩生田文部科学大臣に手交した（資料編 資料5-6）。政府は、学生の学びの支援緊急パッケージとして、令和2年度の補正予算において「学生支援緊急給付金」を創設し、国公私立大学等の

学生約43万人を対象に約530億円が措置された。加えて「緊急特別無利子貸与型奨学金」の創設、私学助成の私立大学等経常費補助金においては「私立大学等における困窮学生に対する授業料減免」を設け補正予算第1次・第2次合わせて約97億円の補助率3分の2が措置された。また、オンライン授業を支援するため「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」として、補正予算第1次・第2次合わせて76億円が私立学校に措置された（資料編 資料5-7）。

6月に入り、生徒や学生の学びの遅れが社会的話題となり、「9月入学の移行」（下記5-3-1参照）が浮上する中、私大連では、ポストコロナを見据えた大学教育の課題と展望を社会に発信しようと「社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言」を公表した。改めて、困窮する学生に対する継続的な支援を要望するとともに社会変容に対応するための進展方策や規制緩和などを「高等教育の政策パッケージ」としてとりまとめ公表したのである。「学びの保障と学生支援」「研究、医療体制への支援」「グローバル化、社会人教育に向けた進展方策」「規制緩和」の4つの観点から緊急課題12項目、中長期的課題6項目を提示し、6月8日、記者懇談会を開催し社会に向け公表するとともに文部科学省の伯井高等教育局長に長谷山会長ら役員が説明、手交した（資料編 資料5-8）。

人の移動の制限は、大学の派遣・受入れ留学生や外国教員等にも大きな打撃を与え、新入生への就学ビザ発行業務が停止しているのみならず、既に在留資格を有する在校生さえも再入国ができないままとまっているため、在留資格を持つ留学生（在校生）及び外国人教職員の再入国を速やかに認め、彼らの教育及び研究の機会の継続を担保すべきであることを要望した。加えて、大学のグローバル化に関しては、世界の主要大学が、この危機を乗り越え、交換留学や共同研究などをこれまで以上に推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでいるおり、今後、この流れは世界レベルで加速していくことが予想される。国際共同研究の成果は大学ランキングにも直結するため、この流れに乗ることができなければ、日本の大学は国際化に取り残されてしまうなど、新たな国際化あるいは連携教育を推進するためには、大学設置基準に規定されている遠隔授業の修得単位数の上限（60単位）の緩和と校地・校舎面積の基準の撤廃が必要であるとして、要望をとりまとめた。この要望書については、長谷山会長と曄道副会長が萩生田文部科学大臣及び外務省の尾身大臣政務官、法務省の義家副大臣に働きかけを行った（資料編 資料5-9）。

9月に入り、文部科学省では、前期授業において多くの大学がオンライン授業を主として実施したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染の予防に留意しつつも対面による授業を実施し学生の学修機会を確保してもらいたい旨を各大学等に通知するとともに、8月に実施した「大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査」の結果を公表した（資料編 資料5-10）。また世論においては、マスメディアを中心に「大学の対面授業はいつ再開するのか。学生たちの学びや交流の場が失われている」等の報道がなされているため、私大連では、私立大学に対する社会からの理解を得ることを目的に、私立大学のコロナウイルス感染症の対応に係る課題や実情を広く共有するとともに、授業料等に関する考えをとりまとめ私立大学の考えを表明した（資料編 資料5-11）。その後、文部科学省は、8月に実施した同調査の結果において、面接授業の割合が半分未満となる見込みの大学を対象に再調査を行い、授業の実施状況や学生に対する説明状況を把握するとともに大学名を公表することとした（資料編 資料5-12）。

私大連では、9月29日に開催された第218回定時総会において、本年度に入り現時点までの私大連の対応を報告した。加えて、今後も直面する課題に適時対応し私立大学の考えを主張していくこと、及びとりわけ新型コロナウイルスによって経済的に困窮する学生への継続かつ充実した経済的支援、及び大学のICT教育に関しては継続的な基盤的整備の支援とともに質の高いオンライン授業に対す

る戦略的支援が必要であることを確認した。政府は、令和2年度第3次補正予算案を閣議決定し、令和3年度本予算案と第3次補正予算は「15カ月予算」として一体編成され、第3次補正予算については総額約19兆1千億円を措置した。このうち、文部科学省の大学のデジタル化予算は「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」として60億円が措置された（資料編 資料5-13）。

文部科学省は、11月19日、新型コロナウイルスの影響による大学の授業のあり方について、萩生田文部科学大臣と私大連、私大協、国立大学協会、公立大学協会及び就問懇の代表者らとの意見交換会を開催した。萩生田文部科学大臣から、対面の授業が十分に受けられないという学生の声や新入生の切実な声が寄せられており、できる限り対面による授業を実施するよう大学側に要望した。これに対し、大学側からは、感染状況を踏まえて、対面による授業も進めていきたいという受け止めの一方、大都市圏では対面授業をなかなか開けないという意見や、逆に大学での感染が怖く行きたくないという学生が一定程度いることやオンライン授業に満足している声も多くあるという指摘が出された。

また文部科学省は、令和3年3月4日付文書において、再度、大学での感染予防対策を講じたうえで対面授業や学内施設の利用機会の確保を求めるとともに、授業料について、学生に対しその必要性や合理性を説明し納得を得るよう努めることの通知を発出した（資料編 資料5-14）。

5-3-1 9月入学の対応について

5月に入り、新型コロナウイルスの感染拡大による学校等の長期休校を受け、政府に全学校・大学の9月入学が検討課題として急浮上し、社会的に大きな話題となった。政府は、各省庁に対し関係各位からのヒアリングを要請し、自由民主党においては「秋入学制度検討ワーキングチーム」が設けられた。私大連では、文部科学省からのヒアリングに対応するとともに、9月入学の移行は拙速に行うべきものでなく、初等教育から大学まで一体的な教育改革策を含め十分な議論を尽くさなければならないとし、「学修機会」「グローバル化」「入試」「就職」「私立大学の経営」について課題を整理した上で、自由民主党のワーキンググループに意見書を提出した（資料編 資料5-15）。

政府与党における検討の結果、拙速な導入は社会的混乱が大きいため、私大連はじめ関係機関から多くの問題点が挙げられ、次年度や次々年度に導入されることは無くなったが、中長期的課題として継続的に検討していくこととされた。

Ⅱ. 事業報告

1. 当法人の機能強化に関する事業

1-1 政策提言機能の強化

1-1-1 総合政策センター 企画会議

1-1-1-1 事業の企画立案・調整

(1) 任務

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年11月13日（オンライン開催）

第2回：令和2年12月8日（オンライン開催）

2) 経過概要

本会議では、各事業組織から提出された「令和2年度事業の進捗・予算の執行状況について—コロナの影響を踏まえて」の結果を踏まえ、「令和3年度事業策定の方針」について協議した。その結果、令和3年度は中期事業期間の2年目に当たり、現ビジョンの下で事業の着実な遂行を推進する期間であることから、「令和2年度の事業策定の方針」を継続することとした。ただし、新型コロナウイルス感染拡大が私立大学に与える影響を踏まえ、「①国・社会に対する政策の提言・実現機能の強化」の具体的な柱の一つに「ポストコロナ時代を見据えた政策提言の発信」を加えることとした。

令和3年度事業計画（案）については、「令和3年度事業策定に向けた方針について」（第630回理事会〔11月24日〕承認）に基づき、各事業組織から提出された令和3年度事業申請書をもとに課題を抽出、検討した。その結果、①ポストコロナ時代の大学のあり方にかかる検討、②新型コロナウイルスの影響に関する学生調査の検討・実施、③新任管理職研修の企画・実施、を令和3年度の主な新規事業として掲げ、その内容を盛り込むこととした。

また、私大連の「入会規則」は平成19年度から一度も見直されていないことから、当法人のメンバーシップの多様性と質について検討するとともに「入会規則」等について見直しを行うことを目的に「『入会規則』等に関する検討小委員会」を理事会の下に設置し、私大連の「入会規則」及び手続き等について見直しを検討することとした。

上記の方針に基づきとりまとめられた令和3年度事業計画案は、理事会等における意見を踏まえ、最終的に事業収支予算案とともに、第10回理事会及び第3回総会において了承された。

1-1-2 総合政策センター 政策研究部門会議

1-1-2-1 政策課題への取り組み

(1) 任務

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和3年3月29日（オンライン開催）

2) 経過概要

当会議は、各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会・理事会）への政策提言を行うこととされている。

当会議では、国の機関等から私大連に対して依頼された意見提出に、様々な見地からの多様な意見をとりまとめることとしているが、7月に中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」から、現行の質保証システムに対する問題意識等について意見提出依頼があった。そのため、当会議委員に意見を求め、その後、他の委員会から提出された意見も合わせ私大連としての意見書を取りまとめ、第3回中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（8月31日開催）において田中部門長が意見開陳を行った（詳細は「I. 一般報告 3. 審議会等への対応について 3-2 「中央教育審議会大学分科会『質保証システム部会』への意見提出について」を参照）。

第1回会合では、当会議の任務を確認するとともに、「ポストコロナ時代の大学のあり方」について検討を始めるに当たり、その前提となる考え方と論点について確認し、意見交換を行った。

今後、引き続き検討を進め、令和3年秋頃を目途に政策提言をとりまとめることとしている。

1-1-3 総合政策センター プロジェクト

1-1-3-1 シンクタンク機能の強化

(1) 任務

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題について、さまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。令和2年度については、本制度の課題を整理した上で、文部科学省における検討状況も踏まえ実態調査に向けた調査項目を検討する。

なお、本プロジェクトの期間は2年から3年を目安とし、「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期に合わせ、研究成果をとりまとめる。私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化を踏まえ、私立大学における多様なガバナンスのあり方を担保し、健全な経営の充実・強化に資する方策等について検討し、会員法人間の理解の深化と国等に対する政策提言を行う。

(2) 事業の経過

1) プロジェクト開催時期、開催回数、場所

第1回：令和3年3月3日（オンライン開催）

第2回：令和3年3月30日（オンライン開催）

2) 経過概要

第1回プロジェクトでは、今後のプロジェクトとしての検討方針として、1) 修学支援新制度の見直しの検討に際しては、修学支援新制度のみならず、現行の奨学金政策の内容等も踏まえ検討する、2) 全加盟大学を対象に、学生に対する経済支援の実態を把握するためのアンケート調査を実施する、3) アンケート調査は、プロジェクトにおいてその内容や項目を検討後、実施することを確認した。また、アンケート調査では、既存の授業料減免や奨学金に係る諸制度の現状とともに、新型コロナウイルス感染症対応に係る制度も含めた学生の修学支援制度の全体像を把握し、分析を行っていくこととし、アンケート調査項目については、文部科学省をはじめとする関係機関において、既に実施されている新型コロナウイルス感染症対応を含めた授業料減免制度及び奨学金制度に係る調査データや、修学支援新制度に関わって、同制度に基づき支援を受けた学生数の各大学による公表に向け、各大学が費用支弁者に対する実績報告を行うことが4月に予定されていることを踏まえ、回答大学においてその報告内容等を活用することが可能となるアンケート調査内容とするとの方向性を確認した。

第2回プロジェクトでは、第1回プロジェクトでの協議内容に基づき作成した調査項目案を精査し、今後も継続的に調査項目の確認、修正の作業を行い、令和3年度の早い段階で加盟大学へ調査を行うことを確認した。

1-2 情報収集・発信の強化

1-2-1 広報・情報委員会

1-2-1-1 広報・情報に対する課題への対応

(1) 任務

会員法人及び社会に向けた効果的な情報を発信するため、令和元年度に広報・情報部門会議において策定した「今後の広報の方向性」に示した課題について、さらに検討し具体策をとりまとめる。

(2) 事業の経過

1) 会議開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月6日（オンライン開催）

第2回：令和2年11月2日（オンライン開催）

第3回：令和3年3月15日（オンライン開催）

2) 経過概要

第1回委員会では、当委員会における今年度の検討課題並びに検討の進め方について協議し、「今

後の広報の方向性」に示された課題に対する具体策の検討は、各分科会において事業の推進と並行して検討を進めることとした。各分科会における検討の状況については、第3回委員会で確認し、令和3年度も具体策にかかる検討を継続することとした。

1-2-1-2 社会に向けた情報発信の強化

(1) 任務

当法人の活動や私立大学への理解を深めるため、マスコミ等を活用した積極的な情報発信（記者会見、記者懇談会等）を行う。

また、私立大学の意義と役割を広く社会に発信することを目的にフォーラム等を企画・実施する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月6日（オンライン開催）

第2回：令和2年11月2日（オンライン開催）

第3回：令和3年3月15日（オンライン開催）

2) 経過概要

広報・情報委員会では、①マスコミ等を活用した積極的な情報発信を通じ、私立大学の現状や取り組みを広く社会に理解してもらい、②「私大連としてのメッセージ」を広く社会に発信することを目的に私大連フォーラムを開催する、の2点を情報発信機能の柱として事業を推進した。

6月8日には、マスコミ等を活用した情報発信の一環として、「新型コロナウイルス禍における学びの保障と変化する国際社会」をテーマに、感染予防を徹底した上で、記者懇談会を集合形式により開催した。

記者懇談会では、曄道副会長より「社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言－新型コロナウイルス感染症の拡大による学生の学びの保障と変化する国際社会を見据えて－」（政策パッケージ）及び「9月入学に関する意見」の説明の後、報道関係者との活発な意見交換を通じて、新型コロナウイルス感染症への対応等に取り組む私立大学の現状等に対する理解を求めた。

私大連フォーラムについては、第1回委員会において、講演等を収録し、オンデマンド配信により実施することとし、第2回委員会でテーマ、講師、運営方法等を決定した。この検討を経て、「私大連フォーラム2020」は、令和3年1月28日・29日に収録し、令和3年3月19日より私大連公式YouTubeチャンネルにて公開を開始した。

第3回委員会では、マスコミやSNSなどを活用した情報発信強化策、並びに令和3年度の私大連フォーラムのテーマ、運営方法などについて討議した。

(3) 成果の概要

1) 記者懇談会

開催日：令和2年6月8日（月）

場所：アルカディア市ヶ谷 3階「富士」

参加者数：報道関係者36人、私大連関係者9人（会長、副会長、常務理事）

プログラム：

I. 開会あいさつ・趣旨説明

会 長 長谷山 彰（慶應義塾長）

II. 報告・説明

「社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言－新型コロナウイルス感染症の拡大による学生の学びの保障と変化する国際社会を見据えて－」について

副会長 曄道 佳明（上智大学長）

III. 資料説明

IV. 意見交換・懇談

2) 私大連フォーラム 2020（オンデマンド配信）

公 開 日：令和3年3月19日（金）

開催方法：オンデマンド配信（私大連公式 YouTube チャンネル）

テ ー マ：ポストコロナの大学教育のあり方 ～ポストコロナの学修者本位の教育～

プログラム：

第1部 講演

基調講演：鎌 田 薫 氏 早稲田大学名誉顧問、教育再生実行会議座長

「ポストコロナ社会における学びのあり方」

講 演：伯 井 美 徳 氏 文部科学省高等教育局長

「ポストコロナ社会を見据えた高等教育政策の動向」

第2部 パネル・ディスカッション

<パネリスト>

石 戸 奈々子 氏（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）

鈴 木 典比古 氏（国際教養大学理事長・学長）

両 角 亜希子 氏（東京大学大学院教育学研究科准教授）

曄 道 佳 明 氏（上智大学学長、私大連副会長）

<コーディネーター>

植 木 朝 子 氏（同志社大学学長、私大連常務理事）

1-2-2 広報・情報委員会 大学時報分科会

1-2-2-1 『大学時報』の発行

(1) 任務

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として、『大学時報』を企画・編集・刊行する。また、私大連Webサイトを通じた『大学時報』の社会的認知度・関心度のさらなる向上のため、デジタルアーカイブ化にむけて、既刊冊子のデジタルファイル化を行う。

(2) 事業の経過

1) 会議開催時期、開催回数、場所

- 第1回：令和2年6月8日（月）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）
- 第2回：令和2年8月6日（木）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）
- 第3回：令和2年9月30日（水）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）
- 第4回：令和2年11月26日（木）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）
- 第5回：令和3年1月25日（月）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）
- 第6回：令和3年3月23日（火）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

2) 経過概要

私大連唯一の定期刊行物である『大学時報』では、加盟校のニーズに即した情報や加盟校の広報誌として、大学の教育研究、管理運営、学生に関する諸問題を取り上げ、「意見形成の場」「諸情報を提供する場」「研究成果を表現する場」として、広い視野に立ち、私立大学の発展に寄与する立場で編集を行っている。企画を具体化するに当たっては、加盟大学のポテンシャルと機関誌としての性格を可能な限り考慮している。奇数月20日を予定に年6回の刊行を行うこととしており、内容の構成、テーマや執筆者の選定等にあたっては、会議において、加盟大学の多様性に配慮した企画案のとりまとめを行っている。

令和2年度においては、第392号（5月号）から誌面の全面リニューアルを行うと共に、大学時報ウェブサイトにも新コンテンツ「PICK UP!大学時報」を新設し、毎号1コーナーをピックアップしたウェブ記事を公開している。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて発令された緊急事態宣言下において、7月号の企画検討並びにその後の原稿執筆を各所に依頼すること自体が困難となることを見込み、7・9月合併号として、9月に刊行することを担当理事・委員長の判断により決定した。また、5月号においては、令和2年3月に実施予定であった座談会並びにクローズアップ・インタビューの開催を断念した経緯から、この掲載を見送り刊行した。

以上の結果、令和2年度は3月末までに5回の刊行を行った。

(3) 成果の概要

『大学時報』第392号（令和2年5月20日）5,850部発行

特集：大学間による学生交流（国内留学制度）の現状と課題

小特集：大学専用アプリによる情報の発信

『大学時報』第393-394号（令和2年9月20日）5,820部発行

座談会：大学イメージの定着化によるブランディング

特集：コロナ禍における大学の取り組み

『大学時報』第395号（令和2年11月20日）5,730部発行

座談会：＜小特集連動企画＞コロナ禍における学生の心のケア

特集：大学ボランティアセンターの役割とこれから

小特集：＜座談会連動企画＞コロナ禍における学生の心のケア

『大学時報』第396号（令和3年1月20日）5,880部発行

座談会：「教養教育」とは何かを考える

特集：学び合うキャンパス 最前線

小特集：コロナ禍における入試広報

『大学時報』第397号（令和3年3月20日）5,800部発行

座談会：東日本大震災から10年を振り返る－地域再生と私立大学－

特集：「繋がる」を考える－帰属意識を高めるインナーコミュニケーション－

小特集：大学におけるICT活用の可能性

1-2-3 広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会

1-2-3-1 コンシェルジュ事業の強化

(1) 任務

コンシェルジュ事業における大学担当者の意見を聴取した上で、さらに効果的な会員法人への個別対応が可能となるよう、現在のコンシェルジュ会議やメルマガの配信を含め本事業のあり方を見直す。

(2) 事業の経過

1) 分科会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月23日（オンライン開催）

第2回：令和2年11月13日（オンライン開催）

第3回：令和3年3月3日（オンライン開催）

2) 経過概要

第1回分科会では、当分科会における今年度の検討課題、今後の進め方等について協議した。その結果、「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針について」を踏まえ、感染症拡大時または広く緊急時における加盟大学間の情報共有のあり方やコンシェルジュ事業の役割等について検討することとした。また、例年、会場参加型の形式により開催しているコンシェルジュ会議については、オンラインによる代替の事業を実施することとし、実施方法等について検討した。その検討に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について6つのテーマに分かれた小グループによる情報交換を9月10日、11日に開催した。

第2回分科会では、今後のコンシェルジュ事業の活性化に資する方策について、とくに各地域の大学担当者の意見を取り入れるための方策について検討を行い、中部・北陸・東海地域に所在する加盟大学の大学担当者から、コンシェルジュ事業の現状把握と事業活性化に向けて意見いただくこととした。これを受け、第3回会議にて、大学担当者との意見交換を行い、次年度以降の事業の具体案について検討を開始した。

以上の事業と並行し、大学担当者への継続的な情報発信として、今年度も「コンシェルジュ事業・メルマガ」を隔月毎に発信し、私大連事業や高等教育に関係する情報やコンシェルジュを通じた問合

せ等、大学事務業務遂行の参考となる情報を提供した。

(3) 成果の概要

1) コンシェルジュ事業・メルマガの配信

発行回数：6回（令和2年5月より隔月）

2) コンシェルジュ会議（オンライン開催）

開催日：令和2年9月10日（木）、11日（金）

場所：オンライン開催

参加対象：コンシェルジュ事業大学担当者

参加者数：56大学56名

内容：参加者の希望により下表のテーマによるグループに分かれ、各大学でのコロナ禍における対応、課題等について、参加者間で意見交換・情報共有を行った。

開催日時		テーマ	グループ	参加人数
9月10日（木）	14:00～16:00	財務面での対応	①	5名
9月11日（金）	10:00～12:00	学内の感染予防対策	②-1	10名
			②-2	9名
			②-3	9名
	14:00～16:00	新しい働き方	③-1	9名
			③-2	7名
14:00～16:00	入試の実施体制	④	7名	

1-2-4 広報・情報委員会 情報分科会

1-2-4-1 調査の実施、情報収集

(1) 任務

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

- ①財務状況調査（継続）
- ②学生・教職員数等調査（継続）
- ③学生納付金等調査（継続：連合会への協力）
- ④教職員待遇状況調査（継続）
- ⑤UniversityFacts調査（継続）

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和3年3月18日（木）（アルカディア市ヶ谷会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

2) 経過概要

当分科会が実施する調査については、平成23年度に見直しを行い「今後の方向性」を定め、その後は、社会の変化や会員法人のニーズに対応した情報の収集・提供方法等について、必要に応じて検討、見直しを図ることとしている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて発令された緊急事態宣言下において、各種調査の実施、加盟法人からの回答提出が大きく影響を受け、これに伴い報告書の刊行が全体に遅れて進行したが、すべての調査を実施・報告を完了した。

令和元年度「教職員待遇状況調査」については、5月に報告書Ⅰを刊行する予定であったが、第1回並びに第2回の提出期限がいずれも緊急事態宣言期間内であったことから、第1回の提出期限を第2回の提出期限（5月22日）に延長措置を講じ、その後も提出期限を延長（6月15日）して対応した。この段階での回答提出は約8割にとどまっていたが、報告書Ⅰを7月30日付で加盟法人へ発送・報告を完了した。なお、報告書Ⅱについては7月に刊行する予定であったが、回答遅延分の掲載を含めた形で11月に刊行した。

令和2年度「教職員待遇状況調査（本俸改定状況調査）」については、タイムリーな情報提供を行うことを目的として独自の調査項目で、例年7月に先行調査として実施し、すでに当該年度の給与改定が決定している大学の改定状況を速報としてとりまとめ、9月に報告書を刊行している。令和2年度調査については、令和元年度調査の遅れを受けて9月11日付で実施し、12月に報告書を刊行した。

「UniversityFacts調査」については、例年7月に調査を実施し、報告書を10月に刊行している。令和2年度調査については、回答期限を通常よりも長めに設定して8月7日付で実施、例年より2か月遅れる形で、12月に報告書を刊行した。

(3) 成果の概要

1) 令和元年度「教職員待遇状況調査」

実施年月：令和2年3月19日実施

集計結果：報告書Ⅰ刊行（令和2年7月）

報告書Ⅱ刊行（令和2年11月）

2) 令和2年度「教職員待遇状況調査」（本俸改定状況調査）

実施年月：令和2年9月11日実施

集計結果：報告書刊行（令和2年12月）

3) UniversityFacts調査

実施年月：令和2年8月7日実施

集計結果：報告書刊行（令和2年12月）

4) 令和元年度「財務状況調査」

実施年月：令和2年12月8日（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）

集計結果：私大連webサイト会員専用ページのデータライブラリに掲載（令和3年3月）

5) 令和2年度「学生・教職員数等調査」

実施年月：令和2年12月8日（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）

集計結果：CD-ROMにより配付（令和3年3月）

6) 「学生納付金等調査（令和3年度入学生）」

実施年月：令和3年3月26日（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）

集計結果：報告書刊行（令和3年6月予定）

7) 令和2年度「教職員待遇状況調査」

実施年月：令和2年3月24日実施

1-2-5 その他

1-2-5-1 インターネットを活用した情報発信

私大連Webサイト等を通じて、実施調査結果及び各事業組織による検討成果等を会員法人に提供するため、事務局が中心となって推進することとしている。令和2年4月から令和3年3月までのインターネットを活用した情報発信は以下の通りである。

(1) 成果の概要

1) 私大連Webサイトを活用した情報提供

新規掲載情報数：94件（加盟大学専用ページ）

データライブラリー登録者数：2,021人

2) 「私立大学1・2・3」を活用した情報提供

新規掲載情報数：137件

3) メールマガジンの配信

発行回数：24回（第2・4週木曜日）

登録者数：2,425人

4) Facebookを活用した情報提供

新規掲載情報数：28件

5) 私大連公式YouTubeチャンネル

新規掲載情報数：1件

2. 公財政活動に関する事業

2-1 税財政改革にかかる活動

2-1-1 公財政政策委員会

2-1-1-1 私立大学関係政府予算・税制改正への対応

(1) 任務

令和3年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する私学側要求内容の実現・実行活動に資するため、私立大学側の基本的考え方及びそれに基づく具体的要求方針と内容等を取りまとめる。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月23日（オンライン開催）

第2回：令和2年7月15日（オンライン開催）

第3回：令和3年3月18日（オンライン開催）

2) 経過概要

第1回委員会では、第625回理事会（令和2年6月9日）における意見を踏まえ、令和3年度政府予算要望に向けて主張すべき主な項目等について協議し、第2回委員会では、文部科学省高等教育局私学部私学助成課の新田正樹課長より、「経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）（原案）」並びに概算要求の見通し等について報告・説明を受けた後、要望の内容やとりまとめ方針について協議した。その結果、令和3年度の国の予算編成では、新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援措置が優先的に講じられる公算が大きいことから、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての経済環境及び人々の働き方や教育のあり方等の変化を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を契機とした「私立大学学生への経済支援」、「ICT化に係る支援」「『安全衛生』と『大学病院』に係る支援」「オンライン授業の活用等によるリカレント教育の充実・推進のための支援」の四点を最重点要望事項に据えることとした。

第1回及び第2回委員会を経てとりまとめた要望の原案は、第626回理事会（令和2年7月21日）に報告し、方向性等の了承を得た後、理事会での意見等を踏まえて加筆修正され、「令和3年度私立大学関係政府予算要望（案）」及び「令和3年度税私立大学関係税制改正要望（案）」としてとりまとめられた。

その後、両案は連合会としての「要望（案）」へと反映され、要望活動の際に予算要望及び税制改正要望のエビデンスを示すため要望の付随資料としてとりまとめられた「データ編」とともに、全私学連合において各構成団体の要望と併せて文部科学大臣に提出された（令和2年9月4日）。

なお、私大連の要望案及び上記の経緯等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が9月に延期された定時総会（第218回定時総会、令和2年9月29日）において報告した。

第3回委員会では、「令和3年度私立大学関係政府予算要望（案）」及び「令和3年度税私立大学関係税制改正要望（案）」の内容について確認し、令和4年度予算要望及び税制改正要望の方

針やその実現活動方針について協議した。

(3) 成果の概要

1) 要望関係資料

タイトル：令和3年度私立大学関係政府予算に関する要望（案）

令和3年度私立大学関係政府予算に関する要望（案）【データ編】

令和3年度私立大学関係税制改正に関する要望（案）

報告先：第218回定時総会（9月29日開催）

内 容：資料編（資料1-1、資料1-2、資料2-1）参照

2-1-1-2 国の補助金等に関する説明会の実施

(1) 任務

加盟大学における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和3年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

(2) 事業の経過

1) 経過概要

「令和2年度国の補助金等に関する説明会（第1回）」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年の集合形式による開催を、オンデマンド配信に変更して実施した。文部科学省関係者による令和3年度文部科学省概算要求等に関する説明を収録し、その動画の配信を通じて、加盟大学関係者の理解に供した。

「令和2年度国の補助金等に関する説明会（第2回）」も、第1回と同様にオンデマンド配信とした。令和2年12月に閣議決定された令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度政府予算案より、私学助成等の私立大学に関わる予算について文部科学省関係者からの説明を収録し、その動画を配信した。また、説明者との質疑応答の機会を望む視聴者の要望に応えるため、事前（動画収録前）と事後（動画視聴後）の2回、視聴者より質問の受け付けを行い、文部科学省より回答いただいた。事前質問に対しては説明動画に、事後質問に対してはQ&A一覧にまとめ、私大連WEBサイト（会員メニュー内）に公開した。

(3) 成果の概要

1) 令和2年度国の補助金等に関する説明会【第1回（オンデマンド配信）】

収録日：令和2年10月15日（木）

収録会場：アルカディア市ヶ谷 5階「赤城東」

配信日：令和2年10月23日（金）～令和2年11月9日（月）

配信方法：私大連WEBサイト（会員メニュー内）

プログラム：文部科学省令和3年度概算要求等説明

① 私立大学関係（私学助成）概算要求について

新 田 正 樹 氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）

- ② 国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
西 明 夫 氏（文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長）
- ③ 科学技術・学術に関する概算要求について
合 田 哲 雄 氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）
- ④ 留学生交流の充実に関する概算要求について
桜 井 康 仁 氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長）

2) 令和2年度国の補助金等に関する説明会【第2回（オンデマンド配信）】

収録日：令和3年1月18日（月）

収録会場：アルカディア市ヶ谷 5階「赤城」

配信日：令和3年1月26日（火）～令和3年2月26日（金）

配信方法：私大連WEBサイト（会員メニュー内）

プログラム：文部科学省令和3年度政府予算案説明

- ① 私立大学関係（私学助成）政府予算案について
新 田 正 樹 氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）
- ② 国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する政府予算案について
西 明 夫 氏（文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長）
- ③ 留学生交流の充実に関する政府予算案について
西 明 夫 氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長）
- ④ 科学技術・学術に関する政府予算案について
合 田 哲 雄 氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）
- ⑤ 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドについて
塩 原 誠 志 氏（文部科学省研究振興局学術機関課課長）

3. 教育研究に関する事業

3-1 教育研究の質の向上

3-1-1 教育研究委員会

3-1-1-1 高大接続改革及び教学マネジメントの確立・関係機関等への対応

(1) 任務

今般見送りとなった大学入学共通テストにおける「大学入試英語成績提供システム」や記述式出題のあり方について国の動向を踏まえ、適時、私立大学の意見を具申する。また、個別入試を含め会員法人の入試改革に役立つポイントや情報をとりまとめ発信する。教学マネジメントに関しては、その課題を整理した上で、本年度取り組むテーマを設定し具体案を検討する。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月9日（オンライン開催）

第2回：令和3年3月11日（オンライン開催）

2) 経過概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、私大連では令和2年度事業の対応方針として、多人数・宿泊を伴う集合型事業を原則中止することを決定した。また、オンライン会議等を活用し事業を進めること、各会議体においては事業計画とは別に、積極的に新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供・情報交換の場を設定することとされた方針を受けて、大学入試改革や教学マネジメントについては必要に応じて機動的に対応することとした。

第1回委員会では、入試ほか新型コロナウイルス対応も含めた取組状況や課題について情報交換を行った。なお事前に、委員校の状況を把握するため、「新型コロナウイルス感染症対応状況についての委員所属大学アンケート」を行い、対面授業の再開状況、春学期の成績評価方法、オンライン授業実施における課題、秋学期以降の対面授業再開に向けた検討事項、令和3年度大学入学者選抜における課題、その他今後の感染症対応等で課題だと思ふことについて情報共有している。

第2回委員会では、令和3年度事業計画（案）を確認したのち、新たに開催する「教育研究シンポジウム（仮称）」の開催テーマについて意見交換を行った。これを受けて、令和3年度第1回教育研究委員会開催までに、委員長と事務局でシンポジウムのテーマ設定について検討するとした。

この他、国の教学マネジメントや大学入試改革にかかる議論への対応として、下記の会議体での意見開陳に対応した。

①中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」への対応

②「大学入試のあり方に関する検討会議」への対応

③大学入試センター「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストの出題教科・科目等の検討状況について」への対応

教育研究委員会において意見書案をとりまとめ、いずれも私大連として意見書を提出した（対応経過は、「I. 一般報告」を参照）。

3-1-2 教育研究委員会 FD推進ワークショップ運営委員会

3-1-2-1 FD推進ワークショップの実施

(1) 任務

加盟大学におけるFDの組織的推進の一助として、新任専任教員向けのFD推進ワークショップを開催する。

(2) 事業の経過

1) 開催回数、開催時期、場所

第1回運営委員会：8月7日（オンライン開催）

第2回運営委員会：10月7日（オンライン開催）

第3回運営委員会：12月21日（オンライン開催）

- 第1回小委員会：2月18日（オンライン開催）
- 第2回小委員会：2月26日（オンライン開催）
- 第4回運営委員会：3月16日（オンライン開催）

2) 経過概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、私大連では令和2年度事業の対応方針として、多人数・宿泊を伴う集合型事業を原則中止することを決定した。これを踏まえ、「FD推進ワークショップ（新任専任教員向け）」（以下、「ワークショップ」という。）（令和2年8月4日～7日開催予定）については、担当理事・委員長の判断により中止することを決定した。

第1回運営委員会では、ワークショップ中止に伴う代替事業について協議を行い、加盟大学教職員が抱えているオンライン授業運営に関連する課題共有と情報交換を目的として、「オンラインFD推進ワークショップ」（以下、「オンラインワークショップ」という。）を開催することとした。第2回運営委員会では、「オンラインワークショップ」プログラム内容の検討及び令和3年度の事業内容について協議し、新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが不透明なことから、集合型ワークショップの開催を見送り、オンラインによる模擬授業を中心とした新任専任教員向けプログラムを再構築し開催することとした。第3回運営委員会では、「オンラインワークショップ」を振り返り、さらに令和3年度「ワークショップ」について検討を行い、小委員会を設置してプログラムの詳細を検討することを決定した。

小委員会では、オンライン開催を想定した「ワークショップ」のプログラム構成や運営方法について検討し、その後開催された第4回運営委員会での確認を経てプログラム構成を確定した。

(3) 成果の概要

令和2年度オンラインFD推進ワークショップ

開催日：令和2年12月13日（日）14:00-17:00

場所：オンライン開催

テーマ：（参加者は、下記テーマのうちいずれか1テーマに参加。）

テーマA：オンライン授業の現状と課題について

テーマB：学生のコミュニティ形成や学習支援・生活支援の方策について

テーマC：対面授業等再開にかかる取り組みと配慮について

参加者数：30大学37人

プログラム：開会・趣旨説明

グループ討議

全体討議

3-2 学生・就職支援の充実

3-2-1 学生委員会

学生委員会は、「教育研究に関する事業」のもとに設定された「学生・就職支援の充実」にかかる分野の検討を担うことを目的として設置されている。

その具体的任務は、①学生支援研究会議の実施、②第16回学生生活実態調査に向けた検討（学生生活実態調査分科会）、③「奨学金等調査」の実施、外部機関との協議（奨学金等分科会）、④就職にかかわる諸問題への対応（キャリア・就職支援分科会）、である。②③④の任務遂行にあたっては、委員会の下に分科会を設置し対応している。

なお、今年度は私大連の対応方針に基づき、対面での委員会等の開催に代えて、オンラインを活用して各事業の実施にあたった。

3-2-1-1 学生支援研究会議の開催

(1) 任務

加盟大学における学生支援にかかる諸方策に資するため、加盟大学の教職員を対象に諸活動の情報を共有する学生支援研究会議を開催する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

打合せ：令和2年7月8日（オンライン開催）＊委員長との打合せ

第1回：令和2年8月7日（オンライン開催）

第2回：令和2年9月9日（オンライン開催）

第3回：令和2年11月12日（オンライン開催）

第4回：令和3年1月22日（オンライン開催）

2) 経過概要

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて策定した私大連の対応方針に基づき、学生委員会において今年度予定していた宿泊を伴う形式での「学生支援研究会議」は中止とすることを5月29日付メールで学生委員会に報告した。その後、第1回学生委員会の開催に先立ち委員長との打合せを行い、私大連の事業方針並びに当委員会の今年度事業内容及び今後のスケジュールを確認した。

第1回学生委員会では、今年度当委員会としての任務、年間スケジュールの確認、各分科会の活動経過報告、及び令和2年度学生支援研究会議の代替サービス実施の検討、令和3年度同会議の開催方法について協議した。その結果、今年度の学生支援研究会議はオンライン形式による宿泊を伴わない1日開催とし、令和3年度の同会議は、対面での開催を視野に入れつつも、原則オンラインによる開催とすることとなった。

第2回学生委員会では、テーマを「コロナ禍における学生支援－現状と新しい生活様式下での学生支援の在り方」として、学生支援研究会議をオンライン（Zoom利用）により、11月16日（月）に半日で開催することとした。

大学における学生支援は、withコロナの環境下にあって、これまでの価値観の転換を余儀なくされ、現場においては日々、afterコロナを見据えた教育と学生支援の在り方を模索・創造していくことが求められている。そのため今回のオンライン会議では学生支援の分野について、①キャリア形成・就職活動支援、②経済支援、③学生相談、④多様な学生支援と課外活動支援、と大きく四つに分けてグループ討議を行い、現状と新しい生活様式下での学生支援の在り方について情報の共有および考察を行う場とすることを決定した。なお、グループ討議レジュメについては、例年行っ

ていたこの4つの分野ごとに分けた内容とするのではなく、今回は共通の項目とすることになった。

その後、メール回議を経て開催要項を確定し、10月13日付で加盟大学へ参加者募集の案内を送付した。参加者の決定はメール回議により行い、10月30日付で参加申込者宛にメールで通知した。その後、参加辞退が1名あり、学生支援研究会議は41大学82名での開催となった。

第3回学生委員会では、オンライン学生支援研究会議の開催に向け、各プログラム運営の最終確認および参加者アンケートの実施方法の確認を行った。また、令和3年度の学生支援研究会議の開催方法および開催日程について、今年度の実施状況を踏まえて検討していくことを確認した。

第4回委員会では、本年度オンライン学生支援研究会議の振り返りと、令和3年度の開催に向けて、オンライン形式での開催およびプログラム内容に応じた開催日程（半日または1日）、開催月を9月とする方向で確認した。詳細については、新年度の学生委員会で検討していくこととした。

なお、本年度学生支援研究会議のグループ討議結果については、令和3年1月19日に私大連Webサイトの会員専用ページに掲載している。

(3) 成果の概要

【令和2年度学生支援研究会議】

開催日時：令和2年11月16日（月）13:30～17:30

＊終了後グループ内で15分程度の歓談（任意参加）

開催方法：オンライン開催

テーマ：コロナ禍における学生支援—現状と新しい生活様式下での支援の在り方—

参加者数：41大学82名

プログラム：

1) 開催・オリエンテーション

千 田 憲 孝（学生委員会委員長 慶應義塾大学学生総合センター長・理工学部教授）

2) グループ討議（グループ討議課題別）

グループは、参加申込書において参加者が選択した以下の四つの「グループ討議課題」に基づき編成し、参加者に事前提出を課しているレジュメを予め共有することで、情報交換、意見交換等を行った。

- ①キャリア形成・就職活動支援の視点から
- ②経済支援の視点から
- ③学生相談の視点から
- ④多様な学生支援と課外活動支援の視点から

3) 全体共有

各グループからグループ討議の概要を報告し、四つのグループ討議課題にかかわらず全体で情報を共有した。なお、各グループからの報告内容は後日、レポート（A4判1頁以内）にとりまとめ、私大連WEBサイト会員専用ページに掲載した。

4) 総括

3-2-2 学生委員会 奨学金等分科会

3-2-2-1 奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議

(1) 任務

加盟大学における奨学金並びに経済支援にかかる諸方策の検討に資するため、「令和2年度奨学金等調査」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、外部機関（日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行う。

(2) 事業の経過

1) 分科会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月27日（オンライン開催）

第2回：令和3年1月26日（オンライン開催）

令和2年度支援機構との懇談会：令和3年1月28日（木）（オンライン開催）

2) 経過概要

今年度の当分科会事業について、6月15日（月）にオンラインで分科会長と相談を行い、「令和2年度奨学金等調査」に関しては、国の学生緊急支援給付金等の新型コロナウイルス禍の対応に各大学奨学金関連部署が多忙を極めていることから、例年の8月～9月の実施では加盟大学に負担をかけるうえ、十分な回答が得られない可能性が高いとして、秋学期開始後に奨学金事務がひと段落する11月以降にずらして実施することを決めた。

その後、メールベースで分科会委員の状況の確認を行ったところ、当面は分科会出席が困難という意見が多かったことから、第1回分科会の開催を7月27日（月）と従来の5月開催に比べて大きく後ろ倒しする形で実施することとした。

第1回分科会では、委員校における新型コロナウイルス対応状況を共有するとともに、令和2年度の当分科会事業について具体化に向けた検討を行った。結果、後ろ倒しを決めていた「令和2年度奨学金等調査」については、毎年行っている前年度実績の「学内奨学金に関する設問」（データ設問）に加え、「新型コロナウイルス禍における学生経済援助等に関するアンケート」（テーマ設問）を実施し、各大学における新型コロナウイルス対応のうち、主に学生への経済的援助の状況について調査を行うこととした。

調査については、11月6日（金）～12月11日（金）の期間で実施し、データ設問の集計結果を令和3年3月に「データライブラリー」上で速報的な公開を行った。テーマ設問については、株式会社ディ・プラスに委託して集計分析作業を行い、令和3年3月末に第一次集計が出来上がり、令和3年4月20日の理事会に速報として提供した。今後細部を点検のうえ、データ設問の集計結果と合わせて報告書（冊子）にとりまとめ、令和3年5月を目途に加盟校にフィードバックする予定である。

また、毎年行っている外部機関（支援機構）との懇談会については、支援機構から開催を見送りたいとの申し出があったが、分科会委員から支援機構との意見交換に強い要望があったことから、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑みて従来の懇談会形式での実施は行わず、奨学金等に関する要望・質問事項を文書にまとめて提出することを支援機構に提案した。その後緊急性が高いことから第1回分科会の開催を待たず、分科会委員の意見をとりまとめ、7月21日付で支援機構へ文書を提出した。

例年冬に実施している第2回懇談会については、支援機構側よりオンライン開催の準備が整ったとの連絡があったことから、令和3年令和3年1月28日（木）にオンラインで開催した。主に「給付奨学金に関すること」、「新型コロナウイルス感染症にかかる施策に関すること」を中心にそれぞれの状況の共有を行った。大学の意見として、国によるコロナに対する諸方策は給付形式であったことから、学生から非常に良い反応があった一方で、大学としては支援の全体像が分からず、学内の奨学金施策との組み合わせで苦慮する場面があった点を伝えた。機構においても、国より全体像がまだ示されず、厳しいスケジュールかつ申請の不備率が高い中での制度運用は困難を極めたとの説明があり、今回のように大学と機構で互いの実情を共有しながら、より良い学生支援ができるよう取り組むことを確認した。

なお、懇談事項の概要および議事録については、私大連webサイトの会員専用ページに掲載をしている。

(3) 成果の概要

1) 支援機構への要望・質問について（文書）

1. 今年度スケジュールに関する要望
2. 相談対応に関する要望
3. 各種案内に関する要望
4. 「奨学金のてびき」に関する要望
5. 貸与月額との調整に関する要望
6. 各種提出書類等に関する要望
7. 選考ソフトに関する要望
8. スカラネットに関する要望
9. マイナンバーに関する要望
10. その他要望
11. 質問
12. 追加要望

2) 令和2年度支援機構との懇談会

開催日：令和3年1月28日（オンライン開催）

メインテーマ：①給付奨学金に関すること

②新型コロナウイルス感染症にかかる施策に関すること

懇談事項：I. 審査処理迅速化の要望

1. 給付奨学金（家計急変）の審査について

II. 情報提供に関する要望

1. 給付奨学金の事務案内について
2. 英語版Webサイトの充実
3. 家計の支援区分の再判定について

III. デジタル化推進に対する要望

1. 申込書類のデジタル化
2. スカラACでのデータ提供について

3. 給付奨学金シミュレーションについて

参加者：私大連側 12名（奨学金等分科会分科会長、委員、私大連事務局）

支援機構側 13名（担当部署部課長ほか）

3-2-3 学生委員会 キャリア・就職支援分科会

3-2-3-1 就職にかかわる諸問題への対応

(1) 任務

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学習環境の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等と連携し、協議を行う。また、加盟大学における学生の就職やキャリア形成支援にかかる諸問題としてインターンシップのあり方について検討し、加盟大学に情報提供する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月10日（オンライン開催）

第2回：令和2年11月4日（オンライン開催）

2) 経過概要

第1回分科会を6月10日（水）に開催し、委員校の新型コロナウイルス禍における就職支援対応状況について情報交換を行うとともに、今年度事業について検討を行った。検討の結果、各大学が新型コロナウイルス禍における就職支援を模索している中で、国や経団連等の最新情報を加盟大学へ迅速に情報共有する体制の整備が必要であるとして、新たに「加盟大学キャリア・就職支援担当部署」のメールアドレスを登録してもらい、主に就職関連諸会議の動向について必要に応じてメールで情報を配信する体制をとることとした。

配信については「採用と大学教育の未来に関する産学協議会（以下、産学協議会）」の「採用・インターンシップ分科会」および「就職問題懇談会」の会議の概要を事務局でまとめ、資料と併せてメールで送る形で行っている。

また、産学協議会では、今年度は新型コロナウイルス対応のほか、報告書で掲げた大学教育と採用のアクションを具体化し実施することとしており、特にインターンシップについては「新たな理解に基づくインターンシップの推進」として、その方策の一つに「大学院修士・博士を対象とするジョブ型採用につながるインターンシップ」の試行的実施を行うこととしている。これに対し、担当理事よりキャリア・就職支援分科会でジョブ型採用インターンシップのうち、連合会より提案した「修士2年生以降を対象としたジョブ型採用インターンシップ」の具体化を行うよう指示があったため、キャリア・就職支援分科会において検討することとした。

意見収集においては、キャリア・就職支援分科会委員校を中心とする関係10大学にアンケートを取り、9月25日に開催された第4回採用インターンシップ分科会において、文系修士のジョブ型につながる採用インターンシップの対象となる職種について整理するとともに、検討が必要な点を取りまとめた中間報告を行った。

11月4日には、第2回分科会を開催し、文系修士におけるジョブ型採用につながるインターンシップの具体化について検討を行った。そして、分科会での議論や経団連との調整を踏まえ、分科会長を中心に「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方－文系修士大学院生への適用とその方策－」として提案の形にとりまとめた。その後、連合会の就職問題委員会に諮り、私大協会側からの意見も反映したうえで、令和3年1月19日に開催した採用インターンシップ分科会に連合会の名前で提案を行った。

(3) 成果の概要

【メール配信】

- ・令和2年7月8日
産学協議会「採用・インターンシップ分科会」第1・2回会合について
- ・令和2年7月13日
第1回就職問題懇談会について
- ・令和2年7月22日
「産学共同ジョブ・フェア」に関する案内
- ・令和2年8月17日
産学協議会「採用・インターンシップ分科会」第3回会合について
- ・令和2年10月5日
産学協議会「採用・インターンシップ分科会」第4回会合について
- ・令和2年10月30日
「2022年度卒業・修了予定者の就職・採用活動に関する日程等について(周知)」
- ・令和3年3月17日
第3回就職問題懇談会について

【成果物】

タイトル：「文系における『修士2年生以降を対象としたジョブ型採用インターンシップ』の具体化に向けた検討について（中間報告）」

作成年月：令和2年9月

タイトル：「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方－文系修士大学院生への適用とその方策－」（日本私立大学団体連合会）

作成年月：令和3年1月

3-2-4 学生委員会 学生生活実態調査分科会

3-2-4-1 次回（第16回）学生生活実態調査に向けた検討

(1) 任務

次回（第16回）の「学生生活実態調査（令和3年度実施予定）」に向け、Web調査の回収率向上方策の検討及び昨今の学生の生活実態を把握するための新たな調査項目の検討を行う。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

令和2年度は、新型コロナウイルス禍もあり、結果的に分科会は開催しなかった。メール回議にて調査設問の確定、学生生活実態調査の業務委託業者の選定に係る意見聴取を行った。

2) 経過概要

令和2年3月14日に実施した、令和元年度第2回学生生活実態調査分科会における決定事項に従い、次回(第16回)の「学生生活実態調査」(令和3年度実施予定)に向け、「調査項目の確定に向けた検討」及び「回収率向上方策の検討」を行った。

「調査項目の確定に向けた検討」について、当調査は4年に一度実施しており、前回(第15回)の調査は平成29年度に実施している。時代や社会の変化に伴い入学者の意識にも変化が生じており、学生が大学に期待するものも従来とは大きく異なってきていることや、インターネット環境が従前とは大きく変わり、人間関係のあり方もそれを前提としたものにも変わってきていることなどを考慮すると、前回と同様の調査項目ではそのような側面を十分に反映しているものとは言えない。このため、次回の調査では、SNSの普及を踏まえて、関連設問を見直すとともに、ハラスメントに関連する枝設問の追加を行った。また、読書量に関する設問、自身の成績に関する設問を新たに設けた。逆に、個別大学の事情に依るところが大きいと思われる設問(講義への希望、教育内容・方法への期待、要望)を削除するとともに、一定の役割を終えたと思われる設問(朝食の摂取に関する設問)を削除した。さらに、「留学」については、総設問数をおさえる必要もあり、「学生生活実態調査」において必ずしも聞く必要のない設問であることから、関連する設問一式(3問)を削除することとした。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、今年度前半は分科会を開催せず、調査設問案の検討については、3月14日開催の分科会での決定方針に基づき、分科会委員から新規追加設問案、選択肢等修正案、設問削除案等の意見をメールで寄せてもらい、事務局において意見集約を行った。寄せられた意見に基づき、事務局において第16回調査設問案を作成した後、再度分科会委員の意見を聴取したうえで、北條分会長のもとで7月中旬に最終案をとりまとめた。

調査項目を確定したことに伴い、事務局において、「調査の実施」及び「学生生活実態調査集計報告書の作成」並びに「私立大学学生生活白書の作成」を委託する業者選定案の資料に基づき、分科会委員にメールで意見聴取を行ったうえで決定した。具体的には、学生生活実態調査の実施および集計報告書の作成については、WEB調査2回目となることから、前回に引き続き株式会社WAVEに委託することとなった。また、『私立大学学生生活白書』の作成・発送については、前回の担当者が独立して設立した株式会社ディ・プラスに委託することとなった。学生生活実態調査の設問項目および業者決定については、第3回学生委員会(11月12日開催)に報告し了承を得た。

調査実施委託業者の決定を受け、事務局では令和2年12月下旬に「『第16回学生生活実態調査』」(WEB調査)のお知らせ並びに同調査のオプション利用のご案内として、加盟大学会員代表者並びに学生支援担当部署宛に周知するとともに、令和2年度第8回(第631回)理事会(令和3年1月12日)にて調査の実施概要(予定)を報告した。なお、委託業者2社との基本業務委託契約書の締結は令和3年4月1日付で行う予定である。

今年度分科会の検討事項であった3項目については、以下の通りである。

- ①「調査実施・集計において調査委託業者に依頼する内容の確定」

委託業者との基本業務委託契約書において業務内容を提示している。

- ②「調査回収率向上策の検討」並びに「調査実施翌年度作成予定の『私立大学学生生活白書』の作成方針に関する意見交換」については、令和3年度に協議を持ち越すこととなった。

(3) 成果の概要（協議会等実施概要や報告書等）

- ①「第16回学生生活実態調査」の調査設問を確定。
②「第16回学生生活実態調査」の実施および集計に係る業務の委託先を株式会社WAVEに決定。
③『私立大学学生生活白書』の作成および発送等に係る業務の委託先を株式会社ディ・プラスに決定。

3-3 グローバル教育の推進

3-3-1 国際連携委員会

国際連携委員会は、教育研究に関する事業のもとに設定された「グローバル教育の推進」にかかる分野の検討を担うことを目的として設置されている。

令和2年度の当委員会は、「国際連携に関する諸課題に関する研究」として、受入留学生及び日本語教育に関する検討を進め、また「『国際教育・交流調査』の実施」では、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に発信するという、二つの課題に取り組むこととしていた。

(1) 開催時期、開催回数、場所

- 第1回：令和2年6月19日（オンライン開催）
第2回：令和2年9月29日（オンライン開催）
第3回：令和2年10月27日（オンライン開催）
第4回：令和3年3月15日（オンライン開催）

3-3-1-1 国際連携に関する諸課題に関する研究

(1) 任務

私大連の第3期中期事業期間（令和2年度～令和5年度）においては、とくに受入留学生及び日本語教育に関し検討を進める。令和2年度については、喫緊の課題である受入留学生の在籍管理について加盟大学間の情報共有を行うとともに、中期事業期間における受入留学生及び日本語教育の強化策に向けた本委員会の検討プランを考えることとしている。

(2) 事業の経過

第1回委員会では、オンライン会議において本年度の任務について協議を行い、新型コロナウイルス感染拡大の影響が、今後の大学教育や留学へどのような影響を及ぼすのか、各大学において懸念されているのではないかと意見が上がり、委員校における国際教育や留学（受入れ・派遣）等の状況や取組事例をとりまとめて加盟校へ情報提供することとした。第2回委員会では、文部科学省をはじ

めとする関連機関等から発信される、国際教育や留学（派遣・受入）に関する新着情報等を加盟校へ情報発信することとし、「ポストコロナの『留学（受入れ・派遣）』を考える」をテーマに、オンラインシンポジウムを開催することとした。第3回委員会では、同日開催のオンラインシンポジウムの運営に関して最終確認を行った。

第4回委員会では、オンラインシンポジウムの振り返りを行うと共に、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、留学（受入れ・派遣）を取り巻く環境は依然として厳しいことから、今後実施すべき加盟大学への情報提供のあり方について、検討を行った。

（3）成果の概要

1）「新型コロナの影響下における諸対応」（委員校の取組事例等紹介資料）

発行日：令和2年7月20日（月）（私大連webサイトで公開）

2）令和2年度オンラインシンポジウム

開催期日：令和2年10月27日（火）14時00分～17時30分

Zoom発信本部：AP市ヶ谷（Dルーム）

テーマ：ポストコロナの「留学（受入れ・派遣）」を考える

参加者数：95大学210名（うちグループ討議参加者60名）

プログラム：

開会挨拶

岩切 正一郎 担当理事（国際基督教大学学長）

倉林 眞砂斗 委員長（城西国際大学副学長）

基調講演「ポストコロナの新たな国際交流」

前田 裕 氏（関西大学学長）

講演1「大学等における国際交流に関する現状と取組」

佐藤 邦明 氏（文部科学省高等教育局主任大学改革官

・高等教育国際戦略PTリーダー・国際企画室長）

講演2「外国人留学生・教員等の入国制限緩和について」

礪部 哲郎 氏（出入国在留管理庁出入国管理部審判課長）

講演3「海外から外国人留学生等が入国する際の留意事項」

小暮 聡子 氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室課長補佐）

グループ討議

グループに分かれ、委員の司会進行のもとコロナ禍における留学（受入れ・派遣〔長期・短期〕）を中心に、各大学における現状の問題点や課題について、意見交換を行った。

総括・閉会

倉林 眞砂斗 委員長（城西国際大学副学長）

3-3-1-2 「国際教育・交流調査」の実施

（1）任務

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関するデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に提供する。

(2) 事業の経過

「国際教育・交流調査」は、支援機構からのデータ提供を受け、実施概要並びに加盟大学別データを集計し、私大連webサイトを通じて、社会一般並びに加盟大学に向けて情報提供を行っている。特に加盟大学向けには、データライブラリーにおいてより詳細なデータを提供している。

国際連携委員会では、「国際教育・交流調査」の公式データについては、日本人学生の海外派遣留学は「単位認定あり」を基本としているが、併せて「単位認定なし」の派遣留学に係るデータを提供することにより、加盟大学に在籍する日本人学生の実際の海外留学の状況を把握し、海外派遣留学の全体像についての情報共有を図ることを目的として、調査を実施している。集計作業については、(株)日本統計センターへ業務を委託し、速やかにデータ提供を行っている。

なお、「外国人留学生年間受入れ状況調査」については、支援機構からデータ提供を受けることができず、やむを得ず今回からは加盟校への結果提供を中止せざるを得ないこととなった。

(3) 成果の概要

1) 「国際教育・交流調査2019」調査結果

- ①「国際教育・交流調査2019」調査実施概要（単位認定あり）
- ②「国際教育・交流調査2019」加盟大学別データ（単位認定あり）
- ③「国際教育・交流調査2019」調査実施概要（単位認定なし）
- ④「国際教育・交流調査2019」加盟大学別データ（単位認定なし）

発行日：令和2年8月6日（私大連webサイトデータライブラリーで公開）

4. 大学マネジメントに関する事業

4-1 自律的大学経営の確立

4-1-1 経営倫理委員会

4-1-1-1 倫理綱領・指針に抵触した事態への対応

(1) 任務

加盟大学における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うこととともに、発生した問題に対処する。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

開催せず。

2) 経過概要

委員会は経営倫理委員会規程に基づき、①「綱領」及び「指針」の実現に向けて、会員に対し情報の提供その他適切な啓発活動を行うこと（第3条）、②「綱領」及び「指針」に抵触する恐れがあると認めるときは、会員について事実関係を調査し、その結果を理事会に報告しなければならない（第4条）、③調査の結果、会員において「綱領」又は「指針」に著しく違反する行為があると認めるときは、その違反の程度に応じて、当該会員に対して改善勧告、退会勧告または除名の措置をとるよう、また当該会員に対する非難が根拠を欠くものであり、かつそのために当該会員の名誉が著しく損なわれたと認めるときは、当該会員を擁護するために適切な措置をとるよう、理事会に提案しなければならない（第5条）とされている。

令和2年度は、委員会として対処すべき問題が発生しなかったことから、委員会は開催されなかった。

4-1-2 経営委員会

4-1-2-1 私立大学経営の充実・強化に向けた検討

(1) 任務

私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化を踏まえ、私立大学における多様なガバナンスのあり方を担保し、健全な経営の充実・強化に資する方策等について検討し、会員法人間の理解の深化と国等に対する政策提言を行う。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年9月28日（オンライン開催）

第2回：令和3年3月22日（オンライン開催）

2) 経過概要

経営委員会では分科会との連携協働により学校法人の経営の充実・強化に資する検討を推進している。とくに、令和2年度は「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針」に対応し、新型コロナウイルスへの対応に関わる経営の充実・強化に向けた会員法人への情報提供を実施した。令和2年11月には、会員法人の関心の高い課題である「対面授業と感染対策」、「学生納付金の減額・返還運動」について、専門家による最新の状況や専門的な見地からの講演を収録し、「ウィズコロナ時代の大学経営」として、オンデマンドにより配信した。

今後、コロナ禍における大学の様々な取組を共有し、感染症への対策の強化・充実に資するとともに、大学の取組について社会からの理解を得るため、会員法人における新型コロナウイルス感染症への対応等の把握を進めることとしている。

(2) 成果の概要

1) ウェブ講演「ウィズコロナ時代の大学経営」（オンデマンド配信）

収録日：令和2年11月9日（月）

収録会場：アルカディア市ヶ谷 6階「伊吹南」

配信日：令和2年11月17日（火）～令和2年12月16日（水）

配信方法：私大連Webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

- ①大学における授業の在り方と新型コロナウイルス感染症対策について
淵上 孝 氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課長）
- ②コロナ禍と学生納付金の返還・減額
大河原 遼平 氏（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）

4-1-3 経営委員会 大学ガバナンス検討分科会

4-1-3-1 「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討

(1) 任務

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する会員法人の対応状況を踏まえ、コンプライ・オア・エクスプレインの方法について検討し、実施する。また、会員法人のガバナンス強化に向け、同コードの高度化に向けた検討を行う。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年11月25日（オンライン開催）

第2回：令和3年2月5日（オンライン開催）

2) 経過概要

大学ガバナンス検討分科会では、三段階のステップを設定して「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」（以下、「私大連コード」という。）の高度化に取り組むこととしている。「第一段階」は、私大連コードについて周知し、会員法人への浸透を図る段階、「第二段階」はコンプライ・オア・エクスプレインの具体的な方法等を検討する段階、「第三段階」は私大連コード改訂のための方法等について検討する段階である。

令和2年度は、「第一段階」の対応の一つとして、私大連コードの周知とともに会員法人への浸透状況を把握するため、「会員法人における「自律性の向上」に向けた取組みの進捗状況に関するアンケート」（令和2年2月～3月）を実施し、集計・分析した結果を報告書にとりまとめた。

報告書は、第3回総会（第220回・春季）に報告した後、会員代表者に送付するとともに、私大連webサイト（会員専用Webページ）において公開した。

(3) 成果の概要

1) 報告書

タイトル：「会員法人における「自律性の向上」に向けた取組みの進捗状況に関するアンケート結果」

発行年月：令和3年3月

4-1-4 経営委員会 情報公開検討分科会

4-1-4-1 情報公開の充実に向けた検討

(1) 任務

私立大学（学校法人）として公表すべき情報のあり方にかかるこれまでの検討に基づき、会員法人における教育情報及び財務情報の公表の取組状況を調査する。その調査結果をもとに、私立大学の多様性を担保し、かつ社会から一層の理解が得られる情報公表のあり方について検討し、提言をとりまとめる。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月19日（オンライン開催）

第2回：令和2年12月16日（オンライン開催）

第3回：令和3年2月4日（オンライン開催）

第4回：令和3年3月16日（オンライン開催）

2) 経過概要

情報公開検討分科会では、令和2年度事業計画において、会員法人における教育情報及び財務情報の公表の現状及び情報公表に対する意見等を調査し、その結果をもとに最終報告をとりまとめる予定としていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組む加盟大学の状況を考慮し、「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針」を踏まえて検討課題を変更することとし、第1回分科会において、新型コロナウイルス感染症に関わる会員法人の情報発信の対応と発信状況の実態を調査し、緊急時における私立大学の適切な情報発信のあり方を検討することとした。

この検討の一環として「新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信に関する調査」（令和2年10月26日～令和2年11月20日）を実施し、集計・分析した結果を報告書にとりまとめた。

報告書では、「直接的、間接的なステークホルダーから理解、信頼が得られる情報発信の必要性」、「緊急時・危機管理時におけるマニュアル等の整備の必要性」、並びに新型コロナウイルス感染症に関する情報発信に際し、「教育情報及び財務情報の情報発信のあり方」、「対象にすべきステークホルダー」、「活用が考えられる媒体」等について、調査結果から示唆される点をとりまとめた。

報告書は、第3回総会（第220回・春季）に報告した後、会員代表者に送付するとともに、私大連webサイト（会員専用ページ）において公開した。

(3) 成果の概要

1) 報告書

タイトル：「新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信」に関する調査結果

発行年月：令和3年3月

4-1-5 経営委員会 人事労務検討分科会

4-1-5-1 私立大学における人事労務政策に係る検討

(1) 任務

加盟大学の働き方改革にかかる推進状況の把握とともに、本分科会で取り上げるべき人事労務の課題について整理する。また、令和2年度は、同一労働同一賃金の問題についてさらに検討し、会員法人へ情報を提供する。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和3年1月28日（オンライン開催）

第2回：令和3年3月29日（オンライン開催）

2) 経過概要

人事労務検討分科会は、学校法人における人事労務に関わる課題を検討するため、令和2年度より新たに設置された。

分科会は、同一労働同一賃金にかかる主要な最高裁判決を待って検討を開始し、第1回及び第2回分科会では、今後の方向性について確認した。その結果、新型コロナウイルス感染症が会員法人に及ぼした影響を考慮し、また昨年度までの働き方改革推進プロジェクトにおいて見いだされた課題や財務・人事担当理事者会議における検討等を踏まえ、同一労働同一賃金の問題を含め、コロナ禍の教職員の働き方の変化により生じた人事労務上の課題を広く対象として検討することとした。その上で、この検討のために、まずは会員法人における課題と、課題に対する取組の把握が必要であるとして、今後、必要な調査を行うとともに、加盟大学間の情報共有を可能とするイベントを実施することとした。

それぞれの具体化については、令和3年度に継続して検討する予定である。

4-2 教学・経営マネジメントの確立

4-2-1 理事長会議 幹事会

4-2-1-1 理事長会議の企画・実施

(1) 任務

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月31日（オンライン開催）

2) 経過概要

令和2年度理事長会議（全体会議）については、令和元年度第3回幹事会（令和2年1月28日開催）において、令和2年9月7日にホテルグランヴィア京都で開催することを決定した。

しかし、その後の新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大の状況及び「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針」を受け、担当理事並びに委員長の判断により集合形式での全体会議の開催は中止することとし、メール審議による委員の了承を得て決定した。

第1回幹事会では、中止とした集合形式による理事長会議（全体会議）の代替措置について検討した。その結果、各法人における新型コロナウイルス感染症への対応を共有・蓄積することで、今後の再拡大や新たなパンデミックへの対策に活かすとともに、ウィズコロナ・アフターコロナと呼ばれるこれからの社会における学校法人のあり方等について、今後検討する際の資料となる報告書を取りまとめることとし、そのために、理事長会議登録者を対象に「新型コロナウイルス感染症への対策及び今後の取組について（調査）」（令和2年10月2日～令和2年11月9日）を実施した。

同調査結果並びに新型コロナウイルス感染症への対応により生じた学校法人の法人業務に関わる法律問題についての専門家による論稿とにより、「コロナ禍がもたらす大学運営の課題とこれからの学校法人のあり方」を取りまとめた。

(3) 成果の概要

1) 報告書

タイトル：令和2年度理事長会議報告書

「コロナ禍がもたらす大学運営の課題とこれからの学校法人のあり方」

発行年月：令和3年1月

4-2-2 学長会議 幹事会

4-2-2-1 学長会議の企画・実施

(1) 任務

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月10日（オンライン開催）

第2回：令和2年12月1日（オンライン開催）

第3回：令和3年3月16日（オンライン開催）

2) 経過概要

令和元年度第3回学長会議幹事会（3月23日開催）において、令和2年度第1回学長会議は「新しい大学教育の展望と課題」をテーマに、議論することを予定していた。

本年度に入り、新型コロナウイルス感染が拡大したことに伴い、私大連事業の対応方針「新型コロナウイルス拡大の影響による4月から7月までの私大連事業等」が発出され（4月9日）、多人数（目安：30人超）の会合や宿泊を伴う集合型事業（イベント）は延期もしくは中止することとされた。そのため、担当理事と相談のうえ、7月に京都で1泊2日間のプログラムで開催することとされていた「第1回学長会議」は中止することとし、幹事会委員及び学長会議登録者に周知した。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、改めて、私大連事業の対応方針「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針」（6月9日）が理事会で確認された。同方針では、①オンライン会議等を活用すること、②積極的に新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供・情報交換の場を設定すること、等が示されたため、第1回幹事会をオンラインにて開催し、本年度の学長会議の開催有無、開催テーマ、開催方法等において検討を行った。その結果、第1回学長会議は、全体での講演や発題は取りやめ、オンラインを利用したグループ討議を実施し、コロナ禍における各大学の対応の現状や課題、事例等について情報交換・情報共有することに主眼をおくこととした。また、例年は、多様な意見を踏まえた情報交換ができるよう、グループ編成はさまざまな規模や地域の混合型としていたが、新型コロナウイルスの影響の度合いが地域で異なること、また規模によりその対応方策が大きく異なることから、今回は可能な限り地域や規模が同様の大学でグループ編成とすることになった。

第2回幹事会では、第1回学長会議を総括するとともに、第2回学長会議の開催有無や開催方法について協議した。その結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響により急速にオンライン授業の導入が進み、不可逆的な流れとなることが予想されることから、改めてポストコロナ時代の「授業」について協議すべく、「ポストコロナ時代における学びのあり方」をテーマに第2回学長会議を開催することとした。なお、開催方法としては、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、オンライン開催とすることとした。

第3回幹事会では、第2回学長会議を総括するとともに、令和3年度に開催する予定の第1回学長会議の開催テーマや開催方法等について協議した。その結果、文部科学省が「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」を公募、採択を開始したことや、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、オンラインを活用した教育の進展に伴う質保証や定員管理のあり方等について検討が進められていることから、「質保証とDXの将来」をテーマとすることとした。今後は、国の政策の最新動向をもとに、今後の大学教育の将来について議論する場にするべく、開催準備を進めることとしている。

(3) 成果の概要

1) 令和2年度第1回学長会議

開催日：令和2年8月27日（木）～28日（金）

場所：オンライン会議（zoom利用）

参加者数：83法人 88人

テーマ：「コロナ禍対応の現状や課題、事例等について」

討議の柱：

- ①授業（オンライン授業の課題／対面授業の開始時期／実技・実習等）
- ②学生支援（学生相談／就職活動／経済支援等）
- ③課外活動・クラブ活動
- ④キャンパスの入構・施設〔図書館・教室等〕の利用
- ⑤その他（入学者選抜、留学生対応等）
- ⑥（上記①～⑤を受け）コロナ後の大学のあり方や今後の大学教育の展望

内 容：

オンラインでのグループ討議（1グループ8人～10人）を実施し、各グループで事前アンケート結果に基づき、所属大学のコロナ禍における課題や対応状況を共有した。その後以下の<討議の柱>を例として情報交換・意見交換を行った。

2) 令和2年度第2回学長会議

開催日：令和3年1月26日（火）

場 所：オンライン会議（zoom利用）

参加者数：73法人 76人

テ ー マ：「ポストコロナ時代における学びのあり方」

討議の柱：

- ①オンライン授業の現在の実施状況と来年度以降の大学全体の方針について
- ②対面・オンライン、それぞれの授業のメリット・デメリット
- ③オンラインの活用による教育活動の新たな可能性や展開

プログラム：

開会挨拶：阪 本 浩 （学長会議担当理事、青山学院大学学長）

基調講演：「科学的根拠に基づいて教育政策を考える」

中 室 牧 子 氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）

事例報告：「ポストコロナ時代の大学教育のあり方 ～海外の大学の状況と事例」

シュー土戸 ポール 氏（青山学院大学副院長）

グループ討議

グループに分かれて、基調講演および事例報告の内容を踏まえ、討議の柱並びにグループ討議レジュメに基づき、参加者の所属大学における事例紹介を交えながら討議した。

3) 報告書

タイトル：令和元年度第2回学長会議報告書

発行年月：令和2年5月

4-2-3 財務・人事担当理事者会議 幹事会

4-2-3-1 財務・人事担当理事者会議の企画・実施

(1) 任務

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資

するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

- 第1回：令和2年5月14日（オンライン開催）
- 第2回：令和2年5月21日（オンライン開催）
- 第3回：令和2年7月31日（オンライン開催）
- 第4回：令和2年9月17日（オンライン開催）
- 第5回：令和2年12月10日（オンライン開催）
- 第6回：令和3年2月10日（オンライン開催）

2) 経過概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、私大連では令和2年度事業の対応方針として、多人数・宿泊を伴う集合型事業を原則中止することを決定した。これを踏まえ、「財務・人事担当理事者会議」（第1回：令和2年7月31日～8月1日、第2回：令和2年11月23日～24日 開催予定）については、担当理事・委員長の判断により中止することを決定した。

第1回幹事会では、委員所属法人における新型コロナウイルス感染症対応への現状及び課題についての情報共有や、当会議登録者へ情報提供・共有等したいテーマについて意見交換をした。

第2回幹事会では、第1回幹事会で出された委員所属法人における新型コロナウイルス感染症対応への現状及び課題をもとに、今後当会議で取り上げるべきテーマ及び第1回会議中止に伴う代替事業について検討した。その結果、11月開催予定の第2回会議までに情報交換を目的としたオンライン会議を開催することとしたが、①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通常予定していた11月の会議開催が厳しいこと、②加盟法人においては情報収集が困難な状況にあること等を踏まえ、委員長及び事務局で話し合いを進めた結果、「情報交換の場を早急に設定することが望ましい」との判断に至り、加盟法人におけるコロナ禍対応の現状や課題とされている点を、財務や人事の観点から意見交換・情報共有できる機会を設けることを目的に、6月下旬～7月上旬にかけて「ウェブ財務・人事担当理事者会議」を開催することについて委員へ提案し、その後了承された。

第3回幹事会では、「ウェブ財務・人事担当理事者会議」を総括するとともに、令和2年度後半及び令和3年度における当会議の企画について検討した。その結果、令和2年度後半については、「働き方改革（大学職員の働き方に焦点を当てる）」をテーマとし、11月開催予定であった集合型会議の代替事業としてオンライン会議を開催することとした。また、タイムリーなテーマを取り上げるものとして、情報交換のみのオンライン会議の開催も視野に入れることとした。令和3年度については、これまで通り年2回の会議開催とするが、開催方法として、夏の会議をオンライン開催、秋の会議を集合型とオンラインを組み合わせたハイブリッド型による開催を基本方針とした。

第4回幹事会では、令和2年度後半の企画について検討した。その結果、「大学職員の柔軟な働き方について」をテーマとし、「第2回ウェブ財務・人事担当理事者会議」を開催することとした。さらに別の企画として、「同一労働同一賃金」をテーマに、本年度中に「財務・人事担当理事者会議オンラインセミナー（仮）」を開催することとし、調整を進めていくこととした。

第5回幹事会では、「第2回ウェブ財務・人事担当理事者会議」を総括するとともに、令和3

年度における当会議の企画について検討した。その結果、「コロナ禍における大学の財務状況と学納金のあり方（仮）」をテーマに、令和3年度第1回会議をオンラインにより開催することとし、加盟校の学費説明の公表状況等について情報収集し、企画を固めていくこととした。

令和3年1月には、企画検討時の参考とするため、当会議登録者あてに「ステークホルダーへの学費説明に関するアンケート」を実施した。アンケート結果では、コロナ禍のオンライン授業実施等に伴い、学生納付金の金額設定根拠等について説明責任を果たしにくい状況になってきていることが明らかになった。

第6回幹事会では、「令和2年度財務・人事担当理事者会議オンラインセミナー」の総括をするとともに、第5回幹事会に引き続き、令和3年度における当会議の企画について検討した。その結果、令和3年5月及び7月に、学生納付金をテーマに会議を開催することとし、プログラム内容や講師候補者との調整を進めていくこととした。

(3) 成果の概要

1) ウェブ財務・人事担当理事者会議

開催日：令和2年6月30日（火）～7月3日（金） 4日間

開催方法：オンライン会議ツールを使用

参加者数：51法人 75名

内 容：参加者は、財務、人事、法人規模ごとに分けられた日程（計8回）のうち、いずれかの日程で1回参加（実際はグループ定員未充足が発生し、計7回実施）。所属グループにおいて、財務及び人事の観点から、参加者所属法人におけるコロナ禍対応の現状や課題とされている点等を出し合い、意見交換・情報共有。

<グループ討議の概要>

1. 自己紹介及び「コロナ禍への対応と今後の課題」について各参加者より報告
2. 参加者から出された意見交換したいテーマやキーワードをもとに質疑応答・意見交換
3. ウェブ財務・人事担当理事者会議の感想及び今後当会議において取り扱うテーマや課題等について意見交換

2) 第2回ウェブ財務・人事担当理事者会議

開催日：令和2年11月25日（水）

開催方法：オンライン会議ツールを使用

参加者数：52法人 74名

プログラム：

開会挨拶

西川 幸穂（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長、学校法人立命館常務理事）

講演

「学校法人における働き方改革の課題と職員の役割」

植村 礼大氏（表法律事務所弁護士）

グループ討議

討議の柱（1）テレワークの取り組み状況と課題

（2）ポストコロナ時代の大学職員の働き方はどのように変わるのか

3) 財務・人事担当理事者会議オンラインセミナー

開催日：令和3年1月8日（金）

開催方法：オンライン会議ツールを使用

参加者数：66法人 111名

プログラム：

開会挨拶

西川 幸穂（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長、学校法人立命館常務理事）

講演

「『同一労働同一賃金』改革のポイント」

水町 勇一郎 氏（国立大学法人東京大学社会科学研究所教授）

ディスカッション

講演内容や参加者からの事前質問をもとに意見交換。

○登壇者

水町 勇一郎 氏（国立大学法人東京大学社会科学研究所教授）

下田 保清 氏（学校法人修道学園理事・事務局長）

笠原 喜明 氏（学校法人東洋大学理事・事務局長）

○コーディネーター

高木 龍一郎（財務・人事担当理事者会議幹事会委員、学校法人東北学院常任理事）

4-2-4 教学担当理事者会議 幹事会

4-2-4-1 教学担当理事者会議の企画・実施

(1) 任務

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

(2) 事業の経過

1) 委員会の開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月22日（オンライン開催）

第2回：令和2年10月2日（オンライン開催）

第3回：令和3年3月8日（オンライン開催）

2) 経過概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、私大連では令和2年度事業の対応方針として、多人数・宿泊を伴う集合型事業を原則中止することを決定した。これを踏まえ、「教学担当理事者会議」（令和2年8月24日～25日開催予定）については、担当理事・委員長の判断により中止することを決定した。

第1回幹事会では、教学担当理事者会議中止に伴う代替事業について協議を行い、コロナ禍で

の春学期運営の経験から見出された課題と秋学期に向けた改善点や方針等、入学者選抜実施準備に向けた対応方針や課題等について、各大学が直面している取組みや課題を共有する機会とすべく「オンライン教学担当理事者会議」を開催することとした。第2回幹事会では、「オンライン教学担当理事者会議」を振り返り、さらに令和3年度の事業内容について協議し、新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが不透明なことから、集合型会議の開催を見送り、オンライン開催とすることとした。第3回幹事会では、令和3年度「教学担当理事者会議」の討議テーマについて検討を行った。その結果、令和2年度授業について、学生アンケート結果に基づいた教員へのフィードバックなどを行ってオンライン授業を効果的に実施した大学、教員・学生向けのICTサポート支援をはじめとした、教育効果を高めるICTツールの活用などに取組んだ大学の事例を取り上げ、そこで浮かび上がった論点についてグループ討議を行うこととし、関西大学、武蔵野大学に依頼・確定した。

(3) 成果の概要

令和2年度オンライン教学担当理事者会議

開催日：8月24日（月）～25日（火）

場 所：オンライン開催

テ ー マ：（参加者は、下記テーマのうちいずれか1テーマに参加。）

テーマ①：令和3年度入学者選抜の課題・対応等

テーマ②：春学期対応と秋学期方針等

参加者数：73法人74人

内 容：参加テーマに基づき参加者所属法人での現状や課題について発表後、発表された課題を中心に意見交換を行った。

4-2-5 監事会議 幹事会

4-2-5-1 監事会議の企画・実施

(1) 任務

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

また、「私立大学の明日の発展のためにー監事監査ガイドラインー令和元年度版」（以下、「ガイドライン」という。）を基に、令和2年度版を外部環境の変化等に応じて修正し、刊行する。

(2) 事業の経過

1) 開催時期、開催回数、場所

○幹事会

第1回：令和2年7月30日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

第2回：令和2年10月1日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

第3回：令和3年2月15日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

○小委員会

第1回：令和2年11月13日（アルカディア市ヶ谷 7階「琴平」）

第2回：令和2年12月16日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

第3回：令和3年2月4日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

2) 経過概要

①「監事会議」の企画・開催

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、私大連では令和2年度事業の対応方針として、多人数・宿泊を伴う集合型事業を原則中止することを決定した。これを踏まえ、「監事会議」（令和2年8月20日～21日開催予定）については、担当理事・委員長の判断により中止することを決定した。

第1回幹事会では、監事会議中止に伴う代替事業について検討した。その結果、年内にオンライン形式での講演会を実施することとし、講師として本年8月開催予定であった「監事会議」の講師に改めて講演を依頼するとともに、具体的な企画検討に向け、当会議登録者に対し、講演で取り上げてほしいテーマや、現在抱えている課題や疑問等を伺うアンケートを実施することとした。

第2回幹事会では、上記の登録者アンケート結果に基づき、オンライン講演会の具体的な企画内容について検討した。その結果、私学法改正への対応をはじめ、コロナ禍における学校法人の法的課題や監事監査の実務等について情報共有を図るべく「令和2年度監事会議（オンライン講演会）」を令和2年11月12日に開催することとし、10月中旬に会員代表者および当会議登録者あてに開催案内をした。

第3回幹事会では、「令和2年度監事会議（オンライン講演会）」を総括するとともに、令和3年度における当会議の企画について検討した。その結果、オンラインによる講演会を開催することとし、幹事会で名前が挙げられた講師候補者へ依頼することを視野に、引き続き企画の詳細を詰検討していくこととした。

②令和2年度版「ガイドライン」の策定

令和2年度版「ガイドライン」の策定に向けては、第1回幹事会において、令和元年度第3回幹事会にて確認された検討課題を再確認しつつ、外部環境の変化等に応じて修正し、令和2年度版を刊行することを確認した。検討にあたっては小委員会を設置し、本年度は3回開催した。同小委員会において検討を進めた結果、令和元年度版「ガイドライン」の内容を大きく変えることはせず、加筆・修正は必要最小限にとどめ、監事監査計画及び監事監査報告書の作成例は複数掲載すること、参考資料として「令和2年度監事会議（オンライン講演会）」講師講演録のダイジェスト版を掲載すること等を基本方針とし、編集作業を進めた。

第3回幹事会において、令和2年度版ガイドライン案を確認後、再度の内容調整を経て確定した。その後、当会議登録者並びに加盟法人の理事長、大学長へ送付し、当連盟ウェブサイト（会員専用ページ）にも掲載した。

(3) 成果の概要

1) 令和2年度監事会議（オンライン講演会）

開催日：令和2年11月12日（木）

開催方法：オンライン会議ツールを使用

参加者数：84法人 183人

プログラム：

開会挨拶

福原紀彦（監事会議前担当理事、中央大学学長）

文部科学省担当官説明「学校法人を取り巻く現状と今後の私学振興について」

大杉住子氏（文部科学省高等教育局私学部参事官）

講演①「2020年度における学校法人の法的課題」

植村礼大氏（学校法人松山大学監事、監事会議幹事会委員）

講演②「私学法改正、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する監事監査の実務」

木下洋一氏（学校法人桃山学院常勤監事、監事会議幹事会委員）

2) 報告書

①『監事監査ガイドライン〔令和2年度版〕』（令和3年3月）

4-3 大学経営人材の養成

4-3-1 研修委員会

4-3-1-1 各研修の実施

(1) 任務

私立大学の競争力向上のための専任教職員の資質・能力の向上並びに戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得等に資する研修を実施する。

具体的には、加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した①アドミニストレーター研修、②業務創造研修、③キャリア・ディベロップメント研修、新任管理職者を対象とした④新任管理職研修、⑤私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、P D C A サイクル構築実践のための⑥P D C A サイクル修得プログラムを実施する。

また、人員配置の都合上長期・複数回合宿研修への派遣が難しい大学、研修参加を躊躇しがちな子育て世代に配慮し、私大連研修のエッセンスをコンパクトに凝縮して2日間で実施する若手職員向けの⑦大学職員短期集中研修を実施するとともに、若手職員向けの研修コースとして、大学の基礎知識に関する情報をWeb上で配信・提供する⑧オンデマンド研修の実施を行う。

(2) 事業の経過

1) 委員会の開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月6日（オンライン開催）

第2回：令和2年9月23日（オンライン開催）

第3回：令和2年12月1日（オンライン開催）

2) 経過概要

令和2年1月、2月、3月と、日本国内においても新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者数が急増し、令和2年度の研修会実施が極めて困難になることが容易に見て取れる状況になった。このため、すでに3月初旬から研修参加者募集を開始していたものの、4月に入ってからは一時申込受け付けを見合わせ、理事会での方針が示されるまで様子を見ることとした。ただし、オンデマンド研修については、対面接触の場がないため、予定通り配信を開始した。

その後、まず、4月から7月までの事業に関する私大連としての対応方針が4月9日に示され、研修事業のうち年間複数回の研修をもって修了するアドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリア・ディベロップメント研修の三つについては「中止」、また6月末に実施を予定していた創発思考プログラムについては「延期もしくは中止」、その他の研修については今後の状況にもよるが、「現時点では予定通り実施予定」とすることを決定し、このことを加盟大学宛に連絡を行った。

4月7日に7都道府県に発出された緊急事態宣言（その後4月16日に対象を全国に拡大）は、5月25日に解除はされたものの、オンライン授業への対応等に迫られる各大学の現場の状況等を考慮の結果、6月9日付で「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針」が決定された。同方針において「宿泊を伴う事業は、原則、中止とする」とされたことから、担当理事、委員長とも相談の結果、「延期」あるいは「予定通り実施予定」としていた残りの研修についても「中止」することとし、その旨、すみやかに加盟大学宛に連絡を行った。

同時に、同方針では、「研修事業等については、加盟校への代替サービスを検討するほか、今回のような事態に備え、集合や移動等が制限された状況でも実施可能な“暫定版”プログラムを次年度実施に向けて開発する」としていたことから、7月6日に第1回研修委員会をオンラインで開催し、研修委員会としてもその線に沿う形での対応方針を「令和3年度の研修計画作成方針ならびに令和2年度研修代替サービスの提供について」としてまとめ、各研修運営委員会（運営委員会を設置していない研修については各担当委員）に検討に入るよう指示を出した。

これを受け、各研修運営委員会では、オンラインによる運営委員会を開催して検討を重ね、令和2年度研修の代替サービスについては、「新任管理職研修」を除くすべての研修において、オンラインセミナー等何らかの形で代替サービスを提供することを決定した。また、令和3年度の研修プログラムについても、ほぼすべての研修が原則オンラインで実施すべく研修プログラムの見直しを行った。各研修の令和2年度代替サービス、令和3年度研修プログラムについては、各研修の項目で記述するので参照されたい。

なお、オンデマンド研修については、研修委員会のなかに専門委員4名と担当委員2名からなる小委員会を設け、体系（カリキュラム）の見直しを行うとともに、次年度以降コンテンツの充実を行うべく、企画案を練った。詳細はオンデマンド研修の項目を参照されたい。

4-3-1-2 新任管理職研修の企画・実施

(1) 任務

従来のヒューマン・リソース・マネジメント研修をリニューアルし、募集対象を管理職（課長）になって3年目までの職員に限定し、プログラム内容も一部改編し、新任管理職研修と位置づけて実施する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回打合せ：令和2年10月28日（オンライン開催）

2) 経過概要

平成30年1月に実施した「私大連研修に関するアンケート」及び令和元年7月から8月にかけて11大学を対象に行った「ヒアリング（訪問調査）」において、新任管理職（課長）対象の研修を求める声が多かったことから、今年度は、募集対象を管理職（課長）登用3年目までの職員に限定したうえでプログラム内容の一部を改編するなど、従来の「ヒューマン・リソース・マネジメント研修」をリニューアルし、「新任管理職研修」と位置づけて実施する予定であった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年7月6日に開催された研修委員会において、研修の中止の決定がなされたと同時に、次年度の研修計画の作成方針及び代替サービスの検討について示された。

これに伴い、当研修の次年度の計画及び令和2年度の代替サービスについて担当委員と事務局で協議を行った結果、当研修については「今年度リニューアルオープンする予定であったことから、プログラム改編内容の運用等の詳細は今年度中に確定させる予定であったため、旧ヒューマン・リソース・マネジメント研修の内容を継承するとはいえ、詳細が確定していないプログラムをオンライン化したうえで代替サービスを提供することは、検討自体が困難であること」及び「講師による知識教授も重要であるが、参加者同士のディスカッション及び問題の共有等も重要なプログラムの内容であり、現下のコロナ禍の状況での効果的な代替サービスの提供は難しい」などの理由から、今年度においては、研修委員会で示された次年度の研修計画の作成方針を踏まえた研修計画の検討に注力することとした。

こうしたなか、次年度の研修の講師を依頼する予定の藤村博之氏が、令和2年10月20日に大学職員短期集中研修の代替サービス（オンラインセミナー）で講師を務めたことから、その際の知見も踏まえて次年度の研修実施計画を検討すべく、令和2年10月28日に第1回打合せ会を開催した。この打合せ会において、次年度の新任管理職研修については、今年度実施予定であった研修の目的を踏襲したうえで、オンライン開催とすることを決定した。あわせて、プログラムについては、「文部科学省による講義」及び「藤村博之氏による講義」で構成することとし、前者はオンデマンド配信で、後者は令和3年11月から12月の期間における3日間で実施することを決定した。その後、担当委員と事務局で「文部科学省による講義」の詳細について検討を重ね、令和3年度アドミニストレーター研修において実施される高等教育政策の講義を活用する方向で検討することを決定した。

(3) 成果の概要

次年度（令和3年度）の研修計画の大枠を決定した。

4-3-1-3 オンデマンド研修（大学職員基礎コース）の配信、コンテンツ開発（中級コース、中途採用者向けコンテンツ）

(1) 任務

平成25年度から本格実施している「オンデマンド研修（大学職員基礎コース）」を、若手職員向けの研修コースとして、Web上で配信し受講者に提供する。

また、新たに中級コースや中途採用者向けのコンテンツの企画について検討し、コンテンツ制作を行う。

（２）事業の経過

１）小委員会の開催時期、開催回数、場所

第１回：令和２年７月30日（オンライン開催）

第２回：令和２年９月28日（オンライン開催）

第３回：令和２年11月６日（オンライン開催）

第４回：令和３年１月８日（オンライン開催）

第５回：令和３年２月25日（オンライン開催）

２）経過概要

４月当初、新型コロナウイルスの感染拡大により、研修事業の実施については中止または延期することとしたため、オンデマンド研修への需要が急激に高まった。その結果、当初予定していた発行ID数を上回る受講者数となり、急遽、４月14日以降に受講申し込みがあった募集対象外（大学入職後４年以上）の方については、利用人数の上限がない共通ゲストIDを大学別に発行する対応をとった。最終的には、今年度の受講登録者数は66大学1,175名（個人ID発行者数）となり、これに加えて40大学分の共通ゲストIDを発行した。昨年度（68大学932名）と比較すると、大学数は微減したものの、個人ID発行者数は243名の増加となった。さらに、今年度においては共通ゲストIDを発行したことを加味すると、さらに多くの方が受講したものと推測できる。

一方、今年度の新規課題である中級コースや中途採用者向けのコンテンツの企画については、第１回研修委員会において、専門委員４名と担当委員２名で構成する小委員会で検討を進めることを決定した。計５回実施した小委員会においては、中級コースや中途採用者向けのコンテンツの企画だけに限らず、オンデマンド研修全体の体系の見直しを実施した。また、これに伴い、新規で提供する必要が生じた21コンテンツの企画制作案を作成した。加盟大学には、次年度のオンデマンド研修の改編予定について、受講者募集案内とともに周知した。

次年度は、順次新規コンテンツの作成に取り掛かる予定である。

(3) 成果の概要

1) 令和2年度オンデマンド研修（大学職員基礎コース）コンテンツ

テーマ区分	講師	理解度 確認テスト
大学の歴史		
(1) 大学の歴史 (平成24年度制作)	・沖 清豪氏 (早稲田大学文学学術院教授)	有り
関係法令		
(2) 私立大学関係の基本法令 (平成24年度制作) (平成27年度追補版配信)	・松坂 浩史氏 (文部科学省)	有り
(3) 大学における法的問題への対応 ——知識と対応の基本 (平成25年度制作)	・西澤 宗英氏 (青山学院大学法学部教授)	—
大学の質保証		
(4) 認証評価制度 (平成25年度制作)	・工藤 潤氏 (大学基準協会事務局長)	有り
(5) なぜマネジメントサイクル (PDCAサイクル) 修得研修が必要か (平成23年度制作)	・安岡 高志氏 (PDCAサイクル修得プログラム運営委員長、 立命館大学教授)	—
私立大学の財政		
(6) 私学事業団について (平成25年度制作)	・佐藤 直也氏 (日本私立学校振興・共済事業団)	—
(7) 私立大学等経常費補助金制度について ～制度の概要と算定の仕組み～ (平成25年度制作)	・小瀬 孝雄氏 (日本私立学校振興・共済事業団)	—
(8) 初めての学校法人会計 (改正学校法人会計基準対応版) (平成27年度改訂版作成)	・渡邊 徹氏 (日本大学松戸歯学部経理長)	有り
高等教育の動向		
(9) 日本の私立大学をめぐる政策と 今後の在り方を考える (平成30年度作成)	・吉田 文氏 (早稲田大学教育・総合科学学術院教授)	—
その他		
(10) アンケートの作り方 (寄附講座) (平成25年度制作)	・向後 千春氏 (早稲田大学人間科学学術院教授)	—
(11) 大学の窓口対応 (寄附講座) (平成29年度作成)	・原案・監修 松井 明子氏 (元立教大学職員)	—

(注記) 講師の所属・役職はコンテンツ制作時のもの。

2) オンデマンド研修改編予定表

カテゴリー	分野	初 級 (1)	中 級 (2)
日本の私立大学と関連機関・制度等	歴史	大学の歴史・私学の歴史	
	法律	私立大学の基本法令	大学における法的問題への対応 ～知識と対応の基本～
	政策	文部科学省と私立大学	文教政策の動向
	制度	認証評価制度の基礎知識 設置認可届け出制度の基礎知識	

	その他	私学事業団について	
大学における 業務運営	教務	大学教務の基礎知識	
	学生支援	学生・キャリア支援の基礎知識	(優れた学生支援の事例紹介)
	入試広報	入試広報業務の基礎知識	大学広報とブランディング
	社会(地域) 連携	社会(地域)との連携	(優れた社会連携の事例紹介)
	研究支援	研究支援の基礎知識	産官学連携の基礎知識
	財務・経理	私立大学の財政と私学助成	学校法人会計基準の基礎知識
	質の保証	PDCAサイクルと大学における 改革・改善のマネジメント	IR (Institutional Research) と継続 的改善 (Institutional Effectiveness)
		FD・SDの基礎知識	教学マネジメントの基礎知識
共通 ・その他	大学の窓口対応	(ICT・AIを活用した業務改善)	
自己啓発 ・人材育成	マインド セット	中途採用職員のための大学職員事始め	教職協働を考える
	マネジメン ト	セルフマネジメント1 (PDCAサイクル、タイムマネジメント)	マネジメント基礎1 (組織マネジメント)
		セルフマネジメント2 (ストレスマネジメント、 モチベーションマネジメント)	マネジメント基礎2 (人材マネジメント)
その他	会議運営	会議ファシリテーション入門	オンライン・ファシリテーション入門
	調査・統計	アンケートの作り方	

(注記) 網かけのコンテンツを新規で作成する予定。

4-3-1-4 地方大学、子育て世代に配慮した若手職員向け短期集中型の研修会（「大学職員短期集中研修」）の企画・実施

(1) 任務

若手職員を対象に、課題発見・設定・解決法を中心に短期集中的に学ぶ研修を企画し、運営する。また、プログラム全体を通して、他大学の同世代の職員間での人的ネットワーク形成の機会を提供する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回打合せ会：令和2年7月17日（オンライン開催）

第2回打合せ会：令和2年8月6日（オンライン開催）

第3回打合せ会：令和2年10月9日（オンライン開催）

2) 経過概要

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により開催を中止することとなったため、研修委員会の担当委員と事務局で第1回打ち合わせ会を開催し、代替サービスの実施の可否及び令和3年度と同研修（暫定版）について検討した。その結果、今年度（代替サービス）及び次年度（暫定版）はともに従来の1泊2日の対面式での開催に代えてオンライン（Zoom）により開催することとした。その後、当研修の講師を交えて第2回打ち合わせ会を開催し、今年度代替サービスの内容（開催方法、プログラム、事前課題、事後課題）および令和3年度研修（暫定版）の実施概要について協議した。今年度の代替サービスについては、最終的にメール回議を経て開催要項案を確定し、研修委員会の実施確認を経て、開催案内を9月17日に加盟大学宛に送付し募集を開始した。

その結果、募集定員40人に対し、22大学34人から申込みがあった。同一大学から複数の申込みがあったことから、担当委員と相談のうえ参加者の調整を行い、最終的に22大学30人の参加を決定した（当日2名欠席となり22大学28人となった）。オンライン開催による地域的な特徴は見られなかったが、前年度に引き続き参加者の約半数が中途採用者であった。

プログラムは半日開催となったため、従来の研修内容の入門編の位置づけとして実施したが、従来の研修の特徴を踏襲した内容とし、講義・実習の中にグループ討議、全体発表を採り入れること、また開催目的も、①研修内容（論理的思考の修得・向上を目指す）、②場の提供（プログラム全体を通して、他大学職員、講師などと交流する）、③人的ネットワーク形成（グループ討議、懇親会等のグループを中心とした活動）とした。オンラインの開催ではあるが、グループ討議、情報交換会の際には、講師、担当委員も各グループに入室し状況を把握できるようにした。参加者の発表の際には、作成した資料の共有やチャットを使用するなど、オンラインでの利点を生かした運営を行った。そのほか参加者には事前に指定論文の必読と事後にレポートの提出を課している。

なお、次年度研修（暫定版）に関する実施概要については、第3回打ち合わせ会で協議した結果、対面形式で実施している1泊2日のプログラムのうち、中心となる「課題発見・解決法実習」に全体発表を加え、事例発表・パネルディスカッションの時間を短縮する形で、2日間に分けてオンラインで開催することとした。その後、次年度の募集要項案に関して、メール回議を行い、年度内には大方まとまり、次年度の実施に向けて準備している。

(3) 成果の概要

【オンラインセミナー「課題発見・解決法実習 入門」】

- ①開催日時：令和2年10月20日 13：30～18：00 ＊情報交換会（任意参加）含む
- ②開催方法：オンライン開催
- ③参加者：28人（22大学）
- ④講義・実習「課題発見・解決法実習 入門」

藤村博之氏（法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

4-3-2 研修委員会 アドミニストレーター研修運営委員会

4-3-2-1 アドミニストレーター研修の企画・実施

(1) 任務

アドミニストレーターに必要な理論・知識の修得を目的として、政策構想・実践力、組織運営力の向上に特化した研修を企画、運営する。

(2) 事業の経過

委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年7月7日（オンライン開催）

第2回：令和2年8月25日（オンライン開催）

第3回：令和2年9月14日（オンライン開催）

第4回：令和2年10月5日（オンライン開催）

第5回：令和2年10月24日（オンライン開催）

第6回：令和2年11月2日（オンライン開催）

(3) 成果の概要

①テーマ：With／Afterコロナ時代の大学職員のあり方を考える～ウェビナー版～

②期 日：令和2年10月24日（土）

③開催方法：オンライン開催

④参加者：24名（24大学）

⑤プログラム：

開会挨拶

田 尻 実 委員長（立命館大学情報システム部長）

講義

亀 井 克 之 氏（関西大学社会安全学部教授）

グループ討議

A～Fグループに分かれ、事前レポートをもとに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、教育・研修における所属大学の対応とそれに対する自分の考えについて、意見交換を行った。

全体発表

グループ討議で話し合った新型コロナウイルス感染拡大に伴う各大学における現状の問題点や課題の中で、とくに着眼したテーマについて、各グループの代表が、共有する事項や事例などの発表を行い、全体で情報共有を行った。

総括・閉会

田 尻 実 委員長（立命館大学情報システム部長）

⑥報告書発行

令和3年1月に『「With／After コロナ時代の大学職員のあり方を考える」アドミニストレーター研修代替サービス報告書』を発行した。

(4) 経過概要

アドミニストレーター研修運営委員会では、現下の状況を踏まえ、令和3年度についても、オンライン・オンデマンド講義での研修実施に向けて、引き続き検討を行っている。大学経営を実践するプ

ロフェッショナルとして必要な分野（マーケティング、財務、組織・人材マネジメント・リスクマネジメント）を中心に、オンデマンド講義による事前学習と、オンラインによる講義とグループ討議を併用したプログラム構成を検討している。

4-3-3 研修委員会 業務創造研修運営委員会

4-3-3-1 業務創造研修の企画・実施

(1) 任務

より広い視野で業務をとらえ直し、その創造・開発・領域拡大を進め、新たな価値を創造していく実践的力を養うために、発想法・知識・スキルと政策形成力・業務推進力を身につけることを目的とした研修を企画し、運営する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

新委員レクチャー：令和2年7月29日（オンライン開催）

第1回：令和2年7月30日（オンライン開催）

第2回：令和2年8月31日（オンライン開催）

第3回：令和2年10月8日（オンライン開催）

第4回：令和2年11月30日（オンライン開催）

第5回：令和3年1月28日（オンライン開催）

第6回：令和3年3月8日（オンライン開催）

2) 経過概要

新型コロナの感染拡大に伴い、私大連の方針並びに研修委員会の方針に基づき、従来の対面による研修の実施を中止し、あらためて同研修の今年度代替サービスおよび次年度の暫定版の検討を並行して行った。

新委員レクチャーは、今年度新たに就任した運営委員に対し、委員長から運営委員会の活動と役割及び業務創造研修の概要について伝えるものである。これまで第1回運営委員会の開催日に併せて直前に実施していたが、今年度はオンラインでの開催となることから、別途、開催日時の調整を行い実施した。

第1回運営委員会では、新型コロナウイルス感染拡大による私大連事業等の対応方針の報告を行ったうえで、今年度研修の代替サービス並びに次年度の研修計画作成方針について確認し、今後の方向性について協議した。代替サービスについてはフルオンラインによる講演形式での実施を視野にさらに検討を進め、次年度はフルオンラインでの実施を想定しつつも、一部対面での実施の可能性も残しつつ、当研修の特徴であるゼミナールの有効性を維持するためのファシリテート手法の共有化等の諸課題も含めて検討していくこととなった。

第2回運営委員会ではさらに検討を進め実施の概要を固めた。今年度代替サービスについては、今年度中止となった当研修の講師2名に「教育の質保証」ならびに「働き方改革」の観点からそれぞれ講演を依頼した。グループ討議は共通のテーマについて事前の課題を参加者に課すこととし、

オンラインセミナーの実施前に事前課題を全員で共有することで当日のグループ討議における掘り下げを運営委員のファシリテートで深めていくことを確認した。その後、日程調整を経てオンラインセミナーの開催日時を確定した。なお、今回は、計画していた集合研修の中止に伴う代替サービスとしての半日のオンラインセミナー提供であるため、研修時間、プログラムの質・量に鑑み、修了証の発行は行わないこととした。

第3回運営委員会では、オンラインセミナーの開催要項案をもとに協議し、タイムスケジュール、事前課題のテーマ設定、グループ討議編成方針、参加者アンケートについて確認し、開催要項案並びに各種関係資料については、後日メール回議で行うことが確認された。また、次年度研修の計画については、従来の研修を短縮した暫定版モデルの資料をもとに検討し、従来の2泊3日・年3回の実施を、1回2日をフルオンラインで3回と対面形式で1日の全4回に集約して開催することとした。原則フルオンラインによる実施としつつも、研修目的に鑑み対面開催日を1日設けることとするが、新型コロナの状況によってはオンラインに変更することとした。

具体的な内容に関しては、オンラインによる開催ということ considering 募集定員を従来の半数の30人とし、オリジナルゼミナールの編成は1ゼミナール参加者3人に対し運営委員1人の構成とするが、状況によっては複数のグループが合同でゼミナールを実施することとなった。また、従来実施していたシャッフルゼミナールは実施せず、当研修の特徴であるオリジナルゼミナールを軸に据えた内容にすることとなった。「研究テーマ発表会」「企画提案発表会」は同日・同時間帯に開催するとともに録画を行い、一定期間視聴可能とすることにより、関心のあるテーマの共有化を図れるよう配慮することとした。

なお、今年度研修では、LMS (manaba) を新たに導入して運用する予定であったが、代替サービスとして実施するオンラインセミナーでは利用しないこととし、運営委員会と事務局の間のやりとりに利用することを通じて次年度の活用に向けた準備をしていくこととなった。

その後、メール回議を経て今年度オンラインセミナーの開催要項案が確定し、10月15日付で開催案内を加盟大学宛に送付した。参加者の決定はメール回議で行い、11月12日に参加者決定通知を人事・研修担当者宛にメールで送付した。

第4回運営委員会では、今年度オンラインセミナーの運営および役割分担の確認ならびに参加者アンケートの実施方法について確認するとともに、令和3年度の研修について、前回の運営委員会の討議内容を踏まえた募集要項案に基づき、日程およびプログラム内容、講師候補者について協議した。プロジェクトマネジメントに係る講義・実習については、従来の対面型とは異なり、3.5時間の短縮版とすること、講演、業務創造レクチャーに係る講師候補者について決定した。

第5回委員会では、オンラインセミナーの振り返りを、参加者アンケート結果および運営委員会アンケート結果に基づいて行った。また次年度の研修について、募集要項案の確定に向け、プログラム運営のうち特に第1回初日のオリエンテーションおよび交流会の運営方法について意見交換を行い、研修の中心となるゼミナール運営については、オンライン開催においても対面形式と同等の質が保持できるように検討を行った。

第6回運営委員会では、プログラム運営上の課題に向けた最終確認を経て募集要項案を確定し、参加者のしおりに掲載する追加資料および各種指定様式の最終確認を行うとともに、次年度の年間スケジュールを共有した。

(3) 成果の概要

【業務創造オンラインセミナー】

「Before/With/After コロナ」と「所属大学の新たな価値（隠された価値）」探求への糸口

- ① 開催日：令和2年12月9日（水）13：00～16：30
- ② 開催方法：オンライン開催
- ③ 参加者：33大学34名
- ④ プログラム

講演1「教学マネジメントと業務創造研修」

圓月勝博氏（同志社大学学長補佐・文学部教授、当連盟教育研究委員会委員長）

講演2「働き方改革と価値創造」

須田誠一氏（学校法人上智学院人事局長、当連盟研修委員会委員）

グループ討議

【研修報告書】

今年度は従来の研修の代替として実施したため、研修報告書は作成しない。

4-3-4 研修委員会 キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

4-3-4-1 キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施

(1) 任務

大学経営に関わる幅広い知識を備え大学経営を実施するプロとしてのアドミニストレーター像を考え、私立大学専任職員としての意識づけを目的とした研修を企画し、運営する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月26日（オンライン開催）

第2回：令和2年8月6日（オンライン開催）

第3回：令和2年9月8日（オンライン開催）

第4回：令和2年11月4日（オンライン開催）

第5回：令和3年3月15日（オンライン開催）

2) 経過概要

令和2年度は、前年度の委員会において、これまでの事前課題拡充の積み重ねによる参加者の負担増が課題として確認されていたことから、担当委員を中心に事前課題全体のスリム化を行うとともに、到達目標の明確化やモデルスケジュールの提示等、効果を補うための検討を進めていた。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、全3回の研修中止が決定された。中止決定の後には、オンラインによる委員会を3回開催して検討を行い、今年度の代替サービスとして若手職員向けのグループワークに主軸を置いたオンラインプログラムを提供することとした。オンライン開催の場合、対面と比べて参加者の負担が多いことから、4時間程度を上限として限られた時間で密度の濃い交流ができるよう、「教育・学習支援」、「学生支援」、「国際交流」、「学生募集」、

「社会連携」の5つの討議テーマを設定し、参加者募集を行うことでプログラム当日に共通の話題でグループワークができるようにした。

また、グループワークが効果的に行えるように、事前課題を設けて、所属大学や自身の状況についてのメモを作成し、予め自身の状況を把握、整理したうえで参加してもらう形をとった。当日のプログラムは、グループワークを中心とするものの、文部科学省関係者から討議テーマに関する最新情報を聞く機会を提供し、高等教育政策の大局的な視点も踏まえたうえで意見交換ができるようにした。

今年度オンラインでの代替サービスの実施経験を踏まえ、運営委員会では、運営委員の手応えと参加者アンケートの結果から、適切なファシリテーションとともにグループワークを行えば、対面と遜色のない成果が得られることを確認した。また、上限とした4時間についても、運営委員やアンケートのコメントで「もっと長くて良い、もっと時間が欲しかった」という意見が目立ったため、グループワークを中心とすれば半日以上オンラインプログラム実施も可能であると判断をした。

次年度については、新型コロナウイルスの流行状態に左右されないフルオンライン形式で開催し、今年度のオンラインでの実施経験を基に、従来の研修プログラムをオンライン実施に適するよう圧縮・改良したうえで、1日あたり7時間程度のプログラムを全5回（6日間）提供することとした。

(3) 成果の概要

【代替サービス】ウェビナー「Withコロナ時代の大学を考える」

①期 日：令和2年11月26日 10:45～15:45

②会 場：オンライン開催

③参加者：34大学36名

④事前課題

A 4判1頁程度で以下の点を取りまとめてもらった。

- ・現在の自分の業務紹介
- ・所属大学および所属部署について課題に感じていること、来年度以降の問題意識について
- ・自身が今後どうあるべきか

⑤プログラム

講演「Withコロナ時代の大学を考える」

松 坂 浩 史 氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事）

グループワーク（討議テーマに関する情報共有）

⑥事後課題

A 4判1頁程度で当日の討議の内容を取りまとめてグループとして提出してもらい、研修参加者で共有した。

4-3-5 研修委員会 創発思考プログラム運営委員会

4-3-5-1 創発思考プログラムの企画・実施

(1) 任務

既成概念にとらわれない斬新かつ戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得に特化した研修を企画、運営する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年6月24日（オンライン開催）

第2回：令和2年8月4日（オンライン開催）

第3回：令和2年11月9日（オンライン開催）

第4回：令和3年3月26日（オンライン開催）

2) 経過概要

令和2年度の当プログラムは、東京オリンピック・パラリンピックの影響を踏まえ、東京での開催を避けて大阪での開催を行うこととしていた。また、研修の構成については、研修委員会のヒアリング（訪問調査）の結果を踏まえて、各大学の働き方改革への対応、特に子育て世代への配慮として研修時間の短縮を行い、昨年度より導入したLMSにビデオの掲載等を行うことで短縮時間を補う予定であった。

新型コロナウイルス感染拡大から研修の開催見直しが迫られた際は、4月当初の段階では複数回開催する研修と異なり、開催時期の変更に融通が利くことから、11月後半に開催を延期する方向で講師と調整を進めていた。その後、研修委員会で今年度の全研修中止が決定したことから、当プログラムについても中止をすることとなった。

中止の決定後、速やかに講師と相談を行い、オンラインに移行した形でプログラムを実施する意向が確認できたことから、6月24日に第1回運営委員会を開催し、オンラインでの代替プログラムを提供することとした。

その後、第2回運営委員会で講師を交えて検討を行った結果、今後社会の変化によって研修のあり方が変わっていくことを見据え、次年度以降もオンライン開催を前提として、今年度は本格実施に向けたトライアル版として、従来のプログラム要素を凝縮した構成で実施することとした。

オンラインプログラムのトライアル版であることから、オンラインの特性を活かすべく、従来のグループワーク中心の構成からレクチャー中心の構成に変更するとともに、半日程度で参加がしやすいプログラムで提供することとした。また、今年度導入予定であったビデオによる事前学習の構想を活かし、LMS（manaba）を活用して半日のプログラムでも十分な効果が得られるように工夫を行った。

次年度（令和3年度）については、オンライン研修の本格実施初年度と位置づけ、オンラインの利点を活かすべく期間を開けた2回の研修実施とすることで、研修間に研修成果の実践を行うプログラム構成としている。

また、当運営委員会は、前年度の検討の中で令和3年3月末をもって運営委員会を解散することを決定していたが、令和3年3月26日運営委員会を開催し、平成20年度の初回研修から今年度に至るまでの振り返りを行うとともに、今後の研修のあり方について検討を行った。参加要件を「年齢」ではかるのではなく「意欲」などで見てはどうかといった見直し意見や、大学アドミニストレーター養成研修を受講する前の事前研修の1コマとしてこの創発思考プログラムの講義を活用でき

ないか等の意見を確認した。今年度の検討内容や運営委員会の意見は、研修の運営を引き継ぐ研修委員会において、次年度以降、検討していくこととしている。

(3) 成果の概要

「創発思考オンラインプログラム（トライアル版）」

①期 日：令和2年10月31日（土）

②会 場：オンライン開催

③参加者：30名（28大学）

④講 師：北村士朗 氏（熊本大学教授システム学研究センター准教授）

藤本 徹 氏（東京大学大学院情報学環講師(大学総合教育研究センター講師兼任)）

4-3-6 研修委員会 P D C Aサイクル修得プログラム運営委員会

4-3-6-1 P D C Aサイクル修得プログラムの企画・実施

(1) 任務

P D C Aサイクルの構築手法、思考法並びに評価手法を修得するための研修を企画、運営する。

(2) 事業の経過

1) 委員会開催時期、開催回数、場所

第1回：令和2年9月1日（オンライン開催）

第2回：令和2年10月15日（オンライン開催）

第3回：令和2年12月23日（オンライン開催）

※上記のほか、運営委員が「全体説明・基調講演」「事前レポート及びPlan作成演習」「Check&Action演習」「報告書評価演習及び事後レポート・ループリック」の4グループに分かれ、オンラインZoomによる作業部会を開催し、次年度の研修プログラムの検討を行った。

2) 経過概要

令和2年度に開催を予定していた宿泊を伴う合宿型のプログラムの中止に伴い、代替サービスとして、オンデマンド研修「大学における業務運営」の「質の保証」において、当委員会より新規科目（コンテンツ）を2本提供することとした。1本は、当研修の基調講演の代替として、「なぜ私たちは大学の改革・改善に取り組まなければならないのか、またP D C Aサイクルの理解が必要であるのか」を理解できる内容とし、もう1本は、当研修の事前知識として活用できる「現状分析および評価分析に関わるデータの活用や、評価指標・基準の測定・アセスメント」に関するノウハウを中心とした基礎的内容を制作することとした。

P D C Aサイクル修得プログラム運営委員会では、現下の状況を踏まえ、令和3年度については、原則、完全オンライン（リアルタイム／オンデマンド／事前・事後課題等の組み合わせ）での実施を前提として検討を行っている。

運営委員が、プログラムにおける四つのセッション（「全体説明・基調講演」「事前レポート及びPlan作成演習」「Check&Action演習」「報告書評価演習及び事後レポート・ループリック」）

に分かれ、各セッションにおける学習の流れや、開催日程等の検討を行い、計画案の作成を行っている。

当プログラムでは、限られた時間内で、さまざまな成果物を上げることが求められており、四つのセッションごとに作成された企画案をもとに、運営委員会を開催し、プログラムの全体構成の検討を引き続き行っている。また、オンラインによるプログラム実施においても、これまでと同じ研修の質を担保するため、グループメンバー作業共同による文書作成場面ではGoogle Documentを、KJ法を利用したグループ演習の場面ではGoogle Jamboardを使用するなど、オンライン会議ツールについても積極的に利活用する方向で検討を進めている。

(3) 成果の概要

山本委員長にご協力いただき、下記二つのオンデマンド研修用コンテンツを制作したが、年度末に完成したため、配信は新年度（令和3年度）に入ってから行うこととした。

1) オンデマンド研修コンテンツ（PDCAサイクル）

①テーマ：PDCAサイクルと大学における改革・改善のマネジメント

②講師：山本幸一氏

（当プログラム運営委員会委員長、明治大学教学企画部教学企画事務室副参事）

③総時間：約157分

④詳細：第0回 Introduction（14分27秒）

第1回 なぜ、PDCAサイクルなのか（37分10秒）

第2回 計画策定と評価・分析の準備（46分36秒）

第3回 効果測定、評価・分析、改善策の決定（31分35秒）

第4回 質のマネジメント（27分58秒）

2) オンデマンド研修コンテンツ（IRとIE）

①テーマ：IR（Institutional Research）と継続的改善（Institutional Effectiveness）

②講師：山本幸一氏

（当プログラム運営委員会委員長、明治大学教学企画部教学企画事務室副参事）

③総時間：約182分

④詳細：第0回 Introduction（15分02秒）

第1回 IR－意思決定を支援する～データよる政策立案・意思決定のサポート～
（42分06秒）

第2回 IR－数字を情報に変える～データクエリと分析・レポート実務～
（46分08秒）

第3回 データマネジメントと統合型データベース（40分57秒）

第4回 IEとアセスメント～IEとIR～（38分06秒）

5. その他目的達成に必要な事業

5-1 緊急・共通課題への対応

5-1-1 理工系分野の教育研究推進プロジェクト

5-1-1-1 私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応

(1) 任務

令和2年度は、とくに「理工系分野における教育」に着目し、検討を進める。特色ある「理工系分野における教育」の事例をとりまとめるとともに、私立大学の本分野を充実させるために必要な改善策を提言し、広く社会に発信する。また、加盟大学の情報共有を密にする「理工系学部長会議」を開催する。

(2) 事業の経過

1) プロジェクト開催時期、開催回数、場所

- 第1回：令和2年7月13日（オンライン開催）
- 第2回：令和2年8月26日（オンライン開催）
- 第3回：令和2年10月16日（オンライン開催）
- 第4回：令和3年2月22日（オンライン開催）

2) 経過概要

プロジェクトでは、令和元年度に私立大学理工系分野の「研究」に関わる提言・事例集のとりまとめを行い、令和2年5月に冊子『私立大学理工系分野の研究基盤の強化と向上～科学技術イノベーションの推進に向けて～』並びに同冊子に掲げた提言等をまとめた概要版を作成し、公表した。

令和2年度第1回プロジェクトでは、今年度の検討課題や今後の進め方等について協議した。その結果、「新型コロナウイルス拡大の影響による私大連事業等の対応方針について」を踏まえ、今年度は「理工系分野における教育」のなかでもコロナ禍で急速に導入が進んだオンライン教育を柱として課題等を集約し、「理工系分野における教育」に係る提言及び特色ある事例については、来年度を目途にとりまとめることとした。また、集合形式での開催を予定していた理工系学部長会議については、理工系分野のオンライン教育に関する意見交換を主な目的として、オンラインにより開催することとした。

第2回並びに第3回プロジェクトでは、理工系分野におけるオンライン教育の課題について意見交換を行うとともに理工系学部長会議の企画を進め、12月11日に令和2年度私大連理工系学部長会議を開催した。

第4回プロジェクトでは、プロジェクトにおける検討や、理工系学部長会議における意見交換等から見出された課題及び取組事例を集約し、報告書「理工系分野におけるオンライン教育への取組と課題」としてとりまとめた。

上記の検討と並行して、第2回から第4回プロジェクトでは理工系分野に関わる政策について文部科学省関係者との意見交換を重ねた。

第2回プロジェクトでは、高等教育局私学部私学助成課の新田課長並びに高等教育局専門教育課の吉田課長にオンラインで参加いただき、私立大学等改革総合支援事業における私立大学への研究助成（タイプ2）等に対する当プロジェクトからの要望事項や、文部科学省が実施している大学

教育のデジタルイニシアティブ（Scheme-D）、また今後の理工系分野における対面授業再開の検討状況等について意見交換を行った。

第3回プロジェクトでは、科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室の原室長補佐並びに最首専門官に参加いただき、文部科学省が経済産業省とともにとりまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」及び「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」について内容等を説明いただいた後、意見交換を行った。

第4回プロジェクトでは、科学技術・学術政策局の合田総括官に参加いただき、科学技術・学術に関する政府予算案等について説明いただいた後、個別事業や博士課程学生のキャリアパス、産学連携のあり方等について意見交換を行った。

(3) 成果の概要

1) 令和2年度私大連理工系学部長会議

開催日：令和2年12月11日（金）13時～16時

場所：オンライン開催（Zoom）

テーマ：「理工系分野におけるオンライン授業の現状と課題」

参加者数：24大学 32名

プログラム：

①開会挨拶

暁道佳明氏（理工系分野の教育研究推進プロジェクト担当理事、上智大学学長）

②グループセッション

少人数のグループに分かれ、各学部・研究科におけるオンライン授業の現状や課題について情報共有

③全体セッション

各グループより共有した内容を報告の後、参加者全員で質疑応答や意見交換

2) 冊子

タイトル：『私立大学理工系分野の研究基盤の強化と向上～科学技術イノベーションの推進に向けて～』

発行年月：令和2年5月

発行部数：900部

タイトル：『私立大学理工系分野の研究基盤の強化と向上～科学技術イノベーションの推進に向けて～』課題と国への提言（概要）

発行年月：令和2年5月

発行部数：900部

3) 報告書

タイトル：理工系分野におけるオンライン教育への取組と課題

発行年月：令和3年3月

Ⅲ. 処 務 の 概 要

1. 顧問及び役員等について

1-1 年度当初の顧問及び役員等（令和2年4月1日現在）

本年度当初の当法人の顧問及び役員等は、次の通りである。なお、役員の内任期は、令和2年度定時総会（令和2年9月開催予定）終結時までである。

<顧問>

顧 問	安 西 祐一郎	慶應義塾	学事顧問
〃	清 家 篤	慶應義塾	学事顧問
〃	西 原 春 夫	早稲田大学	名誉顧問
〃	奥 島 孝 康	早稲田大学	名誉顧問
〃	白 井 克 彦	早稲田大学	名誉顧問
〃	鎌 田 薫	早稲田大学	名誉顧問

<役員>

会 長	長谷山 彰	慶應義塾	塾長
副 会 長	村 田 治	関西学院	大学長
〃	擘 道 佳 明	上智学院	大学長
常務理事	三 木 義 一	青山学院	前大学長
〃	福 原 紀 彦	中央大学	大学長
〃	松 岡 敬	同志社	前大学長
〃	井 上 寿 一	学習院	前大学長
〃	田 中 優 子	法政大学	総長
〃	芝 井 敬 司	関西大学	大学長
〃	日比谷 潤 子	国際基督教大学	前大学長
〃	土 屋 恵一郎	明治大学	前大学長
〃	大 場 昌 子	日本女子大学	大学長
〃	郭 洋 春	立教学院	大学総長
〃	仲 谷 善 雄	立命館	総長・大学長
〃	茂 里 一 紘	東京女子大学	大学長
〃	高 橋 裕 子	津田塾大学	大学長
〃	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
理 事	川 井 伸 一	愛知大学	理事長・大学長
〃	吉 沢 英 成	甲南学園	常任顧問
〃	溝 上 達 也	松山大学	理事長・大学長
〃	山 寄 哲 哉	根津育英会武蔵学園	大学長
〃	大 塚 吉兵衛	日本大学	大学長
〃	植 木 實	大阪医科薬科大学	理事長

〃	入澤 崇	龍谷大学	大学長
〃	戸部 順一	成城学園	大学長
〃	北川 浩	成蹊学園	大学長
〃	ギャリー バークレー	西南学院	理事長・大学長
〃	高祖 敏明	聖心女子学院	大学長
〃	日高 義博	専修大学	理事長
〃	三上 貴教	修道学園	大学長
〃	大西 晴樹	東北学院	大学長
〃	松前 義昭	東海大学	理事長
〃	竹村 牧男	東洋大学	前大学長
〃	保立 和夫	トヨタ学園	大学長
監事	鈴木 佳秀	フェリス女学院	学院長
〃	大城 光正	京都産業大学	大学長

<参与>

参与	黒田 修生	慶應義塾	塾長室長
----	-------	------	------

1-2 役員任期満了に伴う改選

当法人の会長、副会長、理事、監事の全役員は、令和2年度定時総会（6月30日開催）終結時をもって任期満了の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、令和2年度第2回（第625回）理事会で、同総会の開催を9月29日に延期することを決定した。また、それに伴い役員任期も9月29日開催の総会終結時まで延長することを同理事会において確認した。

役員改選の手続きについて、「役員選任規則」第3条（選考委員会）では、会長候補者、理事候補者及び監事候補者を選考する選考委員会は、「総会の出席会員の互選」による上位者13名を委員とすることが規定されているが、同総会を対面とオンライン会議との併用により開催することとしたため、同規則に規定された「総会の出席会員の互選」を行うことが困難となった。

そのため、「役員選任方法に関する提案」（8月4日）により、「総会開催日（9月29日）以前に、全会員代表者の互選による郵送選挙で選考委員会委員を選出」のうえ、「総会開催日（9月29日）以前に、選考委員会を開催し、理事・監事候補者及び会長候補者を選考する。」ことを会長名で提案し、8月17日付で全会員（111会員）から同意を得た。

そこで、『役員選任方法に関する提案』の承認のご報告及び『選考委員会』委員互選投票依頼について（8月17日）にて全会員宛に投票依頼し、9月2日に黒田修生参与立会のもと開票を行った。

その後、開票結果に基づき決定した選考委員会委員（13名）全員による選考委員会（オンライン会議）を9月18日に開催し、理事候補者、監事候補者、会長候補者を選考し、令和2年度第1回（第218回・定時）総会（9月29日開催）において新たな理事、監事を決定した。会長は、引き続き開催された令和2年度第5回（第628回）理事会（9月29日開催）において理事の中から選出され、副会長は、新しく就任した会長が理事の中から指名した。その結果、役員が以下の通り決定した。

常務理事は、理事の互選（書面投票）により、令和2年度第6回（第629回）理事会（10月20日開催）において次の通り決定した。また参与は、同理事会において審議の結果、黒田修生氏（慶應義塾、塾長室長）を委嘱することを決定した。

なお、役員任期は、令和4年度定時総会（令和4年6月開催予定）終結時までである。

<顧問>

顧 問	安 西 祐一郎	慶應義塾	学事顧問
〃	清 家 篤	慶應義塾	学事顧問
〃	西 原 春 夫	早稲田大学	名誉顧問
〃	奥 島 孝 康	早稲田大学	名誉顧問
〃	白 井 克 彦	早稲田大学	名誉顧問
〃	鎌 田 薫	早稲田大学	名誉顧問

<役員>

会 長	長谷山 彰	慶應義塾	塾長
副 会 長	村 田 治	関西学院	大学長
〃	擘 道 佳 明	上智学院	大学長
常務理事	阪 本 浩	青山学院	大学長
〃	福 原 紀 彦	中央大学	大学長
〃	植 木 朝 子	同志社	大学長
〃	田 中 優 子	法政大学	総長
〃	芝 井 敬 司	関西大学	理事長
〃	岩 切 正一郎	国際基督教大学	大学長
〃	大六野 耕 作	明治大学	大学長
〃	篠 原 聡 子	日本女子大学	大学長
〃	郭 洋 春	立教学院	大学総長
〃	仲 谷 善 雄	立命館	総長・大学長
〃	茂 里 一 紘	東京女子大学	大学長
〃	矢 口 悦 子	東洋大学	大学長
〃	高 橋 裕 子	津田塾大学	大学長
〃	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
理 事	川 井 伸 一	愛知大学	理事長・大学長
〃	朔 啓二郎	福岡大学	大学長
〃	荒 川 一 郎	学習院	大学長
〃	長 坂 悦 敬	甲南学園	理事長
〃	溝 上 達 也	松山大学	理事長・大学長
〃	山 寄 哲 哉	根津育英会武蔵学園	大学長
〃	加 藤 直 人	日本大学	大学長
〃	植 木 實	大阪医科薬科大学	理事長
〃	入 澤 崇	龍谷大学	大学長
〃	戸 部 順 一	成城学園	大学長
〃	北 川 浩	成蹊学園	大学長
〃	ギャーリ ハークレー	西南学院	理事長・大学長
〃	高 祖 敏 明	聖心女子学院	大学長
〃	日 高 義 博	専修大学	理事長
〃	三 上 貴 教	修道学園	大学長
〃	大 西 晴 樹	東北学院	院長・大学長
〃	松 前 義 昭	東海大学	理事長

〃	保立和夫	トヨタ学園	大学長
監事	鈴木佳秀	フェリス女学院	学院長
〃	ロバート キサラ	南山学園	大学長
〃	川島明子	園田学園	大学長

<参与>

参与	黒田修生	慶應義塾	塾長室長
----	------	------	------

1-3 その後の異動

その後、次の通り辞任があり、理事1人が欠員となった。

[辞任]	理事	溝上達也	松山大学	理事長・大学長
------	----	------	------	---------

[令和2年12月31日、会員代表者の変更に伴う辞任]

その後、令和2年度第3回（第220回・春季）総会（3月30日開催）において、理事1人の補欠選任が行われ、次の通り理事が就任した。

[就任]	理事	新井英夫	松山大学	理事長・大学長
------	----	------	------	---------

その後、次の通り辞任があり、理事2人（うち常務理事2人）が欠員となった。

[辞任]	理事（常務理事）	田中優子	法政大学	総長
------	----------	------	------	----

[令和3年3月31日、会員代表者の変更に伴う辞任]

	理事（常務理事）	郭洋春	立教学院	大学総長
--	----------	-----	------	------

[令和3年3月31日、会員代表者の変更に伴う辞任]

2. 会員の入会について

2-1 入会

(1) 学校法人中村産業学園

・入会までの経緯

令和2年1月22日 会員入会申し込み

令和2年2月4日 令和元年度第9回常務理事会において、理事会に提案することを承認

令和2年3月17日 第623回理事会において、総会に提案することを承認

令和2年3月26日 第217回春季総会のみなし決議により、会員入会を承認

(令和2年5月28日 入会手続き完了、会員資格取得)

・法人概要 (申し込み当時：令和2年1月22日付)

設置大学名 九州産業大学

役員 理事長 津上賢治 (他17名)

・会員代表登録者 (令和2年4月2日付)

大学長 榊泰輔

・入会申請に当たっての推薦者

擘道佳明 (上智学院)

糸魚川 順 (聖路加国際大学)

3. 人事関係について

3-1 事業担当理事等

3-1-1 年度当初の事業担当理事等

令和2年度の年度当初における各事業の担当理事等は次の通りである。

(1) 当法人の管理・運営

<総務担当>

土 屋 恵一郎 常務理事

<財務担当>

三 木 義 一 常務理事

<個人情報の保護に関する統括管理責任者>

村 田 治 副 会 長

<個人情報に関する情報監査責任者>

—

(2) 当法人の事業

①総合政策センター 企画会議

センター長

村 田 治 副 会 長

副センター長

曄 道 佳 明 副 会 長

会議員

三 木 義 一 常務理事

〃

松 岡 敬 常務理事

〃

田 中 優 子 常務理事

〃

土 屋 恵一郎 常務理事

②総合政策センター 政策研究部門会議

田 中 優 子 常務理事

③広報・情報委員会

松 岡 敬 常務理事

④公財政政策委員会

曄 道 佳 明 副 会 長

⑤教育研究委員会

芝 井 敬 司 常務理事

⑥学生委員会

土 屋 恵一郎 常務理事

⑦国際連携委員会

日比谷 潤 子 常務理事

⑧経営倫理委員会

村 田 治 副 会 長

⑨経営委員会

郭 洋 春 常務理事

⑩理事長会議

茂 里 一 紘 常務理事

⑪学長会議

大 場 昌 子 常務理事

⑫財務・人事担当理事者会議

仲 谷 善 雄 常務理事

⑬教学担当理事者会議

高 橋 裕 子 常務理事

⑭監事会議

福 原 紀 彦 常務理事

⑮研修委員会

井 上 寿 一 常務理事

⑯理工系分野の教育研究推進プロジェクト

曄 道 佳 明 副 会 長

3-1-2 その後の異動

<個人情報に関する情報監査責任者>

標記責任者について、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、鈴木佳秀監事が責任者に就任することを決めた。

<学生委員会>

標記会議の担当理事について、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、田中愛治常務理事が担当理事に就任することを決めた。

3-1-3 役員改選に伴う新事業担当理事等

標記の件について、令和2年度第5回常務理事会（10月20日開催）において協議の結果、令和2年度の各事業の担当理事等を次の通り決めた。

(1) 当法人の管理・運営

<総務担当>

大六野 耕 作 常務理事

<財務担当>

福 原 紀 彦 常務理事

<個人情報の保護に関する統括管理責任者>

村 田 治 副 会 長

<個人情報に関する情報監査責任者>

鈴 木 佳 秀 監 事

(2) 当法人の事業

①総合政策センター 企画会議

センター長 村 田 治 副 会 長

副センター長 曄 道 佳 明 副 会 長

会議員 田 中 優 子 常 務 理 事

〃 田 中 愛 治 常 務 理 事

〃 福 原 紀 彦 常 務 理 事

〃 大六野 耕 作 常 務 理 事

②総合政策センター 政策研究部門会議 田 中 優 子 常 務 理 事

③広報・情報委員会 植 木 朝 子 常 務 理 事

④公財政政策委員会 曄 道 佳 明 副 会 長

⑤教育研究委員会 芝 井 敬 司 常 務 理 事

⑥学生委員会 田 中 愛 治 常 務 理 事

⑦国際連携委員会 岩 切 正 一 郎 常 務 理 事

⑧経営倫理委員会 村 田 治 副 会 長

⑨経営委員会 郭 洋 春 常 務 理 事

⑩理事長会議 茂 里 一 紘 常 務 理 事

⑪学長会議 阪 本 浩 常 務 理 事

⑫財務・人事担当理事者会議	仲 谷 善 雄	常務理事
⑬教学担当理事者会議	高 橋 裕 子	常務理事
⑭監事会議	矢 口 悦 子	常務理事
⑮研修委員会	篠 原 聡 子	常務理事
⑯理工系分野の教育研究推進プロジェクト	曄 道 佳 明	副 会 長

3-2 対外派遣等人事

3-2-1 日本私立大学団体連合会

①代議員及び会計監事の任期満了に伴う後任者の推薦について

私大連から派遣の代議員（10名：会長、副会長を含む）及び会計監事（1名）の任期が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、令和2年3月18日付で理事の互選による選出投票を行った。その結果に基づき、後任者が第624回理事会（5月12日開催）において次の通り選出され（会長、副会長は、職務上代議員となる）、4月21日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

〔代議員〕	長谷山 彰	慶應義塾	塾長
	村 田 治	関西学院	大学長
	曄 道 佳 明	上智学院	大学長
	福 原 紀 彦	中央大学	大学長
	松 岡 敬	同志社	前大学長
	田 中 優 子	法政大学	総長
	芝 井 敬 司	関西大学	大学長
	土 屋 恵一郎	明治大学	前大学長
	郭 洋 春	立教学院	大学総長
	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
〔会計監事〕	高 橋 裕 子	津田塾大学	大学長

②高等教育改革委員会委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。なお、欠員1人分については、第6回理事会（10月20日）において常務理事が決定した後、推薦することとした。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委 員	田 中 優 子	法政大学	総長
	芝 井 敬 司	関西大学	大学長
	土 屋 恵一郎	明治大学	前大学長
	小 原 奈津子	昭和女子大学	学長
	高 橋 裕 子	津田塾大学	大学長

③公財政改革委員会委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委員	三木義一	青山学院	前大学長
	田中優子	法政大学	総長
	曄道佳明	上智学院	大学長
	芝井敬司	関西大学	大学長
	村田治	関西学院	大学長
	郭洋春	立教学院	大学総長

④就職問題委員会委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委員	原徹	関西大学	キャリアセンター事務局長
	森隆史	関西学院	キャリアセンター長
	佐藤和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	土屋恵一郎	明治大学	前大学長
	佐々木宏	立教学院	キャリアセンター部長
	諸橋信秀	早稲田大学	キャリアセンター長

⑤国際交流委員会委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委員	川端朋広	愛知大学	国際教育推進委員長・経済学部教授
	倉林真砂斗	城西国際大学	学長補佐、観光学部長、教授
	日比谷潤子	国際基督教大学	前大学長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	山田政通	拓殖大学	副学長・国際交流留学生センター長
	弦間正彦	早稲田大学	理事

⑥大学経営委員会委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委員	福原紀彦	中央大学	大学長
	高木幸二	福岡女学院	常任理事
	芝井敬司	関西大学	大学長
	渡部直樹	慶應義塾	常任理事
	郭洋春	立教学院	大学総長
	茂里一紘	東京女子大学	大学長

⑦私立大学経営倫理委員会委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委員	三木義一	青山学院	前大学長
	曄道佳明	上智学院	大学長

村 田 治	関西学院	大学長
長谷山 彰	慶應義塾	塾長
土 屋 恵一郎	明治大学	前大学長

⑧高等教育改革委員会教員養成問題に関する小委員会専門委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会委員について、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

専門委員	手 嶋 將 博	文教大学学園	教育学部教授
	黒 羽 正 見	白鷗大学	教育学部教授
	日 浦 直 美	関西学院	教育学部教授
	矢 口 徹 也	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授

⑨大学経営委員会学術研究の健全性向上に関する小委員会専門委員の任期満了に伴う後任委員の推薦について

標記委員会専門委員について、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

専門委員	江 馬 一 弘	上智学院	学術研究担当副学長、理工学部教授
	青 山 藤詞郎	慶應義塾	常任理事
	守 田 優	芝浦工業大学	副学長、工学部教授

⑩私立大学災害対策委員会（仮称）委員の推薦について

標記委員会委員について、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

委 員	長谷山 彰	慶應義塾	塾長
	村 田 治	関西学院	大学長
	曄 道 佳 明	上智学院	大学長

⑪就職問題委員会委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第3回常務理事会（7月21日開催）において協議の結果、次の通り決定し、7月22日付で推薦した。任期は令和4年3月31日まで。

〔辞 任〕	土 屋 恵一郎	明治大学	前大学長
〔後 任〕	田 中 愛 治	早稲田大学	総長

⑫日本語教育推進運営委員会（仮称）委員の推薦について

標記委員会委員について、第5回常務理事会（10月20日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月21日付で推薦した。任期は委嘱日から令和4年3月31日まで。

委 員	古 川 智 樹	関西大学	国際教育センター副センター長、 国際部准教授
	小山内 優	創価大学	日本語・日本文化教育センター長、 国際教養学部教授
	近 藤 真 宣	拓殖大学	別科日本語教育課程別科長、外国語学

⑬代議員の辞任に伴う後任者の推薦について

松岡敬代議員及び土屋恵一郎代議員の辞任に伴い、私大連から派遣する連合会の代議員に欠員が生じたため、9月30日付で理事の互選による選出投票を行った。その結果に基づき、後任者が第629回理事会（10月20日開催）において次の通り選出され、10月21日付で推薦した。任期は、令和4年3月31日まで。

<代議員>

〔辞任〕	松岡敬	同志社	前大学長
	土屋恵一郎	明治大学	前大学長
〔後任〕	植木朝子	同志社	大学長
	大六野耕作	明治大学	大学長

⑭高等教育改革委員会委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第6回常務理事会（11月10日開催）において協議の結果、次の通り決定し、11月11日付で推薦した。任期は令和4年3月31日まで。

〔辞任〕	土屋恵一郎	明治大学	前大学長
〔後任〕	阪本浩	青山学院	大学長
	植木朝子	同志社	大学長

⑮公財政改革委員会委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第6回常務理事会（11月10日開催）において協議の結果、次の通り決定し、11月11日付で推薦した。任期は令和4年3月31日まで。

〔辞任〕	三木義一	青山学院	前大学長
〔後任〕	田中愛治	早稲田大学	総長

⑯国際交流委員会委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第6回常務理事会（11月10日開催）において協議の結果、次の通り決定し、11月11日付で推薦した。任期は令和4年3月31日まで。

〔辞任〕	日比谷潤子	国際基督教大学	前大学長
〔後任〕	岩切正一郎	国際基督教大学	大学長

⑰私立大学経営倫理委員会委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第6回常務理事会（11月10日開催）において協議の結果、次の通り決定し、11月11日付で推薦した。任期は令和4年3月31日まで。

〔辞任〕	三木義一	青山学院	前大学長
	土屋恵一郎	明治大学	前大学長
〔後任〕	福原紀彦	中央大学	大学長
	大六野耕作	明治大学	大学長

①評議員の辞任に伴う後任者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第5回常務理事会（10月20日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、9月29日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和3年6月定時評議員会終結時まで。

〔辞任〕	大場昌子	日本女子大学	前大学長
〔後任〕	篠原聡子	日本女子大学	大学長

②理事の辞任に伴う後任者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第5回常務理事会（10月20日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、9月29日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和3年6月定時評議員会終結時まで。

〔辞任〕	井上寿一	学習院	前大学長
〔後任〕	荒川一郎	学習院	大学長

③監事の辞任に伴う後任者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第5回常務理事会（10月20日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、9月29日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和3年6月定時評議員会終結時まで。

〔辞任〕	松原康雄	明治学院	前大学長
〔後任〕	鈴木佳秀	フェリス女学院	学院長

④理事の任期満了に伴う後任者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第10回常務理事会（3月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、3月9日付で推薦した。任期は令和3年6月から令和5年6月定時評議員会終結時まで。

理事	阪本浩	青山学院	大学長
	荒川一郎	学習院	大学長
	村田治	関西学院	大学長

⑤評議員の任期満了に伴う後任者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第10回常務理事会（3月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、3月9日付で推薦した。任期は令和3年6月から令和7年6月定時評議員会終結時まで。

評議員	芝井敬司	関西大学	理事長
	篠原聡子	日本女子大学	大学長
	高橋裕子	津田塾大学	大学長

⑥監事の任期満了に伴う後任者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第10回常務理事会（3月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、3月9日付で推薦した。任期は令和3年6月から令和7年6月定時評議員会終結時まで。

監事	鈴木佳秀	フェリス女学院	学院長
----	------	---------	-----

3-2-3 一般財団法人私学研修福祉会

①理事の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

一般財団法人私学研修福祉会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年6月から令和4年6月まで。

理事長候補者	福原紀彦	中央大学	大学長
理事候補者	郭洋春	立教学院	大学総長
	茂里一紘	東京女子大学	大学長

②監事の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

一般財団法人私学研修福祉会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年6月から令和4年6月まで。

監事候補者	山寄哲哉	根津育英会武蔵学園	大学長
-------	------	-----------	-----

③評議員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

一般財団法人私学研修福祉会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は令和2年6月から令和4年6月まで。

評議員候補者	北川浩	成蹊学園	大学長
	高祖敏明	聖心女子学院	大学長
	三上貴教	修道学園	大学長

④令和3・4年度私立大学の教育・研究充実に関する研究会（大学の部）運営委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

一般財団法人私学研修福祉会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第8回常務理事会（2月2日開催）において協議の結果、次の通り決定し、2月3日付で推薦した。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。

運営委員	岩切正一郎	国際基督教大学	大学長
	仲谷善雄	立命館	総長、大学長
	茂里一紘	東京女子大学	大学長
	矢口悦子	東洋大学	大学長
	高橋裕子	津田塾大学	大学長

3-2-4 文部科学省

①私立大学等研究設備整備費等補助金等に係る選定委員の候補者の推薦について

文部科学省より、連合会を通じて標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、3月17日付で推薦した旨の報告を行った。

<生物学系>

委員 坂場 武史 同志社 脳科学研究科教授

②大学入学者選抜方法の改善に関する協議協力者の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、4月28日付で推薦した旨の報告を行った。任期は決済日から令和3年3月31日まで。

協力者 圓 月 勝 博 同志社 学長補佐、文学部教授

③文部科学省就職問題懇談会委員の辞任に伴う後任候補者の推薦について

土屋恵一郎委員及び森田光男委員の辞任に伴い、文部科学省就職問題懇談会の委員に欠員が生じたため、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。

〔辞任〕	土屋 恵一郎	明治大学	前大学長
	森田 光男	関西学院大学	前キャリアセンター長
〔後任〕	田中 愛治	早稲田大学	総長
	森 隆史	関西学院	キャリアセンター長

④私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議（私学共済制度研究会）協力者の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第10回常務理事会（3月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、3月9日付で推薦した。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。

協力者 松前 義昭 東海大学 理事長

3-2-5 日本私立学校振興・共済事業団

①共済審査会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

日本私立学校振興・共済事業団より、連合会を通じて標記の依頼があり、第3回常務理事会（7月21日開催）において協議の結果、次の通り決定し、7月22日付で推薦した。任期は令和2年9月1日から令和4年8月31日まで。

<加入者代表>

委員 古谷 一弘 青山学院 人事部長

3-2-6 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

①大学ポータル運営会議委員候補者の推薦について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第3回常務理事会（7月21日開催）において協議の結果、次の通り決定し、7月22日付で推薦した。任期は令和2年9月1日から令和4年8月31日まで。

委員 郭 洋春 立教学院 大学総長

②大学機関別認証評価委員会専門委員候補者の推薦について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第7回常

務理事会（12月8日開催）において協議の結果、次の通り決定し、12月10日付で推薦した。任期は令和3年4月1日から専門事項終了（令和4年3月31日予定）まで。

専門委員 佐藤 信行 中央大学 副学長、法務研究科教授

3-2-7 独立行政法人大学入試センター

①大学入学共通テスト企画委員会委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、3月13日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和2年4月から令和4年3月まで。

委員 沖 清豪 早稲田大学 文学学術院教授

②大学入試センター将来構想ワーキングチーム委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月22日付で推薦した。任期は承諾日から令和3年3月31日まで。

委員 芝井 敬司 関西大学 大学長

③得点調整判定委員会委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第5回常務理事会（10月20日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、10月12日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和3年1月1日から令和3年3月31日まで。

委員 村田 治 関西学院 大学長

3-2-8 独立行政法人日本学生支援機構

①日本留学試験実施委員会委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第1回常務理事会（5月12日開催）において協議の結果、次の通り決定し、5月13日付で推薦した。任期は委嘱日から令和4年3月31日まで。

委員 山田 政通 拓殖大学 副学長、国際交流留学生センター長

②運営評議会委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より、標記の依頼があり、第3回常務理事会（7月21日開催）において協議の結果、次の通り決定し、8月6日付で推薦した。任期は令和2年10月1日から令和4年3月31日まで。

委員 田中 愛治 早稲田大学 総長

3-2-9 東京都

①令和2年度東京都女性活躍推進大賞審査会委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

東京都より、標記の依頼があり、第4回常務理事会（9月1日開催）において協議の結果、次

の通り決定し、9月2日付で推薦した。任期は委嘱日から令和3年3月31日まで。

委員 田中優子 法政大学 総長

②第6期東京都男女平等参画審議会委員の推薦について

東京都より、標記の依頼があり、第10回常務理事会（3月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、3月9日付で推薦した。任期は就任の日から2年間。

委員 篠原聡子 日本女子大学 大学長

3-2-10 UMAP（アジア太平洋大学交流機構）

①日本国内委員会委員の任期満了に伴う委員の推薦について

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）より、連合会を通じて標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。任期は委嘱日から令和4年5月31日まで。

委員 弦間正彦 早稲田大学 理事、社会科学総合学術院教授

②専門委員会委員の任期満了に伴う委員の推薦について

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）より、連合会を通じて標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。任期は委嘱日から令和4年5月31日まで。

委員 廣里恭史 上智学院 グローバル教育センター教授

③日本国内委員会監事の推薦について

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）より、連合会を通じて標記の依頼があり、第3回常務理事会（7月21日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の下承を得て、6月30日付で推薦した旨の報告を行った。

監事 大六野耕作 明治大学 大学長

3-2-11 著作権の教育利用に関する関係者フォーラム

①著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員の推薦について

著作権の教育利用に関する関係者フォーラムより、連合会を通じて標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において協議の結果、次の通り決定し、6月10日付で推薦した。

委員 森田裕介 早稲田大学 人間科学学術院教授、ポータルオフィス所長、大学総合研究センター副所長

3-2-12 一般社団法人日本経済団体連合会

①採用と大学教育の未来に関する産学協議会委員の推薦について

日本経済団体連合会より、標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の下承を得て、推薦した旨の報告を行った。

委員 曄道佳明 上智学院 大学長

②産学連携分科会委員の推薦について

日本経済団体連合会より、標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の下承を得て、推薦した旨の報告を行った。

委員	細野 助博	中央大学	名誉教授
	廣瀬 克哉	法政大学	副学長、法学部教授
	牧田 正裕	立命館	大学院経営管理研究科教授

③採用・インターンシップ分科会委員の辞任に伴う後任候補者の推薦について

日本経済団体連合会より、標記の依頼があり、第2回常務理事会（6月9日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の下承を得て、推薦した旨の報告を行った。

〔辞任〕	森田 光男	関西学院大学	前キャリアセンター長
〔後任〕	森 隆史	関西学院	キャリアセンター長
	佐々木 宏	立教学院	キャリアセンター部長

④採用と大学教育の未来に関する産学協議会産学連携分科会委員の辞任に伴う後任候補者の推薦について

日本経済団体連合会より、標記の依頼があり、第3回常務理事会（7月21日開催）において協議の結果、次の通り決定し、7月22日付で推薦した。

〔辞任〕	田中 愛治	早稲田大学	総長
〔後任〕	須賀 晃一	早稲田大学	副総長

⑤採用と大学教育の未来に関する産学協議会委員の辞任に伴う後任候補者の推薦について

日本経済団体連合会より、標記の依頼があり、第7回常務理事会（12月8日開催）において協議の結果、次の通り決定し、12月9日付で推薦した。

〔辞任〕	土屋 恵一郎	明治大学	前大学長
〔後任〕	田中 愛治	早稲田大学	総長

⑥採用と大学教育の未来に関する産学協議会産学連携分科会委員の辞任に伴う後任候補者の推薦について

日本経済団体連合会より、標記の依頼があり、第7回常務理事会（12月8日開催）において協議の結果、次の通り決定し、12月9日付で推薦した。

〔辞任〕	三木 義一	青山学院	前大学長
〔後任〕	植木 朝子	同志社	大学長

3-3 私大連事務局への職員派遣協力

私大連では、会員法人（大学）から研修職員を専門職として受け入れ、業務の円滑な遂行に協力を得ている。令和2年度における派遣協力は次の通りである。

企画政策課	広瀬 光明	東海大学事務部施設管理課係長
〔期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日〕		

3－4 私大連事務局職員

令和2年度における私大連事務局職員は次の通りである。

事 務 局 長	坂 下 嬢 子
事 務 局 次 長	山 下 隆 一
総務課長兼会計課長	堀 内 亮 子
総務会計課長代理	佐 藤 義 文
総 務 会 計 課	千 葉 謙 太
企 画 政 策 課 長	齋 藤 淳
企 画 政 策 課 長 代 理	加 賀 崎 奈 美
企 画 政 策 課	権 藤 和 代
〃	阿 部 淑 恵
〃	兼 松 美 和
企 画 政 策 課 (出 向 職 員)	広 瀬 光 明
広 報 情 報 課 長	横 山 修 一
広 報 情 報 課 長 代 理	春 名 貴 明
広 報 情 報 課	石 田 達 也
〃	八 木 明 子
教 学 支 援 課 長	相 坂 太 郎
教 学 支 援 課	萩 原 恵 子
〃	佐 藤 諒
〃	尾 崎 美 恵 子
教 学 支 援 課 (出 向 職 員)	船 渡 裕 太
事 務 局 長 付	秋 濱 里 佳

4. 令和2年度役員会・総会

4-1 常務理事会（10回開催）

第1回 令和2年5月12日（火） 午後2時30分～3時30分

<審議事項>

1. 令和2年度第2回（第625回）理事会の議事・日程について
2. 日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の選出結果について
3. 事業組織運営規則の一部改正について
4. 総合政策センター規程の一部改正について
5. 委員等の手当、交通費、宿泊費等に関する細則の一部改正について
6. 職員給与規程の一部改正について
7. 常勤嘱託職員の就業に関する規程の一部改正について
8. 飲食を伴う会合等の支出に関する細則の一部改正について
9. 予備費の使用に関する細則の一部改正について
10. 対外派遣人事について

<報告事項>

1. 学校法人国際大学（設置大学：国際大学）の退会について
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による私大連事業について
3. 令和2年度監査計画について
4. 委員の委嘱について
5. 新型コロナウイルスに関する私大連の対応について
6. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国等の対応について
7. 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに学校法人分科会委員の決定について
8. 令和2年度役員会等日程の一部変更について

<資料報告事項>

1. 日本私立大学団体連合会インターンシップに関する共同声明の公表について
2. 日本私立大学団体連合会令和2年度事業計画及び収支予算について
3. 採用と大学教育の未来に関する産学協議会最終報告書のとりまとめについて
4. 大学入試センター手数料の見直し及び将来構想ワーキングチーム（仮）の設置について

第2回 令和2年6月9日（火） 午後2時30分～3時15分

<審議事項>

1. 令和2年度第1回（第218回・定時）総会の日程について
2. 令和2年度第1回（第218回・定時）総会の延期に伴う役員任期について
3. 令和2年度第3回（第626回）理事会の議事・日程について
4. 令和元年度事業報告について
5. 令和元年度収支決算について
6. 事業担当理事について
7. 対外派遣人事について

<協議事項>

1. 令和3年度私立大学関係政府予算及び税制改正要望の考え方について

<報告事項>

1. 令和元年度監査報告について
2. 委員の委嘱について
3. 令和2年度役員会等の日程について
4. 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による私大連事業について
5. 新型コロナウイルスに関する私大連の対応について
6. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国等の対応について
 - (1) 学生支援緊急給付金の創設について
 - (2) 令和2年度第2次補正予算について
 - (3) 9月入学の動向について
 - (4) 令和3年度大学入学者選抜に関する動向について

<資料報告事項>

1. 理工系分野の教育研究推進プロジェクト報告「私立大学理工系分野の研究基盤の強化と向上－科学技術イノベーションの推進に向けて」について

第3回 令和2年7月21日（火） 午後4時～5時

<審議事項>

1. 令和2年度第4回（第627回）理事会の議事・日程について
2. 令和2年度第5回（第628回）理事会の議事・日程について
3. 役員改選に伴う経営倫理委員会委員の選出手続について
4. 対外派遣人事について

<報告事項>

1. 委員の委嘱について
2. 令和元年度監査報告について
3. 経済財政運営と改革の基本方針2020について

第4回 令和2年9月1日（火） 午後2時30分～3時5分

<審議事項>

1. 令和2年度第6回（第629回）理事会の議事・日程について
2. 対外派遣人事について

<報告事項>

1. 役員の任期満了に伴う後任者選出手続について
2. 委員の委嘱について
3. 第6期科学技術基本計画及び科学技術・学術審議会情報委員会ジャーナル問題検討部会の審議経過について
4. 令和3年度科学技術関係予算について
5. 新型コロナウイルスに関連した国の動向について
 - (1) 令和3年度大学入学者選抜の動向及び入学定員について
 - (2) 教育実習、介護等体験
 - (3) 留学生の入国等
6. 中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」へのヒアリング対応について

<資料報告事項>

1. 令和2年度コンシェルジュ会議（オンライン開催）の開催について
2. 「オンライン学長会議」の実施経過について
3. 「オンライン教学担当理事者会議」の実施経過について
4. 経団連「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」ジョブ・フェアの実施経過について
5. 文部科学省「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保」補正予算申請等のお願について

第5回 令和2年10月20日（火） 午後5時10分～5時30分

<審議事項>

1. 令和2年度第7回（第630回）理事会の議事・日程について
2. 事業担当理事等について
3. 経営倫理委員会委員の任期満了に伴う後任者の選出手続について
4. 対外派遣人事について

<報告事項>

1. 委員の委嘱について

第6回 令和2年11月10日（火） 午後2時～3時40分

<審議事項>

1. 経営倫理委員会委員の決定について
2. 対外派遣人事について

<協議事項>

1. 令和3年度役員会等の開催日程について

<報告事項>

1. 委員の委嘱について

<資料報告事項>

1. 令和3年度私大連事務局への出向依頼について
2. 令和3年新年交歓会の開催について
3. 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業について
4. 令和3年度の予算・税制活動について

<懇談事項>

1. ポストコロナの大学教育

第7回 令和2年12月8日（火） 午後3時30分～5時

<審議事項>

1. 令和2年度第8回（第631回）理事会の議事・日程について
2. 対外派遣人事について

<協議事項>

1. 令和3年度事業申請及び新たな課題への対応について

<報告事項>

1. 委員の委嘱について
2. 令和2年度監査（期中）における気付き事項とその対応について

3. 各種ヒアリング等の対応について
4. 令和3年度大学入学共通テスト及び大学入試センター将来構想ワーキングチームの審議経過について
5. 令和3年度私立大学関係税制改正等の動向について

<資料報告事項>

1. 財務・人事担当理事者会議オンラインセミナーの開催について
2. 令和2年度第2回ウェブ財務・人事担当理事者会議の実施経過について

第8回 令和3年2月2日(火) 午後3時30分～5時10分

<審議事項>

1. 令和2年度第9回(第632回)理事会の議事・日程について
2. 理事の補欠選任について
3. 対外派遣人事について

<協議事項>

1. 役員選任方法の見直しについて
2. 「入会規則」等に関する検討小委員会の設置について

<報告事項>

1. 委員の委嘱について

<資料報告事項>

1. 「財務・人事担当理事者会議オンラインセミナー」の実施経過について
2. 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(答申素案)に対するパブリック・コメントの実施について

<懇談事項>

1. 新たな大学教育に向けてー中央教育審議会等の議論を踏まえて

第9回 令和3年2月16日(火) 午後2時30分～3時10分

<審議事項>

1. 令和2年度第10回(第633回)理事会の議事・日程について
2. 令和2年度第3回(第220回・春季)総会の議事・日程について
3. 学校法人東京国際大学(設置大学:東京国際大学)の会員入会申込みを理事会に提出することの可否について

<協議事項>

1. 令和3年度事業計画案について
2. 令和3年度収支予算案について

<報告事項>

1. 委員の委嘱について
2. 採用と大学教育の未来に関する産学協議会「採用・インターンシップ分科会」への「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方」の提案について
3. 内閣府「規制改革推進会議」からのヒアリング(2回目)の対応について
4. 第6期科学技術・イノベーション基本計画について
5. 文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の審議経過について
6. 日本学術振興会「学術システム研究センター研究員」の募集等について

<資料報告事項>

1. 「令和2年度第2回オンライン学長会議」の実施経過について
2. 令和3年度大学経営人材の養成に関する事業（各種研修）及び学生支援研究会議の開催日程等について

第10回 令和3年3月9日（火） 午後2時～3時35分

<審議事項>

1. 令和3年度第1回（第634回）理事会の議事・日程について
2. 令和3年度事業計画案について
3. 令和3年度収支予算案について
4. 役員選任規則の一部改正について
5. 対外派遣人事について

<報告事項>

1. 経営委員会大学ガバナンス検討分科会「会員法人における『自律性の向上』に向けた取組の進捗状況に関するアンケート」結果を踏まえた今後の取組み等について（中間報告）
2. 経営委員会情報公開検討分科会「『新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信』に関する調査」結果について（中間報告）
3. 理工系分野の教育研究推進プロジェクト「理工系分野のオンライン教育の課題と取組」について（中間報告）
4. 私大連事務局専任職員の採用結果について

<資料報告事項>

1. 日本学生支援機構との懇談（令和2年度）経過について
2. 魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について
3. 「数理・データサイエンス・AI（応用基礎レベル）モデルカリキュラム～AI×データ活用の実践～（案）」に関する意見募集の実施について

<懇談事項>

1. 私立大学の課題と展望について

4-2 理事会（10回開催）

第624回 令和2年5月12日（火） 午後3時30分～5時20分

<審議事項>

1. 日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の決定について
2. 事業組織運営規則の一部改正について

<報告事項>

1. 学校法人国際大学（設置大学：国際大学）の退会について
2. 職員給与規程の一部改正について
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による私大連事業について
4. 令和2年度監査計画について
5. 新型コロナウイルスに関する私大連の対応について
6. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国等の対応について

7. 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに学校法人分科会委員の決定について
8. 令和2年度役員会等日程の一部変更について

<資料報告事項>

1. 日本私立大学団体連合会インターンシップに関する共同声明の公表について
2. 日本私立大学団体連合会令和2年度事業計画及び収支予算について
3. 採用と大学教育の未来に関する産学協議会最終報告書のとりまとめについて
4. 大学入試センター手数料の見直し及び将来構想ワーキングチーム（仮）の設置について

第625回 令和2年6月9日（火） 午後3時30分～5時

<審議事項>

1. 令和2年度第1回（第218回・定時）総会の日程について
2. 令和2年度第1回（第218回・定時）総会の延期に伴う役員の任期について
3. 令和元年度事業報告について
4. 令和元年度収支決算について

<協議事項>

1. 令和3年度私立大学関係政府予算及び税制改正要望の考え方について

<報告事項>

1. 令和元年度監査報告について
2. 令和2年度役員会等の日程について
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による私大連事業について
4. 新型コロナウイルスに関する私大連の対応について
5. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国等の対応について
 - (1) 学生支援緊急給付金の創設について
 - (2) 令和2年度第2次補正予算について
 - (3) 9月入学の動向について
 - (4) 令和3年度大学入学者選抜に関する動向について

<資料報告事項>

1. 理工系分野の教育研究推進プロジェクト報告「私立大学理工系分野の研究基盤の強化と向上—科学技術イノベーションの推進に向けて」について

第626回 令和2年7月21日（火） 午後2時30分～4時

<審議事項>

1. 令和2年度第1回（第218回・定時）総会の議事・日程について

<協議事項>

1. 令和3年度私立大学関係政府予算要望案及び税制改正要望案について

<報告事項>

1. 新型コロナウイルスに関する私大連の対応について
2. 文部科学省国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の審議経過について
3. 令和3年度大学入学者選抜の実施等について
4. ITを活用した授業改革に関する国の動向について
5. 令和元年度「全国学生調査」の結果及び中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」の設置等について

<資料報告事項>

1. 「ウェブ財務・人事担当理事者会議」の実施経過について
2. 「オンライン学長会議」の開催について
3. 「オンライン教学担当理事者会議」の開催について
4. 経団連「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」ジョブ・フェアの開催について

第627回 令和2年9月1日（火） 午後3時30分～5時20分

<報告事項>

1. 役員の任期満了に伴う後任者選出手続について
2. 令和3年度科学技術関係予算について
3. 新型コロナウイルスに関連した国の動向について
 - (1) 令和3年度大学入学者選抜の動向及び入学定員について
 - (2) 教育実習、介護等体験
 - (3) 留学生の入国等
4. 中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」へのヒアリング対応について

<資料報告事項>

1. 令和2年度コンシェルジュ会議（オンライン開催）の開催について
2. 「オンライン学長会議」の実施経過について
3. 「オンライン教学担当理事者会議」の実施経過について
4. 経団連「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」ジョブ・フェアの実施経過について
5. 文部科学省「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保」補正予算申請等のお願について

第628回 令和2年9月29日（火） 午後5時10分～5時25分

<審議事項>

1. 役員改選に伴う会長・副会長の選定について
2. 常務理事選出に伴う手続及び開票立会人について
3. 日本私立大学団体連合会代議員の補欠後任者の選出に伴う手続および開票立会人について

第629回 令和2年10月20日（火） 午後3時30分～5時

<審議事項>

1. 令和2年度第2回（第219回・秋季）総会の議事・日程について
2. 常務理事の選定について
3. 参与の委嘱について
4. 日本私立大学団体連合会補欠代議員の決定について

<報告事項>

1. 令和3年度文部科学省概算要求および私立大学関係税制改正要望について
2. 令和3年度国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
3. 新型コロナウイルスに関連した国の動向について
 - (1) 「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」の改訂について
 - (2) 対面授業の再開に関する調査及び令和3年度大学入学共通テストの動向について
4. 「大学入試のあり方に関する検討会議」へのヒアリング対応について

<資料報告事項>

1. 令和2年度「国の補助金等に関する説明会」第1回オンデマンド配信について
2. オンラインシンポジウム「ポストコロナの『留学（受入れ・派遣）』を考える」の開催について
3. 経営委員会ウェブ講演「コロナ禍における大学経営の課題」（オンデマンド配信）について
4. 監事会議（オンライン講演会）の開催について
5. 日本学生支援機構「『新型コロナウイルス感染症対策助成事業』の実施」について

第630回 令和2年11月24日（火） 午後1時30分～2時30分

<協議事項>

1. 令和3年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

<報告事項>

1. 令和2年度事業実施経過概要について
2. 令和2年度監査（期中）の報告について
3. 経営倫理委員会委員について
4. 事業担当理事等について
5. 予算要望・税制改正に向けた活動及び各種ヒアリングの対応について

<資料報告事項>

1. 令和2年度の私大連事業の開催及び開催報告等について
2. 令和3年新年交歓会の開催について
3. 令和3年度私大連事務局への出向依頼について

第631回 令和3年1月12日（火） 午後1時30分～3時35分

<協議事項>

1. 令和3年度理事会等の開催日程について
2. 令和2年度決算及び令和3年度予算の対応について

<報告事項>

1. 各種ヒアリング等の対応について
2. 令和3年度私立大学関係予算案について
 - (1) 令和3年度私立大学関係政府予算案及び税制改正結果について
 - (2) 令和3年度国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関する予算案について
 - (3) 「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」予算案について
 - (4) 令和3年度科学技術関係予算案について
3. 授業目的公衆送信補償金制度について

<資料報告事項>

1. 令和2年度国の補助金等に関する説明会（第2回）の開催について
2. 「第16回学生生活実態調査」の実施について
3. 令和2年度オンライン学長会議（第2回）の開催について
4. 令和2年度オンラインFD推進ワークショップの実施経過について
5. 令和2年度私大連理工系学部長会議の実施経過について
6. 文部科学省「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて」及び内閣府「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」について

第632回 令和3年2月16日(火) 午後3時30分～5時5分

<審議事項>

1. 令和2年度第3回(第220回・春季)総会の議事・日程について
2. 理事の補欠選任について

<協議事項>

1. 令和3年度事業計画案について
2. 令和3年度収支予算案について
3. 役員選任方法の見直しについて

<報告事項>

1. 採用と大学教育の未来に関する産学協議会「採用・インターンシップ分科会」への「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方」の提案について
2. 内閣府「規制改革推進会議」からのヒアリング(2回目)の対応について
3. 第6期科学技術・イノベーション基本計画について
4. 文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の審議経過について
5. 日本学術振興会「学術システム研究センター研究員」の募集等について

<資料報告事項>

1. 「令和2年度第2回オンライン学長会議」の実施経過について
2. 令和3年度大学経営人材の養成に関する事業(各種研修)及び学生支援研究会議の開催日程等について

第633回 令和3年3月30日(火) 午後1時30分～2時5分

<審議事項>

1. 学校法人東京国際大学(設置大学:東京国際大学)の会員入会申込みを総会に提出することの可否について
2. 令和3年度事業計画案について
3. 令和3年度収支予算案について
4. 役員選任規則の一部改正について

<報告事項>

1. 新型コロナウイルスに関する令和2年度予算の対応について
2. 経営委員会大学ガバナンス検討分科会「会員法人における『自律性の向上』に向けた取組の進捗状況に関するアンケート」結果を踏まえた今後の取組み等について
3. 経営委員会情報公開検討分科会「『新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信』に関する調査」結果について
4. 理工系分野の教育研究推進プロジェクト「理工系分野のオンライン教育の課題と取組」について
5. 文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議経過について
6. 中央教育審議会の動向及び全国学生調査の検討経過について
7. 文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の審議結果について
8. 私大連事務局専任職員の採用結果について

4-3 総会（3回開催）

第218回総会（定時） 令和2年9月29日（火） 午後2時30分～5時

<審議事項>

- 第一号議案 役員の任期満了に伴う後任者選出の件
- 第二号議案 令和元年度収支決算の承認を求める件

<報告事項>

- 第一号 令和元年度事業報告について
- 第二号 学校法人国際大学（設置大学：国際大学）の退会について
- 第三号 事業組織運営規則の一部改正について
- 第四号 令和3年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望（日本私立大学団体連合会）について
- 第五号 新型コロナウイルス等に関する私大連の対応について
- 第六号 各種ヒアリングに関する私大連の意見開陳について
- 第七号 後期授業の再開等について
- 第八号 中央教育審議会大学分科会「質の保証システム部会」及び全国学生調査について
- 第九号 経済財政運営と改革の基本方針2020及び教育再生実行会議の審議経過について
- 第十号 令和3年度大学入学者選抜の実施及び大学入試のあり方に関する検討会議の審議経過について
- 第十一号 令和3年度文部科学省概算要求及び私立大学関係税制改正要望（文科省）について
- 第十二号 学校法人のガバナンスに関する有識者会議の審議経過について

<資料報告事項>

1. 令和2年度監査計画について
2. 新型コロナウイルスの影響による令和2年度の私大連事業について
3. 令和2年度の私大連事業の開催及び開催報告等について
4. 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに学校法人分科会委員の決定について
5. 採用と大学教育の未来に関する産学協議会最終報告書のとりまとめ及びジョブ・フェアの実施経過について
6. 文部科学省「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保」補正予算申請等のお願について
7. 日本私立大学団体連合会令和2年度事業計画及び収支予算について

第219回総会（秋季） 令和2年11月24日（火） 午後2時30分～5時20分

<報告事項>

- 第一号 令和3年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について
- 第二号 令和2年度事業実施経過概要について
- 第三号 令和2年度監査（期中）の報告について
- 第四号 就職・採用活動の動向について
- 第五号 国のAI戦略の考え方及び「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度検討会議（内閣府）」の審議経過について
- 第六号 「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」事業について

第七号 今後の対面授業の考え方及び中教審「質の保証システム部会」の審議経過について

第八号 教育再生実行会議の審議経過について

第九号 留学生の出入国の最新動向及び今後の国際化政策について

第十号 予算要望・税制改正に向けた活動及び各種ヒアリング等の対応について

<資料報告事項>

1. 事業担当理事等について
2. 令和2年度の私大連事業の開催及び開催報告等について
3. 令和3年新年交歓会の開催について
4. 令和3年度私大連事務局への出向依頼について

第220回総会（春季） 令和3年3月30日（火） 午後2時30分～5時10分

<審議事項>

第一号議案 学校法人東京国際大学（設置大学：東京国際大学）の会員入会の可否の件

第二号議案 理事の補欠選任の件

第三号議案 令和3年度事業計画決定の件

第四号議案 令和3年度収支予算決定の件

第五号議案 役員選任規則の一部改正の件

<報告事項>

第一号 新型コロナウイルスに関する令和2年度予算の対応について

第二号 各種ヒアリング等の対応及び新型コロナウイルスに関する諸課題について

第三号 経営委員会大学ガバナンス検討分科会「会員法人における『自律性の向上』に向けた取組の進捗状況に関するアンケート」結果を踏まえた今後の取組み等について

第四号 経営委員会情報公開検討分科会「『新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信』に関する調査」結果について

第五号 理工系分野の教育研究推進プロジェクト「理工系分野のオンライン教育の課題と取組」について

第六号 文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議経過について

第七号 中央教育審議会の動向及び全国学生調査の検討経過について

第八号 授業目的公衆送信補償金制度について

第九号 文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の審議結果について

<資料報告事項>

1. 令和3年度総会等の日程について
2. 令和3年度私大連事業の開催について
3. 令和2年度私大連事業の開催報告等について

5. 日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿

令和3年3月31日現在(会員名ABC順)

会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職	会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職
愛知大学	愛知大学	川井伸一	理事長・大学長	武蔵野美術大学	武蔵野美術大学	長澤忠徳	大学長
亜細亜学園	亜細亜大学	大島正克	大学長	武蔵野大学	武蔵野大学	西本照真	大学長
暁学園	四日市大学	丸山康人	理事長	名古屋学院大学	名古屋学院大学	因田義男	理事長
	四日市看護医療大学			中村産業学園	九州産業大学	榊泰輔	大学長
青葉学園	東京医療保健大学	田村哲夫	理事長	中内学園	流通科学大学	中内潤	理事長・大学長
青山学院	青山学院大学	阪本浩	大学長	南山学園	南山大学	ロバート・キサラ	大学長
跡見学園	跡見学園女子大学	山崎一穎	理事長	根津育英会武蔵学園	武蔵大学	山寄哲哉	大学長
梅花学園	梅花女子大学	小坂賢一郎	理事長	日本大学	日本大学	加藤直人	大学長
文教大学学園	文教大学	近藤研至	大学長	日本女子大学	日本女子大学	篠原聡子	大学長
文理佐藤学園	西武文理大学	小尾敏夫	大学長	日通学園	流通経済大学	野尻俊明	理事長・大学長
筑紫学園	筑紫学園大学	柚山眞乗	理事長	ノートルダム清心学園	ノートルダム清心女子大学	原田豊己	大学長
中央大学	中央大学	福原紀彦	大学長	大阪学院大学	大阪学院大学	白井元康	総長
大東文化学園	大東文化大学	内藤二郎	大学長	大阪医科薬科大学	大阪医科大学	植木実	理事長
獨協学園	獨協大学	吉田謙一郎	理事長		大阪薬科大学		
	獨協医科大学			大阪女学院	大阪女学院大学	錦織一郎	理事長
	姫路獨協大学			追手門学院	追手門学院大学	川原俊明	理事長
同志社	同志社大学	植木朝子	同志社大学学長	立教学院	立教大学	郭洋春	大学総長
	同志社女子大学			立正大学学園	立正大学	吉川洋	大学長
フェリス学院	フェリス学院大学	鈴木佳秀	学院長	立命館	立命館大学	仲谷善雄	総長 立命館大学学長
福岡大学	福岡大学	朔啓二郎	大学長		立命館アジア太平洋大学		
福岡女学院	福岡女学院大学	十時忠秀	理事長	龍谷大学	龍谷大学	入澤崇	大学長
	福岡女学院看護大学			聖学院	聖学院大学	清水正之	理事長・大学長
学習院	学習院大学	荒川一郎	学習院大学学長	成城学園	成城大学	戸部順一	大学長
	学習院女子大学			聖カタリナ学園	聖カタリナ大学	ホビノ・サンミゲル	大学長
白鷗大学	白鷗大学	奥島孝康	大学長	成蹊学園	成蹊大学	北川浩	大学長
阪南大学	阪南大学	田上博司	大学長	西南学院	西南学院大学	ギャーリ・パークレー	理事長・大学長
広島女学院	広島女学院大学	湊晶子	院長・大学長	聖路加国際大学	聖路加国際大学	糸魚川順	理事長
法政大学	法政大学	田中優子	総長	清泉女子大学	清泉女子大学	佐伯孝弘	大学長
兵庫医科大学	兵庫医科大学	太城力良	理事長	聖心女子学院	聖心女子大学	高祖敏明	大学長
	兵庫医療大学			専修大学	専修大学	日高義博	理事長
稲置学園	金沢星稜大学	篠崎尚夫	大学長	石巻専修大学	石巻専修大学		
実践女子学園	実践女子大学	山本章正	理事長	芝浦工業大学	芝浦工業大学	鈴見健夫	理事長
上智学院	上智大学	曄道佳明	大学長	真宗大谷学園	大谷大学	木越康	大学長
城西大学	城西大学	上原明	理事長	白百合学園	白百合女子大学	高山貞美	白百合女子大学学長
	城西国際大学				仙台白百合女子大学		
順天堂	順天堂大学	新井一	大学長	昭和女子大学	昭和女子大学	坂東眞理子	理事長
海星女子学院	神戸海星女子学院大学	小野礼子	大学長	修道学園	広島修道大学	三上貴教	大学長
関西大学	関西大学	芝井敬司	理事長	創価大学	創価大学	馬場善久	大学長
関西学院	関西学院大学	村田治	大学長	園田学園	園田学園女子大学	川島明子	大学長
関東学園	関東学園大学	松平正久	理事長・学園長	大正大学	大正大学	高橋秀裕	大学長
関東学院	関東学院大学	規矩大義	大学長	拓殖大学	拓殖大学	川名明夫	大学長
慶應義塾	慶應義塾大学	長谷山彰	塾長	天理大学	天理大学	永尾教昭	大学長
恵泉学園	恵泉学園大学	中山洋司	学園長	東邦大学	東邦大学	炭山嘉伸	理事長
敬和学園	敬和学園大学	山田耕太	大学長	東北学院	東北学院大学	大西晴樹	院長・大学長
神戸女学院	神戸女学院大学	斉藤言子	大学長	東北公益文科大学	東北公益文科大学	神田直弥	大学長
皇學館	皇學館大学	小串和夫	理事長	東海大学	東海大学	松前義昭	理事長
國學院大学	國學院大学	針本正行	大学長	常磐大学	常磐大学	富田敬子	大学長
国際武道大学	国際武道大学	松前義昭	理事長	東京女子大学	東京女子大学	茂里一紘	大学長
国際基督教大学	国際基督教大学	岩切正一郎	大学長	東京女子医科大学	東京女子医科大学	岩本絹子	理事長
駒澤大学	駒澤大学	長谷部八朗	大学長	東京経済大学	東京経済大学	岡本英男	大学長
甲南学園	甲南大学	長坂悦敬	理事長	東京農業大学	東京農業大学	大澤貫寿	理事長
久留米大学	久留米大学	永田見生	理事長		東京情報大学		
共立女子学園	共立女子大学	川久保清	大学長	東京歯科大学	東京歯科大学	井出吉信	理事長・大学長
京都産業大学	京都産業大学	黒坂光	大学長	東洋大学	東洋大学	矢口悦子	大学長
京都精華大学	京都精華大学	石田涼	理事長	東洋英和女学院	東洋英和女学院大学	池田明史	大学長
京都橘学園	京都橘大学	日比野英子	大学長	東洋学園	東洋学園大学	愛知太郎	理事長
松山大学	松山大学	新井英夫	理事長・大学長	トヨタ学園	豊田工業大学	保立和夫	大学長
松山東雲学園	松山東雲女子大学	高橋圭三	大学長	津田塾大学	津田塾大学	高橋裕子	大学長
明治大学	明治大学	大六野耕作	大学長	梅村学園	中京大学	梅村清英	総長・理事長
明治学院	明治学院大学	村田玲音	大学長	和光学園	和光大学	半谷俊彦	大学長
宮城学院	宮城学院女子大学	末光眞希	大学長	早稲田大学	早稲田大学	田中愛治	総長
桃山学院	桃山学院大学	牧野丹奈子	桃山学院大学学長	山梨英和学院	山梨英和大学	小野興子	理事長
	桃山学院教育大学						

6. 令和2年度各種委員会委員一覧

- ◎委員長・センター長・部門長
- 副委員長・副センター長
- △専門委員
- 特別委員
- ☆研究員
- ※分科会長

総合政策センター企画会議

◎	村田 治	関西学院	大学長
○	曄道 佳明	上智学院	大学長
	福原 紀彦	中央大学	大学長
	田中 優子	法政大学	総長
	大六野 耕作	明治大学	大学長
	田中 愛治	早稲田大学	総長
	(鈴木 佳秀	フェリス女学院	学院長〔私大連監事〕)
	(ロバート キサラ	南山学園	大学長〔私大連監事〕)
	(川島 明子	園田学園	大学長〔私大連監事〕)

総合政策センター政策研究部門会議

◎	田中 優子	法政大学	総長
	圓月 勝博	同志社	学長補佐、文学部教授
	倉林 眞砂斗	城西大学	城西国際大学副学長、観光学部長
	渡部 直樹	慶應義塾	常任理事
	千田 憲孝	慶應義塾	学生総合センター長、理工学部教授
	油井 雄二	成城学園	学園長
	大野 高裕	早稲田大学	理工学術院教授

総合政策センタープロジェクト

◎	村田 治	関西学院	大学長
	日下田 岳史	大正大学	人間学部専任講師
□	小林 雅之	桜美林大学	総合研究機構教授
□	濱中 義隆	国立教育政策研究所	高等教育研究部総括研究官
□	下山 朗	奈良県立大学	地域創造学部教授
☆	宮里 翔大	桜美林大学	大学院国際学研究科博士後期課程

広報・情報委員会

担当理事 植木朝子

◎	赤石 守	日通学園	理事、事務局長
	鈴木 正也	愛知大学	企画部長
	今西 覚	同志社	広報部広報課長
	音 好宏	上智学院	文学部教授
	山本 幸一	明治大学	教学企画部教学企画事務室
	立石 肇	西南学院	本部総合企画部長
	伊藤 豪浩	津田塾大学	総務課長
	加藤 邦治	早稲田大学	広報室広報課長

広報・情報委員会大学時報分科会

◎	音 好 宏	上 智 学 院	文学部教授
	松 田 美 佐	中 央 大 学	文学部教授
	小 島 隆 久	同 志 社	同志社女子大学広報部広報室長
	須 藤 智 徳	法 政 大 学	多摩事務部学務課主任
	中 山 映	上 智 学 院	総務局SGU事業推進室長
	依 藤 康 正	関 西 大 学	総合企画室広報課長
	永 野 誠	関 西 学 院	高大接続センター入試課長
	田 上 雅 徳	慶 應 義 塾	法学部教授
	江 津 英 昭	明 治 大 学	経営企画部広報課長（令和2年10月就任）
	兼 高 聖 雄	日 本 大 学	芸術学部教授
	長 野 香	立 教 学 院	広報室長
	青 柳 祐	立 命 館	総合企画部広報課長
	山 田 健 太	専 修 大 学	文学部教授
	長 野 留三子	大 正 大 学	教務部教務課長
	鈴 木 宏 隆	早 稲 田 大 学	広報室長

広報・情報委員会コンシェルジュ分科会

◎	伊 藤 豪 浩	津 田 塾 大 学	総務課長
	植 田 光 雄	関 西 大 学	学長室学長課課長
	江 頭 麻 美	共 立 女 子 学 園	財務課
	津 田 雅 世	中 内 学 園	理事長室兼広報室次長
	岩 城 健 児	創 価 大 学	企画室広報課長
	相 澤 孝 明	東 北 学 院	学長室事務課係長
	原 理 仁	梅 村 学 園	学園経営戦略部課長

広報・情報委員会情報分科会

◎	山 本 幸 一	明 治 大 学	教学企画部教学企画事務室
	行 川 恭 央	獨 協 学 園	国際交流センター事務課長
	石 田 弘 樹	追 手 門 学 院	追手門学院大手前中・高等学校事務室事務長代理

公財政政策委員会

担当理事 擘 道 佳 明

◎	油 井 雄 二	成 城 学 園	学園長
	廣 瀬 克 哉	法 政 大 学	常務理事、法学部教授
	村 田 治	関 西 学 院	大学長
	高 橋 郁 夫	慶 應 義 塾	常任理事、商学部教授
	山 田 耕 太	敬 和 学 園	大学長
	武 智 浩 二	國 學 院 大 学	事務局長
	佐 野 浩 一	大 阪 医 科 薬 科 大 学	副理事長
	岡 本 英 男	東 京 経 済 大 学	大学長

教育研究委員会

担当理事 芝 井 敬 司

◎	圓 月 勝 博	同 志 社	学長補佐、文学部教授
	川 上 忠 重	法 政 大 学	大学評価室長、理工学部教授
	藤 村 正 之	上 智 学 院	高大連携担当副学長、総合人間科学部教授
	巳 波 弘 佳	関 西 学 院	学長補佐、理工学部教授
	松 浦 良 充	慶 應 義 塾	文学部長

尾近裕幸	國學院大学	理事、経済学部教授
藤井洋子	日本女子大学	文学部教授
沖裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
古満伊里	修道学園	副学長
種田行男	梅村学園	副学長、スポーツ科学部長
沖清豪	早稲田大学	文学学術院教授
△ 網倉久永	上智学院	入学センター長、経済学部教授
△ 本郷真紹	立命館	理事補佐、文学部教授
△ 狩谷あゆみ	修道学園	入学センター長、人文学部教授
△ 棚橋 聡	梅村学園	企画局長

教育研究委員会FD推進ワークショップ運営委員会

◎ 沖裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
今津敏晃	亜細亜学園	法学部准教授
豊口和士	文教大学学園	教育研究推進センター次長、文学部教授
川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
川西諭	上智学院	経済学部教授
岩崎千晶	関西大学	教育推進部准教授
耳野健二	京都産業大学	現代社会学部教授
三浦英俊	南山学園	理工学部教授
福田敦	日本大学	理工学部教授
清水栄子	追手門学院	基盤教育機構・教育開発センター准教授
長谷川岳史	龍谷大学	大学評価支援室長、経営学部教授
浅若裕彦	真宗大谷学園	文学部教授
望月雅光	創価大学	教育・学習活動支援センター長、経営学部教授
伊鹿倉正司	東北学院	経済学部教授
内田匡輔	東海大学	教育支援センター次長、体育学部教授
三浦 健	東洋大学	生命科学部准教授

学生委員会

担当理事 土屋 恵一郎 (令和2年6月辞任)
田中 愛 治 (令和2年6月就任)

◎ 千田憲孝	慶應義塾	学生総合センター長、理工学部教授
高橋豊治	中央大学	副学長(学生総合支援担当)、学生部長、商学部教授
下楠昌哉	同志社	学生支援センター所長、文学部教授
梶井昌邦	福岡大学	学生部長、経済学部教授
福武慎太郎	上智学院	学生センター長、総合グローバル学部教授
笹倉淳史	関西大学	キャリアセンター所長、商学部教授
本郷 亮	関西学院	学生支援機構副機構長(学生部長)、経済学部教授
浜本牧子	明治大学	学生部長、農学部教授
北條英勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
豊島明子	南山学園	学生部長、法務研究科教授
安達栄司	立教学院	学生部長、法学部・法務研究科教授
佐々木 宏	立教学院	キャリアセンター部長、経営学部教授
河原典史	立命館	学生部長、文学部教授
池谷知明	早稲田大学	学生部長、社会科学総合学術院教授

学生委員会奨学金等分科会

※	高橋 豊治	中央大学	副学長（学生総合支援担当）、学生部長、商学部教授
	柏木 宏江	中央大学	学生部事務室奨学課課長
	高橋 尚人	法政大学	学生センター厚生課長
	加来 信人	慶應義塾	学生部福利厚生支援担当課長
	石田 潤子	立教学院	学生部学生課担当課長
	古島 夏樹	立命館	学生部衣笠学生オフィス
	矢古宇 克昌	早稲田大学	学生部奨学課長

学生委員会キャリア・就職支援分科会

※	佐々木 宏	立教学院	キャリアセンター部長、経営学部教授
	蓑輪 靖博	福岡大学	就職・進路支援センター長、法学部教授
	藤野 吉成	法政大学	キャリアセンター部長
	原 徹	関西大学	キャリアセンター事務局長
	久保 秀雄	京都産業大学	キャリア教育センター副センター長、法学部准教授
	佐藤 和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	小林 宣子	明治大学	就職キャリア支援部就職キャリア支援事務長
	紀國 洋	立命館	キャリアセンター部長、経済学部教授
	諸橋 信秀	早稲田大学	キャリアセンター長（令和2年11月就任）

学生委員会学生生活実態調査分科会

※	北條 英勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
	久保倉 幹雄	明治学院	学生部次長
	原 幸一	立命館	学生部副部長、文学部教授
	阿藤 正道	専修大学	学生部長、商学部教授
	岩崎 日出男	園田学園	教学支援部長、人間健康学部教授
	米山 真子	東洋大学	学生部次長

国際連携委員会

担当理事 日比谷 潤子（令和2年9月辞任）
岩切 正一郎（令和2年10月就任）

◎	倉林 眞砂斗	城西大学	城西国際大学副学長
	川端 朋広	愛知大学	国際交流委員長、経済学部教授
	長澤 慶幸	同志社	国際連携推進機構国際センター留学生課長
	日野 好幸	法政大学	グローバル教育センター事務部次長
	佐藤 和美	上智学院	学事局グローバル教育推進室室長
	前田 裕	関西大学	学長、システム理工学部教授（令和2年9月辞任）
	藤田 高夫	関西大学	副学長、文学部教授（令和2年10月就任）
	廣田 純子	慶應義塾	学生部国際交流支援グループ課長
	三谷 真澄	龍谷大学	国際学部長、国際学部教授
	佐伯 孝夫	拓殖大学	国際部長
	山田 英貴	早稲田大学	国際部国際課長

経営倫理委員会

◎	村田 治	関西学院	大学長
○	曄道 佳明	上智学院	大学長
	福原 紀彦	中央大学	大学長

植木朝子	同志社	大学長
田中優子	法政大学	総長
芝井敬司	関西大学	大学長
岩切正一郎	国際基督教大学	大学長
入澤崇	龍谷大学	大学長
三上貴教	修道学園	大学長
松前義昭	東海大学	理事長

経営委員会

担当理事 郭 洋 春

◎ 渡部直樹	慶應義塾	常任理事
高木幸二	福岡女学院	常任理事、事務局長
出見世信之	明治大学	商学部長
原徹	桃山学院	総務部長
角田憲良	日本大学	総務部次長
上森啓史	追手門学院	常務理事
奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授 （令和2年11月就任）
大柳康司	専修大学	経営学部教授
高木龍一郎	東北学院	常任理事

大学ガバナンス検討分科会

※ 大柳康司	専修大学	経営学部教授
石原修	青山学院	監事
出見世信之	明治大学	商学部長
高辻智長	明治学院	学長室次長兼総合企画室次長

情報公開検討分科会

※ 出見世信之	明治大学	商学部長
山田礼子	同志社	社会学部教授
高辻智長	明治学院	学長室次長兼総合企画室次長
原徹	桃山学院	総務部長
大槻洋平	立教学院	総長室教学改革課
萬歳寛之	早稲田大学	法学学術院（法学部）教授

人事労務検討分科会

※ 高木龍一郎	東北学院	常任理事
柘植敏	中央大学	人事部人事課長
足立好宏	京都橘学園	法人事務局長
植村礼大	松山大学	監事、弁護士
西川幸穂	立命館	常務理事
野地整	早稲田大学	人事部長
小鍛冶広道	第一芙蓉法律事務所	弁護士

理事長会議幹事会

担当理事 茂 里 一 紘

◎ 日高義博	専修大学	理事長
林一義	愛知大学	監事
廣瀬克哉	法政大学	常務理事、法学部教授
田中教照	武蔵野大学	理事長（令和2年6月就任、令和2年7月辞任）

加藤 映子	大阪女学院	大学長
西川 幸穂	立命館	常務理事
清水 正之	聖学院	理事長、大学長
齊藤 悦一	園田学園	理事長
梅村 清英	梅村学園	総長、理事長

学長会議幹事会

担当理事 大場 昌子 (令和2年9月辞任)
担当理事 阪本 浩 (令和2年10月就任)

小野 礼子	神戸海星女子学院大学 (海星女子学院)	大学長
河野 訓	皇學館大学 (皇學館)	大学長
長谷部 八朗	駒澤大学 (駒澤大学)	大学長
溝上 達也	松山大学 (松山大学)	前大学長
真銅 正宏	追手門学院大学 (追手門学院)	大学長
川島 明子	園田学園女子大学 (園田学園)	大学長
高橋 秀裕	大正大学 (大正大学)	大学長
永尾 教昭	天理大学 (天理大学)	大学長
大西 晴樹	東北学院大学 (東北学院)	大学長
旦 祐介	東洋学園大学 (東洋学園)	大学長

(注) 学長会議幹事会については、大学名 (法人名) とした。

財務・人事担当理事者会議幹事会

担当理事 仲谷 善雄

◎ 西川 幸穂	立命館	常務理事 (総務担当)
高木 幸二	福岡女学院	常任理事、事務局長
福中 修二	関西学院	常務理事、事務局長
岩波 敦子	慶應義塾	常任理事
武田 恵司	京都精華大学	専務理事
大海 龍生	明治学院	常務理事、財務理事
山田 英昭	武蔵野大学	常務理事、事務局長
金森 弘和	成蹊学園	常務理事
渥美 芳信	清泉女子大学	理事、事務局長
下田 保清	修道学園	理事、法人事務局長
高木 龍一郎	東北学院	人事担当常任理事
笠原 喜明	東洋大学	理事、事務局長
佐々木 ひとみ	早稲田大学	常任理事

教学担当理事者会議幹事会

担当理事 高橋 裕子

◎ 廣瀬 克哉	法政大学	常務理事、副学長
小林 慶太郎	暁学園	四日市大学副学長 (教育・学生支援担当)
良永康平	関西大学	副学長 (令和2年9月辞任)
大津留 智恵子	関西大学	副学長、常任理事 (令和2年10月就任)
青野 覚	明治大学	常勤理事 (教務担当)
北條 英勝	武蔵野大学	副学長 (令和2年8月就任)
奥田 隆明	南山学園	副学長 (研究推進・教育支援担当)
太田 耕史郎	修道学園	副学長
神立 孝一	創価大学	常任理事、副学長
千葉 昭彦	東北学院	学務担当副学長
須賀 晃一	早稲田大学	副総長

監事会議幹事会

担当理事 福原紀彦(令和2年9月辞任)
矢口悦子(令和2年10月就任)

◎	林 一 義	愛知大学	常勤監事
	鈴木 豊	青山学院	常任監事
	太田 荘一	法政大学	監事
	玉井 浩二	國學院大學	監事
	長谷川 正治	京都産業大学	監事(令和2年7月就任)
	植村 礼大	松山大学	監事
	木下 洋一	桃山学院	常勤監事
	大久保 武	根津育英会武蔵学園	常勤監事
	秋山 進	芝浦工業大学	監事

研修委員会

担当理事 井上寿一(令和2年9月辞任)
篠原聡子(令和2年10月就任)

◎	大野 高 裕	早稲田大学	理工学術院教授
	西岡 徹	同志社	事務局長
	西川 真司	同志社	グローバルスタディーズ研究科・アメリカ研究所事務室事務長
	柚木 尚美	修道学園	総務部長
	金田 淳一	法政大学	多摩事務部長
	藤村 博之	法政大学	イノベーション・マネジメント研究科教授
	須田 誠一	上智学院	人事局長
	西野 毅朗	京都橘学園	教育開発支援センター専任講師
	山本 幸一	明治大学	教学企画事務室副参事
	牛嶋 洋一	立教学院	人事部長
	田尻 実	立命館	情報システム部部长
	内藤 多恵	龍谷大学	先端理工学部教務課課長
△	福田 嘉雄	成蹊学園	学長室総合企画課長
△	山崎 和彦	日本大学	歯学部庶務課長
△	伊藤 豪浩	津田塾大学	総務課長
△	鍋谷 敏守	東洋大学	人事部人事課長

研修委員会アドミニストレーター研修運営委員会

◎	田尻 実	立命館	情報システム部部长
	高松 朋史	青山学院	経営学部教授
	松並 久典	関西大学	総合企画室長
	片岡 和人	慶應義塾	管財部次長
	石垣 智徳	南山学園	経営学部教授
	西崎 大	立教学院	総長室次長兼企画課長
	野原 佳名子	早稲田大学	演劇博物館事務長

研修委員会業務創造研修運営委員会

◎	西川 真司	同志社	グローバルスタディーズ研究科・アメリカ研究所事務室事務長
	鈴木 賢敏	中央大学	管財部管財課副課長
	小橋 康昭	関西学院	人事部次長兼人事課長
	河越 太郎	慶應義塾	通信教育部課長
	山崎 和彦	日本大学	歯学部庶務課長
	嵯峨野 恵美	日本女子大学	総務部総務課長
	吉村 母都美	立教学院	リサーチ・イニシアティブセンター担当課長

澤田博昭	立命館	生命科学部事務室事務長
松山幸司	龍谷大学	教学部課長
本郷有充	成蹊学園	教務部課長
早瀬信行	東洋大学	研究推進部産官学連携推進課課長補佐

研修委員会キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

◎ 内藤多恵	龍谷大学	先端理工学部教務課課長
武智紫	中央大学	学事部学事・社会連携課課長
近藤恭子	同志社	国際教養教育院事務長
栗原伸治	修道学園	教学センター教務第2課課長
木部真希	法政大学	人事部人事課主任
野中勝広	関西大学	総務局人材開発課副主幹
木守武文	松山大学	東京オフィス係長
清水洋輔	西南学院	入試課課長
高橋淳	東北学院	法人事務局人事部人事課長
松永達也	東海大学	キャリア就職センターキャリア就職課課長補佐
湯澤圭子	早稲田大学	人事部人事課主任

研修委員会創発思考プログラム運営委員会

◎ 金田淳一	法政大学	多摩事務部長
山下万紀子	フェリス女学院	内部監査室長
岡本浩志	京都産業大学	学長室長
市川園子	明治大学	経営企画部広報課長
藤井元	立命館	人事部長
伊藤寿隆	東北学院	総務部長

研修委員会PDC Aサイクル修得プログラム運営委員会

◎ 山本幸一	明治大学	教学企画部教学企画事務室副参事
吉川貴士	同志社	学長室庶務課長
寺田貢	福岡大学	理学部教授
木本圭一	関西学院	国際学部教授
今井嘉一	関西学院	教務機構事務部次長
柴崎和夫	國學院大学	人間開発学部教授
永田智成	南山学園	外国語学部准教授
澤村亜生津	立教学院	総長室教学改革課担当課長
増田至	立命館	総合企画部事業計画課課長
大越健次郎	成蹊学園	企画室経営企画グループ長
及川義道	東海大学	教育開発研究センター次長、理学部基礎教育研究室教授
若松智明	早稲田大学	社会科学総合学院学務担当課長

理工系分野の教育研究推進プロジェクト

担当理事 曄道佳明

◎ 江馬一弘	上智学院	学術研究担当副学長、理工学部教授
北原和明	関西学院	理工学部長
岡田英史	慶應義塾	理工学部長、理工学研究科委員長
久保田寿夫	明治大学	理工学部長
奥村幸子	日本女子大学	理学部長
高山茂	立命館	理工学部長
山田純	芝浦工業大学	理事、工学部長

竹 内 淳	早 稻 田 大 学	理 工 学 術 院 学 術 院 長 (令 和 2 年 9 月 辞 任)
菅 野 重 樹	早 稻 田 大 学	理 工 学 術 院 学 術 院 長 (令 和 2 年 10 月 就 任)

一般社団法人日本私立大学連盟 令和2年度事業計画

令和2年度の事業は、当法人の第3期中期事業期間（令和2年度～令和5年度）における初年度として、以下のビジョン及び事業策定の方針のもと、私立大学及び高等教育を取り巻く諸情勢を踏まえ、次の通り計画する。

【中期事業期間（令和2年度～令和5年度）におけるビジョン】

日本私立大学連盟は、Society5.0及びSDGs等の新たな社会目標が掲げられるなか、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を図る。さらに、私立大学が教育の質の向上を通じて持続的に発展することを目的に、会員法人の協働による調査・研究、情報分析を基にした政策提言機能並びに情報発信・共有機能を強化する。

令和2年度事業策定の方針（第620回理事会承認【令和元年11月19日開催】）

令和2年度は、私大連事業の点検・検証サイクルの第3期中期事業期間（令和2年度～令和5年度）における初年度として、前中期事業期間に引き続き、各事業の着実な遂行を推進する。また、私立大学の環境整備の充実に寄与することを目標に、会員法人が一体となって事業成果の実現に向けた活動を積極的に展開することとし、以下の事項について重点的に取り組む。

1. 国、社会に対する政策の提言・実現機能の強化

- (1) 私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上
- (2) 予算要望、税制改正活動の一層の充実
- (3) 私立大学における共通かつ緊急的重要課題へのタイムリーな対応
- (4) 調査・研究事業の一層の充実

2. 会員法人へのきめ細かな対応の推進

- (1) 会員法人の規模や種別、地域性を勘案した情報発信の強化
- (2) 会員法人への個別対応を可能とするコンシェルジュ事業の強化
- (3) 私大連が有する知的リソース（各種調査・アンケート結果、人的ネットワーク等）の活用の促進

I. 当法人の機能強化に関する事業

事業の企画立案及び諮問事項の設定、既往事業の点検、事業間の連携・調整を行う。また、調査・研究、情報分析をもとにした政策提言並びに情報発信・共有を推進し、国や社会に対する提言・要望を適宜とりまとめるとともに、その実現に向けた働きかけを展開する。合わせて、私立大学への理解を深めるための広報活動を行い、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を目指す。

【分野】政策提言機能の強化

1. 事業の企画立案・調整（継続）

〔事業組織〕総合政策センター 企画会議

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

2. 政策課題への取り組み（継続）

〔事業組織〕総合政策センター 政策研究部門会議

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

3. シンクタンク機能の強化（新規）

〔事業組織〕総合政策センター プロジェクト（新規）

（1）高等教育の無償化にかかる諸問題への対応（新規）

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題について、さまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。令和2年度については、本制度の課題を整理した上で、文部科学省における検討状況も踏まえ実態調査に向けた調査項目を検討する。

なお、本プロジェクトの期間は2年から3年を目安とし、「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期に合わせ、研究成果をとりまとめる。

【分野】情報収集・発信の強化

1. 広報・情報に対する課題への対応（継続）

〔事業組織〕広報・情報委員会

会員法人及び社会に向けた効果的な情報を発信するため、本委員会策定の「今後の広報の方向性」に示した課題について、さらに検討し具体策をとりまとめる。

2. 社会に向けた情報発信の強化（継続）

[事業組織] 広報・情報委員会

当法人の活動や私立大学への理解を深めるため、マスコミ等を活用した情報発信（記者会見、記者懇談会等）を行う。

また、私立大学の意義と役割を広く社会に発信することを目的にフォーラムを企画・実施する。

3. 『大学時報』の発行（継続）

[事業組織] 広報・情報委員会 大学時報分科会

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として『大学時報』を企画・編集・刊行する。

また、Webサイトを通じた『大学時報』の社会的認知度・関心度のさらなる向上のため、デジタルアーカイブ化にむけて既刊冊子のデジタルファイル化を行う。

4. コンシェルジュ事業の強化（継続）

[事業組織] 広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会

コンシェルジュ事業における大学担当者の意見を聴取した上で、さらに効果的な会員法人への個別対応が可能となるよう、現在のコンシェルジュ会議やメルマガの配信を含め本事業のあり方を見直す。

5. 調査の実施、情報収集（継続）

[事業組織] 広報・情報委員会 情報分科会

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

[実施調査]

- ①財務状況調査（継続）
- ②学生・教職員数等調査（継続）
- ③学生納付金等調査（継続）
- ④教職員待遇状況調査（継続）
- ⑤University Facts調査（継続）

II. 公財政活動に関する事業

私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要望方針と内容等を取りまとめるとともに、要望内容等の実現に向けた活動を展開し、私立大学の環境整備の充実とわが国の教育立国の実現に寄与する。

【分野】 税財政改革にかかる活動

1. 私立大学関係政府予算・税制改正への対応（継続）

[事業組織] 公財政政策委員会

令和3年度私立大学関係政府予算及び私立大学関係税制改正に関する要望方針と内容等を取りまとめるとともに、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要望内容等の実現に向けた活動を展開する。

2. 国の補助金等に関する説明会の実施（継続）

[事業組織] 公財政政策委員会

加盟大学における教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和3年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

Ⅲ. 教育研究に関する事業

教育研究に関する課題、学生にかかる諸情勢の変化に対する具体的対応策、大学のグローバル化に関する調査研究等を行うとともに、その研究成果を国等の政策に反映させることによって私立大学の教育研究の質の向上とわが国の学術研究に貢献する。

【分野】教育研究の質の向上

1. 高大接続改革及び教学マネジメントの確立等への対応（新規・継続）

[事業組織] 教育研究委員会

今般見送りとなった大学入学共通テストにおける「大学入試英語成績提供システム」や記述式出題のあり方について国の動向を踏まえ、適時、私立大学の意見を具申する。また、個別入試を含め会員法人の入試改革に役立つポイントや情報を取りまとめ発信する。

教学マネジメントに関しては、その課題を整理した上で、本年度取り組むテーマを設定し具体案を検討する。

2. FD推進ワークショップの実施（継続）

[事業組織] 教育研究委員会 FD推進ワークショップ運営委員会

加盟大学におけるFDの組織的推進の一助として、新任専任教員向けのFD推進ワークショップを開催する。

3. 関係機関等への対応（継続）

[事業組織] 教育研究委員会

大学教育改革や大学入学者選抜改革など、中央教育審議会をはじめとする関係機関における教育研究にかかる諸問題を共有し、検討課題について協議するとともに、適宜、私立大学の立場から意見具申を行う。

【分野】学生・就職支援の充実

1. 学生支援研究会議の開催（継続）

〔事業組織〕 学生委員会

加盟大学における学生支援にかかる諸方策に資するため、学生支援に関する調査・研究に基づき、加盟大学の教職員を対象として「学生支援研究会議」を開催する。

2. 奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議（継続）

〔事業組織〕 学生委員会 奨学金等分科会

加盟大学における奨学金並びに経済支援にかかる諸方策の検討を行うため、「令和2年度奨学金等調査（令和元年度実績）」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、関係機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行う。

3. 就職にかかる諸問題への対応（継続）

〔事業組織〕 学生委員会 キャリア・就職支援分科会

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学習環境の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。

また、インターンシップのあり方について、連合会や就職問題懇談会、日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」等を通じて、私立大学の意見を反映させる働きかけを行う。

4. 次回（第16回）学生生活実態調査に向けた検討（新規・継続）

〔事業組織〕 学生委員会 学生生活実態調査分科会

次回（第16回）（令和3年度実施予定）の「学生生活実態調査」に向け、Web調査の回収率向上方策の検討及び昨今の学生の生活実態を把握するための新たな調査項目の検討を行う。

【分野】グローバル教育の推進

1. 国際連携に関する諸課題に関する研究（新規・継続）

〔事業組織〕 国際連携委員会

今期中期事業期間において、とくに受入留学生及び日本語教育に関し検討を進める。令和2年度については、喫緊の課題である受入留学生の在籍管理について加盟大学間の情報共有を行うとともに、中期事業期間における受入留学生及び日本語教育の強化策に向けた本委員会の検討プランを考える。

2. 「国際教育・交流調査」の実施（継続）

〔事業組織〕 国際連携委員会

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教

育・交流に関わるデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に発信する。とくに加盟大学向けには、データライブラリーにおいてより詳細なデータを提供する。

IV. 大学マネジメントに関する事業

経営倫理に関する啓発、並びに私立大学の持続可能なマネジメント改革に資する取り組みを推進するとともに、大学経営をリードする人材育成に努めることによって私立大学の経営基盤の構築に寄与する。

【分野】 自律的大学経営の確立

1. 倫理綱領・指針に抵触した事態への対応（継続）

[事業組織] 経営倫理委員会

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うとともに、発生した問題に対処する。

2. 私立大学経営の充実・強化に向けた検討（継続）

[事業組織] 経営委員会

私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化を踏まえ、私立大学における多様なガバナンスのあり方を担保し、健全な経営の充実・強化に資する方策等について検討し、会員法人間の理解の深化と国等に対する政策提言を行う。

3. 「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討（新規・継続）

[事業組織] 経営委員会 大学ガバナンス検討分科会

「日本私立大学連盟私立大学ガバナンス・コード」に関する会員法人の対応状況を踏まえ、コンプライ・オア・エクスプレインの方法について検討し、実施する。また、会員法人のガバナンス強化に向け、同コードの高度化に向けた検討を行う。

4. 情報公開の充実に向けた検討（新規・継続）

[事業組織] 経営委員会 情報公開検討分科会

私立大学（学校法人）として公表すべき情報のあり方にかかるこれまでの検討に基づき、会員法人における教育情報及び財務情報の公表の取組状況を調査する。その調査結果をもとに、私立大学の多様性を担保し、かつ社会から一層の理解が得られる情報公表のあり方について検討し、提言をとりまとめる。

5. 私立大学における人事労務政策に係る検討（新規）

[事業組織] 経営委員会 人事労務検討分科会（新規）

加盟大学の働き方改革にかかる推進状況の把握とともに、本分科会で取り上げるべき人事労務の課題について整理する。また、令和2年度は、同一労働同一賃金の問題についてさらに検討し、会員法人へ情報を提供する。

【分野】 教学・経営マネジメントの確立

1. 理事長会議の企画・実施（継続）

[事業組織] 理事長会議 幹事会

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

2. 学長会議の企画・実施（継続）

[事業組織] 学長会議 幹事会

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

3. 財務・人事担当理事者会議の企画・実施（継続）

[事業組織] 財務・人事担当理事者会議 幹事会

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

4. 教学担当理事者会議の企画・実施（継続）

[事業組織] 教学担当理事者会議 幹事会

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

5. 監事会議の企画・実施（継続）

[事業組織] 監事会議 幹事会

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

また、「私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－令和元年度版」を基に、令和2年度版を外部環境の変化等に応じて修正し、刊行する。

【分野】 大学経営人材の養成

1. 各研修の実施（継続）

①加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した三つの研修、②私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、③組織運営におけるP D C Aサイクル構築実践のためのP D C A

サイクル修得プログラムを実施する。

また、人員配置の都合上、長期・複数回合宿研修への派遣が困難な小規模大学や子育て世代等に配慮し、私大連研修のエッセンスをコンパクトに凝縮して2日間で実施する若手職員向けの「大学職員短期集中研修」を実施する。地方大学の職員の参加にも配慮し、首都圏、近畿圏以外の地域において毎年開催地を変えて実施する。なお、一部講義・講演について聴講参加者受け入れを積極的に行う。

(1) アドミニストレーター研修の企画・実施（継続）

[事業組織] 研修委員会 アドミニストレーター研修運営委員会

(2) 業務創造研修の企画・実施（継続）

[事業組織] 研修委員会 業務創造研修運営委員会

(3) キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施（継続）

[事業組織] 研修委員会 キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

(4) 創発思考プログラムの企画・実施（継続）

[事業組織] 研修委員会 創発思考プログラム運営委員会

(5) PDCAサイクル修得プログラムの企画・実施（継続）

[事業組織] 研修委員会 PDCAサイクル修得プログラム運営委員会

2. 新任管理職研修の企画・実施（新規）

[事業組織] 研修委員会

従来のヒューマン・リソース・マネジメント研修をリニューアルし、募集対象を管理職（課長）になって3年目までの職員に限定し、プログラム内容も一部改編し、新任管理職研修と位置づけて実施する。

3. オンデマンド研修（大学職員基礎コース）の配信、コンテンツ開発（中級コース、中途採用者向けコンテンツ）（新規・継続）

[事業組織] 研修委員会

平成25年度から本格実施している「オンデマンド研修（大学職員基礎コース）」を、若手職員向けの研修コースとして、Web上で配信し受講者に提供する。

また、新たに中級コースや中途採用者向けのコンテンツの企画について検討し、コンテンツ制作を行う。

V. その他目的達成に必要な事業

私立大学に関する緊急かつ時宜に応じた課題について政策提言をとりまとめ、実現に向けた働きかけを積極的に展開することによって私立大学の環境整備の充実に寄与する。

【分野】 緊急・共通課題への対応

1. 私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応（新規・継続）

[事業組織] 理工系分野の教育研究推進プロジェクト

令和2年度は、とくに「理工系分野における教育」に着目し、検討を進める。特色ある「理工系分野における教育」の事例をとりまとめるとともに、私立大学の本分野を充実させるために必要な改善策を提言し、広く社会に発信する。また、加盟大学の情報共有を密にする「理工系学部長会議」を開催する。

【分野】その他

1. 関係機関との協力（継続）

[事業組織] 理事、各事業組織

多様で特色ある教育を担う私立大学を基幹とする高等教育政策の再構築（パラダイムシフト）実現に向けた活動等を展開する。また、その活動の展開にあたっては、私学団体、文部科学省、関係機関、経済団体等との意見交換・交流による相互理解の深化を図り、その活動を推進する。

- (1) 日本私立大学団体連合会
 - 1) 総会
 - 2) 役員会
 - 3) 高等教育改革委員会
 - 4) 公財政改革委員会
 - 5) 就職問題委員会
 - 6) 国際交流委員会
 - 7) 大学経営委員会
 - 8) 私立大学経営倫理委員会
- (2) 全私学連合
- (3) 文部科学省、関係機関
- (4) 経済団体等

【経過措置】

1. 任務終了に伴い、次の事業組織を廃止する。

- ・働き方改革推進プロジェクト

IV. 社員の異動状況

区 分	社 員 数	摘 要
令和元年度	110会 員	会 員 110法人 124大学
令和2年度	111会 員	会 員 111法人 125大学
増 減	1会員増	会 員 1法人増 1大学増

令和2年度事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年6月

一般社団法人日本私立大学連盟

